

# 模倣品・海賊版対策の相談業務に関する 年次報告

2017年6月

政府模倣品・海賊版対策総合窓口



# はじめに

## (総合窓口の設置の経緯と概要)

「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」は、2004年8月に、企業等からの要望を受けて経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室に、政府の一元的な相談窓口として設置され、相談業務をスタートさせました。政府総合窓口では、権利者や企業等からの相談や申立に対し、関係省庁と連携をとりつつ、丁寧かつ迅速な対応に努めています。

また、2005年4月からは、相談窓口における業務の一環として、外国における制度や運用に問題があって、日本企業の知的財産権が適切に保護されていない場合、企業・団体等からの申立てを受けて侵害状況調査等を実施し、必要に応じて、政府間協議や国際的な枠組みを活用することによって問題の解決を図る「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」の運用が行われています。

## (近年の模倣品・海賊版を巡る状況)

近年の模倣品・海賊版を巡る状況は、一部改善の兆しもみられるものの、依然として中国を始め世界中で被害が発生していますが、模倣品・海賊版の撲滅に向けた国際的な枠組みや、各国の知財関連の制度整備が進展し、被害発生国における知財保護意識や、取締当局の執行能力の向上も図られてきています。

しかしながら一方で、模倣品・海賊版による被害は、法の間目や取締当局の監視の間目をかいくぐるように、一層巧妙化、悪質化しており、侵害行為を何度も繰り返す再犯も後を絶たない状況にあります。さらには、インターネットの世界的な普及と電子商取引の発展に伴い、模倣品・海賊版被害は、インターネット上でも急速に拡大している状況にあります。

このように、模倣品・海賊版はリアルマーケットに加えて、インターネット上でも世界規模で流通しており、大きな問題となっています。この模倣品・海賊版の氾濫を放置すれば、本来、権利者が得るべき利益が剥奪され、また、企業が長年の信頼と努力によって培った企業のブランドイメージを悪化させます。さらには、イノベーションを創造する企業の多大な努力の上に、何も努力しない第三者が、「ただ乗り」する模倣品・海賊版行為を見逃せば、企業のイノベーションと知的財産の創造意欲を減退させることにもつながり、経済社会の発展にとっても大きな害を及ぼします。また、粗悪で品質の劣る模倣品が出回ることによって、消費者の健康や安全を脅かすことにもつながります。

こうした中で、2009年に、世界最大の模倣被害の発生国である中国と、日本政府との間で、知財保護に関する4つの覚書が交換され、知財保護の協力と交流関係の強化が図られました。2010年以降、当該覚書に基づいて、中国政府機関との間で具体的な取組がスタートしています。また、2012年10月には我が国は「偽造品の取引の防止に関する協定」(ACTA)の最初の締約国となり、模倣品対策等の実効性を高めるため新たな国際スタンダードとなることが期待されています。

## (本報告書について)

2005年6月10日に、知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画2005」において、政府模倣品・海賊版対策総合窓口に関する年次報告書を作成することが明記されました。本報告書は、2016年の政府総合窓口の業務内容を取りまとめ、報告するものです。

## 目 次

### 【本編】 「政府模倣品・海賊版対策総合窓口の業務報告」

1. 相談業務の状況	2
2. 海外侵害状況調査制度について	7
3. 情報提供の取組	9

### 【別添】 「模倣品・海賊版問題の現状」

第1章 模倣品・海賊版による被害の状況	
1. 模倣品・海賊版被害の概観	12
2. 中国の模倣品・海賊版被害	14
3. インターネット上の模倣品・海賊版被害の状況	19
第2章 日本政府・産業界の取組	
1. 日本政府の取組	23
2. 日本産業界の取組	38
第3章 海外の動向	
1. 米欧の動向	45
2. 中国政府の動向	48
3. その他の国・地域の動向	57
コラム	64

### 【参考資料】

参考資料1	知的財産権推進計画2016（関連部分抜粋）
参考資料2	第5回日中知財WG議事録（日本側作成）
参考資料3	中小企業等海外侵害対策支援事業の概要（模倣品対策支援事業）
参考資料4	新情勢下の知的財産権侵害と模倣・粗悪商品生産販売の取締強化に関する 国務院の意見
参考資料5	中国専利法改正案の概要
参考資料6	国家工商行政管理総局令第60号 インターネット取引管理弁法

**【本編】**

**政府模倣品・海賊版対策  
総合窓口の業務報告**

# 政府総合窓口の業務報告

## 1. 相談業務の状況

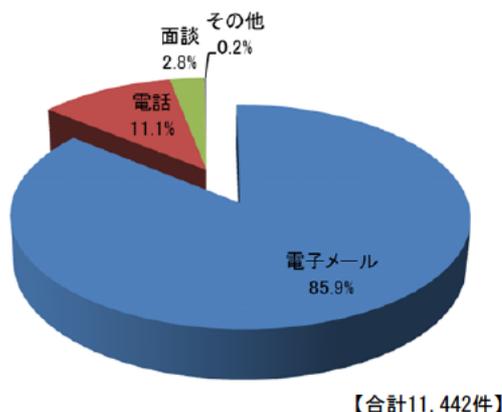
### (1) 政府総合窓口の相談受付状況

#### ① 受付件数の推移

政府総合窓口では、2004年8月に窓口が設置されて以来、2016年末までに合計11,442件の相談や情報提供等を受け付けました。

受付方法は、電子メールでの受付が、電話や面談での受付を大きく上回り、全体の85.9%に上っています(図表1)。

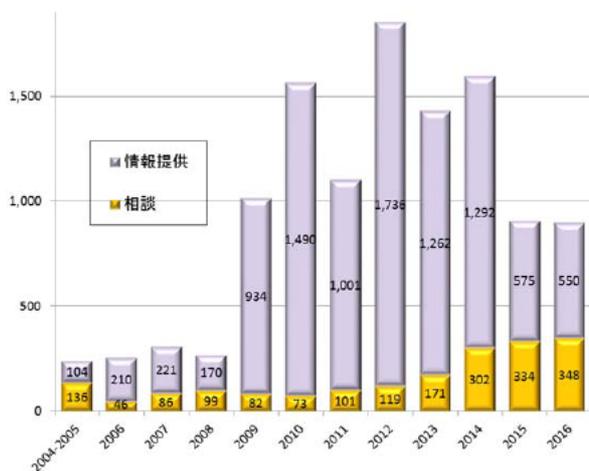
図表1 受付方法の内訳



(注)「その他」は、郵送等で持ち込まれた件数

2016年の受付件数の総数は、2015年に比べてわずかに減少し、898件となりましたが、このうち相談件数について見ると、2016年は、過去最高の348件となりました(図表2)。

図表2 受付件数の推移



この348件について分析したところ、被害を受けた権利者からの相談は143件、模倣品等を購入してしまった消費者からの相談は40件、その他の相談は165件でした。

#### ② インターネット取引関連の相談・情報提供

2015年に受け付けた898件のうち、インターネット取引に関連する相談・情報提供が572件と全体の約64%となっています(図表3)。

図表3 インターネット取引関連の相談・情報提供の推移



2009年以降、知的財産権を侵害しているとする通販サイトに関する情報提供が一般の消費者から数多く寄せられています。現在、模倣品・海賊版等の不正商品を巡る消費者取引に関する相談を受け付けている各都道府県の消費生活センター等から紹介され、当窓口あてに侵害サイトに関する情報を提供する消費者も後を絶たず、当窓口への情報提供の過半を占めています。

### (2) 国・地域別の相談件数

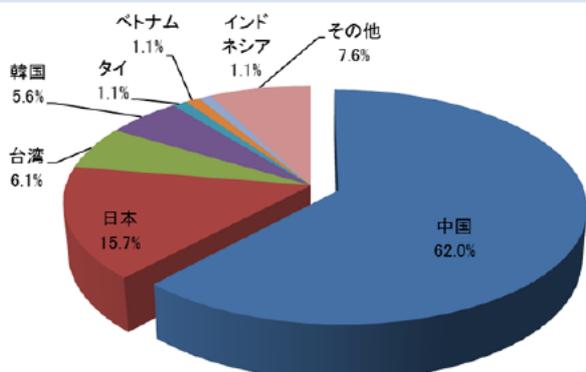
2004年～2016年の間に受け付けた相談案件1,897件のうち、模倣品の製造国・地域が判明しているものが644件ありましたが、このうち中国(香港を含む。)に関する相談案件が全体の6割以上を占めています。

次に、日本国内での案件に係る相談が多く、台湾、韓国が続きます(図表4)。

2016年単年で見た場合には、中国に関する相談案件が全体の5割以上になっており、次いで日本、

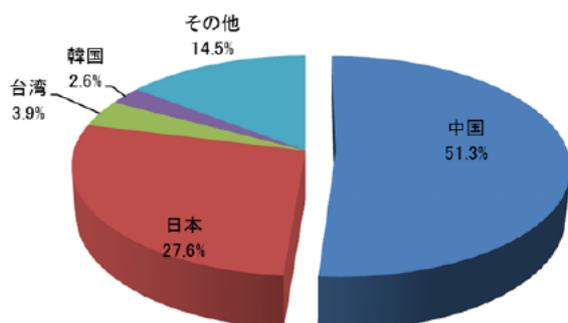
台湾、韓国が続く構成に大きな変化は見られません(図表5)。

図表4 模倣品の製造国・地域が判明している相談案件の割合 (2004～2016年の累計)



【2004年～2016年 累計644件】

図表5 模倣品の製造国・地域が判明している相談案件の割合 (2016年)



【2016年 計76件】

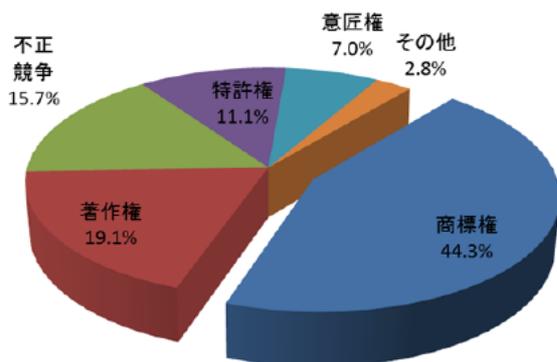
### (3) 知的財産権別の相談件数

2004年～2016年に受け付けた相談案件1,897件のうち、対象となる知的財産権の内容が明らかなものが1,737件ありました。

権利別の内訳をみると、「商標権」が全体の44.3%と最も多く、次いで、「著作権 (19.1%)」、「不正競争 (15.7%)」、「特許権 (11.1%)」、「意匠権 (7.0%)」の順となっています(図表6)。

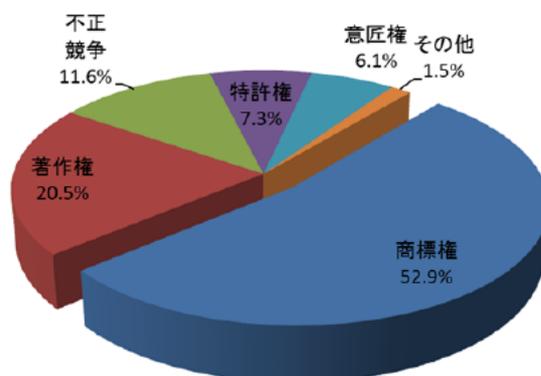
また、2016年単年で見た場合には、「商標権」が全体の52.9%占めており、わずかに増加しています。構成に大きな変化は見られません(図表7)。

図表6 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合 (2004～2016年の累計)



【2004年～2016年 累計1,737件】

図表7 知的財産権・関連法令別の相談案件の割合 (2016年)



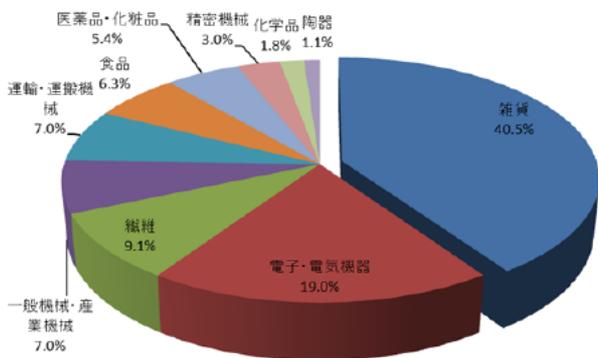
【2016年 計327件】

### (4) 商品分野別の相談件数

2004年～2016年に受け付けた相談案件1,897件のうち、対象となる商品の種別を明らかにした相談案件1,248件についてみると、「雑貨」が全体の40.5%と最も多く、「電子・電気機器 (19.0%)」「繊維 (9.1%)」、「一般機械・産業機械 (7.0%)」、がこれに続いています。その他、幅広い日本の商品分野で模倣被害が発生しています(図表8)。

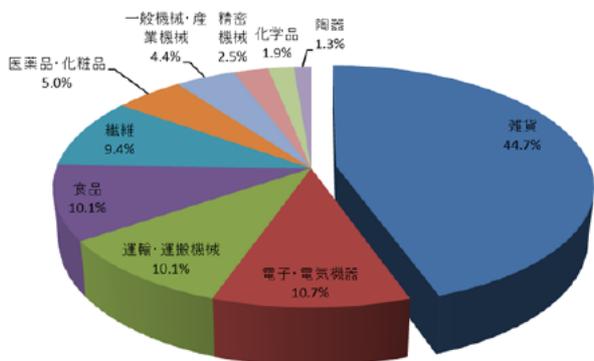
2016年単年で見た場合には、「電子・電気機器」や「食品」など一部の占める割合に多少変化が見られるものの、大きな変化は見られません(図表9)。

図表8 商品分野別の相談案件の割合  
(2004～2016年の累計)



【2004年～2016年 累計1,248件】

図表9 商品分野別の相談案件の割合 (2016年)



【2016年 計159件】

(5) 政府総合窓口以外での相談件数

①関係省庁

総合窓口以外に、関係省庁でも直接所掌に係る相談を受け付けています。

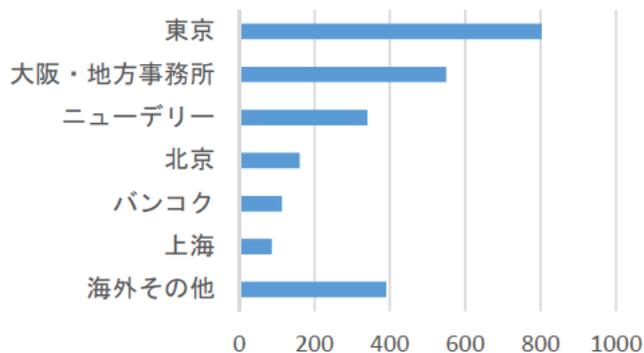
2016年は、各国の在外公館に知的財産担当官を置く外務省で256件<sup>1)</sup>、産業財産権を所管する特許庁で55件、育成者権の相談を受け付けている農林水産省で6件の相談を受け付けました。

②独立行政法人日本貿易振興機構

(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)では、2016年度に2,439件の知的財産権に係る相談を受理しました。

内訳は、東京(本部)(803件)で受理した相談が最も多く、次いで大阪・地方事務所(549件)、海外事務所では、ニューデリー事務所(340件)、北京事務所(170件)、バンコク事務所(113件)、上海事務所(86件)が続きます(図表10)。

図表10 ジェトロの相談受理件数(2016年度)



【全2,439件】

③外国産業財産権侵害対策等支援事業

(製造国及び流通国の双方が日本の場合を除く)

特許庁からの委託により、侵害対策等に係る相談事業を行っている(一社)発明推進協会が、2016年度に産業財産権侵害に係る相談を受け付けた件数は102件(対前年度比9%減)でした。

(6) 具体的な相談事例

模倣品・海賊版に関する相談は、被害の状況や権利の種類等を考慮しつつ、関係省庁と連携を取って、相談者に助言等を行っています。具体的な相談内容としては、訴訟等の法的な問題の確認や、輸入差止等の措置の申請先、無料相談が可能な専門組織の紹介が多いのですが、近年の傾向を表す事例として、次のようなものがあります。

【事例1】アシックスからの情報提供事例

株式会社アシックスは1995年より販売事業を展開しており、近年、ビジネスの拡大により、ようやくブランド認知度が上がって参りました。それに呼応するように第三者による冒認出願商標や法人登記が多数見受けられるようになりました。下記はその一例ですが、当社登録商標「アシックス」や「愛世克私」と異なる漢字を使用した商標や、シューズ商品などに使用しているアシックスストライプ図形商標に類似した商標を出願するなど権利化を狙っています。文字商標については「アシックス」に類似した称呼を使うなど出願商標と実際の商標使用形態が乖離している例や、侵害者の企業の歴史に当社の歴史を流用している例などを確認しています。下記事例では、出願人は「アシックス(香港)商貿有限公司」と名乗り、香港にダミー会社を設立するなど、その手段が巧妙化しています。そのほかにも、「ASICSTIGER」、「アシックス虎」(アシックスタイガー)や「鬼冢虎」(オニツカタイガー)の役務商標出願なども見受けられます。今回ご紹介した事例に対しては、訴訟や異議申立などの法的手段で現在対抗中です(2017年3月末時点)。

<sup>1)</sup> 2015年10月～2016年9月の集計値。

【例①】

アシックス登録商標



冒認出願商標および実施例



【例②】

アシックス登録商標



冒認出願商標、法人登記および実施例



【例③】

アシックス登録商標

冒認出願商標



【例④】

アシックス登録商標

ASICS

冒認出願商標「ASIC 5」



【事例 2】 Apple 製品に関する事例

Apple 製品の模倣品が、実店舗の小売店や修理店、オンライン通販など多様な手段で販売されています。これら模倣品の多くは中国で製造され、日本を含む世界中に輸出されている状況です。なかでも、オンライン通販のプラットフォームでは、販売者が販売イメージや商品描写を模倣することによって純正品に見せかけることが容易であることから、Apple 製品の模倣品の主な流通・販売経路としてオンライン通販のプラットフォームが活用されている実態があります。

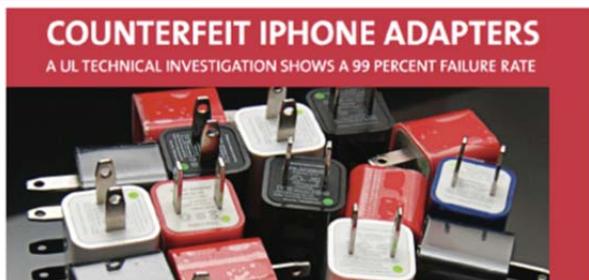
試験購入による調査では、インターネット上で販売されている Apple 製品とされる商品に、多くの模倣品が含まれていることが発見されました。オンライン通販のプラットフォームは、直接の対面での取引ではないことから、消費者は正規の許諾を受けた販売者や Apple から直接購入していると誤認してしまうことにつながっています。また、模倣品は、純正品の小売価格に近い金額で販売されることが多いため、消費者は模倣品を購入していると認識しないばかりでなく、純正品を有利な価格で購入できたと考えてしまう場合もあります。加えて、外見上、模倣品と純正品は同一に見えてしまうことから、実際に消費者が商品を受け取った後も、自らが純正品を購入したと思い込むことも多くなってしまっています。オンライン取引は、消費者を欺くことが容易であるなどの性質上、法執行において特殊な困難に直面していると言えます。

また、Apple 製品のうち、特に Apple 製品の電源アダプターや iPhone 交換用バッテリーなど電気製品の模倣品は、偽造の問題以上に安全性に関するリスクが懸念されています。Apple 製品の純正品と異なり、模倣品は必要な安全基準を満たしておらず、低品質の部品で構成されているほか、部品の欠落や設計上の欠陥、電気絶縁体の不備が報告されています。安全試験機関による試験・分析によれば、Apple 製品の電源アダプターの模倣品は、通常の使用であっても、オーバーヒートによって発火し、消費者に電気ショックを与える可能性があるとしています。アメリカの消費者製品安全機関である UL によれば、400 個の iPhone アダプターの模倣品について独自の安全性試験を行ったところ、3 個を除く全て、すなわち 99% の iPhone アダプターが必要な安全性基準試験を満たしていなかったと公表しています。当該報告では、これら模倣品は、「ほとんどの場合において（中略）ユーザーを感電や発火といった危険から保護するのに必要な安全機能が欠けており」、これにより「感電死する危険がある」として、Apple 製品のアダプターの模倣品が消費者安全に対して重大な危険を及ぼすと結論づけました\*1。

実際に、例えば、2013 年、タイの男性が、壁のコンセントに挿した状態で通話をした際に感電死してしまうなど、過去数年の間に iPhone アダプターの模倣品によって感電死する事件も発生しています。その後の調査で、タイの国家放送通信委員会（NBTC）によれば、アダプターの模倣品が不適切な状態で包装されていたことが原因であったと結論づけました\*2。また、オーストラリアの競争当局は、2015 年に、オーストラリアにおいて女性が安全基準を満たしていないアダプターの模倣品をコンセントに挿した状態で携帯電話で通話を行い、感電死したという 事案について調査を行ったことで知られています。

加えて、リチウムイオンバッテリーが第9類の危険物にも該当することから、iPhone バッテリーの模倣品も重大な懸念となります。Apple 社は 制御された修理環境においてバッテリー交換を行っているのみであり、交換用バッテリーを消費者に対して直接販売していないことから、模倣品について注意喚起なども行っています\*3。

\*1： UC2016 年9月 16 日、「iPhone アダプターの模倣品」2頁、  
[http://library.ul.com/wp-content/uploads/sites/40/2016/09/10314-CounterfeitiPhone-WP-HighRes\\_FINAL.pdf](http://library.ul.com/wp-content/uploads/sites/40/2016/09/10314-CounterfeitiPhone-WP-HighRes_FINAL.pdf)



\*2： タイの死亡男性 iPhone4S の充電器の模倣品で感電死



\*3：<https://support.apple.com/ja-jp>

## 2. 海外侵害状況調査制度について

### (1) 制度概要

海外侵害状況調査制度は、2004年12月、模倣品・海賊版対策関係省庁連絡会議において創設が決定された政府模倣品・海賊版対策総合窓口の機能の一つであり、外国政府の制度や運用面に問題があり、日本企業の知的財産権が適切に保護されていない場合に、企業または業界団体等からの申立てを受けて侵害相手国の制度等を調査し、必要に応じて政府間協議や世界貿易機構（WTO）などの国際的な枠組みを活用して問題の解決を図る制度です。

<制度の流れ>

- 日本国内の企業または業界団体等が侵害に関する必要な証拠と共に政府模倣品・海賊版対策総合窓口に申立を行う。
- 政府は、調査を実施するか否かを原則45日以内に決定し、調査を実施する場合は、その調査結果を原則6ヶ月以内に申立者に回答する。
- 調査の結果、問題があると判断された場合は、二国間協議等の問題解決に向けた取組を実施する。

### (2) これまでの申立ての状況

#### ①香港における商号登記の問題

2005年4月、(社)電子情報技術産業協会（JEITA）から次の内容の申立てがありました。

世界的に著名な日本の電機メーカー6社の商標と同一又は類似の商号が、香港において無断で登記され、第三者の商号の一部として使用されるとともに、登記された商号が中国で生産・販売されている部品に使用される被害が生じていました。しかしながら、香港の法制度では、商標権者である日本の電機メーカーが商号を抹消・変更する手段がありませんでした。

第三者が無断で著名な登録商標や商号と類似した商号を登記した場合、商標権者等は、商号登記の抹消を求める裁判を提起します。しかし裁判に勝訴しても、香港の法律上は、勝訴の判決に基づいてその商号を登記簿から抹消する権限が企業登記所に認められておらず、登記者（被告）が判決を履行しない限り、商標権者等が自ら商号を抹消することができませんでした。

2005年5月、日本政府は、JEITAからの申立てに基づき、香港特別行政区政府（以下「香港政府」）の制度・運用の実態調査を開始し、同年10月、「商

標又は商号の無断使用に関する救済措置が不十分であり、申立人の知的財産権の利益保護に関して香港の制度・運用等の対応に問題があると判断する」旨、申立者に回答しました。

また、その後、日本政府は、香港政府と4回に渡り協議を実施し、香港政府に対して制度・運用の見直しの要請を続けてきました。

こうした取組によって、香港政府は、2007年から会社法の全面改正作業に着手し、我が国の要請に沿った形で、2011年7月、会社法が改正されました（施行は同年12月）。

香港で登記され中国で不正使用されている我が国企業の商号



(正当な商号の例)

松下電器國際物流(香港)有限公司

(不正使用の例)

松下電業(香港)國際集團有限公司

#### ②トルコにおける商標権侵害に係る刑事裁判の問題

2010年2月、JEITAから次の内容の申立てがありました。

トルコで、世界的に著名な登録商標が侵害され、かつ改正商標法施行（2009年1月28日）以前に行われた商標権侵害行為に係る刑事裁判において無罪が言い渡されるケースが続出しており、その中には捜査段階で押収した権利侵害品を侵害者に対して返還する旨の判決が言い渡されるケースもありました。

2010年6月、日本政府は、JEITAからの申立てに基づき、トルコ政府の制度・運用の実態調査等を開始しました。

同年11月には、日本、米国、欧州が共同でトルコ政府に対し、本件の早期対応を求めました。

また、2012年2月にはWTOの貿易政策検討機関（TPRB）対トルコ審査会合において改正商標法の早期成立を要請し、2012年7月には第1回日トルコ貿易・投資サミットの場において、枝野経済産業大臣が、チャーラヤン・トルコ経済大臣に対し、

商標法改正案の早期成立を期待する旨発言しました。さらに、2013年6月には、トルコにおいて関連政府機関（国会、司法省、特許庁、最高検察院等）を訪問し、直接早期成立を促すなど、日本政府として様々な場を活用しつつ、本件の早期対応の要請を継続してきました。

この点、直近トルコでは、2017年1月10日に特許、商標、意匠、地理的表示の保護に関する規定が一つの法律に組み込まれた新たな産業財産法が施行されました。今後は、新たな侵害事件について、新法に沿った適切な刑罰が科されているのか、注視する必要があります。

### ③マレーシアにおける著作権侵害製品への正規版ホログラムシール貼付の問題

2011年7月、（一社）日本動画協会（AJA）及び（一社）日本映像ソフト協会（JVA）から次の内容の申立てがありました。

日本の映像作品の海賊版DVDがマレーシア国内において多数販売されているが、その海賊版DVDの中には、マレーシアの「2010年取引表示（オプティカルディスクラベル）命令」に基づき、正規版を示すホログラムシールが貼付されているため、あたかも正規品であるかのごとく国内外の消費者に誤解を与えているというものです。

2011年8月、日本政府は、AJA及びJVAからの申立てに基づき、マレーシア政府の制度・運用の実態及び被害の状況についての調査を開始しました。

当該調査の結果、日本政府はマレーシアにおける制度の運用に問題があると判断し、2012年2月に、AJA及びJVAに対し調査結果の回答を行いました。

調査結果を踏まえ、日本政府は2012年4月、2012年6月、2013年6月、2014年2月の4回にわたりマレーシア政府との協議を実施し、マレーシア政府はホログラムシールの許可情報をインターネット上で公開するようになりました。その結果、権利者は容易に不正な許可情報を把握することができるようになり、刑事告発することが可能な状況となりました。

本制度の枠組による対応は以上で終了としますが、本制度による対応終了後も、必要に応じてAJA及びJVAと連携してまいります。

マレーシアで流通している海賊版DVDの例



海賊版（マレーシア）



正規版（日本）

### 3. 情報提供の取組

政府模倣品・海賊版対策総合窓口では、幅広く情報提供できるよう、インターネット上に、政府模倣品・海賊版対策総合窓口のホームページを設置し、最新の関連ニュースをはじめとして情報提供しております。

一般的に、自社製品の模倣品が発見されて初めて、模倣品・海賊版問題に関心を持つ企業が多いことから、こうした企業・権利者の視点に立って、ホームページでは総合窓口寄せられた相談事例や、企業・権利者が被害に遭わないための基本方針、被害に遭った場合の基本対応などを紹介しています。

また、救済の経路や税関での差止めの方法、関連する相談窓口の紹介など、模倣品被害に遭った際に必要となる情報や、ますます巧妙化する模倣

手口に対して、より実効的・効率的な対策を模索している企業や団体における取組の事例集（図表11）も掲載しています。

さらに、国・地域毎の法令や救済措置など、模倣品・海賊版対策に関する具体的な情報を取りまとめた特許庁の模倣対策マニュアルや文化庁の著作権侵害対策ハンドブックなどへのリンクを設け、ホームページ利用者が参考とする資料を速やかに収集できるようにしています。

前述2.の海外侵害状況調査制度（いわゆる「協議申立制度」）についても、手続や処理の流れ等をわかりやすく記載しています。

図表 11 模倣品・海賊版対策事例集

#### 事例集作成の背景・目的

日本企業の模倣品・海賊版被害は中国をはじめとする世界の広い地域で発生し、模倣事業者の手口も益々巧妙化している。こうした状況下で、多くの日本企業が試行錯誤しながら模倣品対策の経験値を高めている。

一方で、初めて被害に直面した企業、特に中小企業などでは知識・マンパワーの不足やコスト面などの理由から対策に手が回っていない、或いは、問題に関する関心が低いために被害があることすら把握していない企業も依然として少なくない状況である。

本事例集は、このような現状認識に基づき、30以上の企業等とアテリングを実施し、実例（模倣品対策の経験）に基づく対策のポイントなどを実務的に解説することで、模倣品・海賊版問題に直面する我が国企業の効果的な対策を促進することを目的としている。

#### 事例集掲載事例

模倣品を見つけるみよう  
No.1: 全社モニタリングを実施①  
No.2: 展示会で、模倣品の監視・発見を実施②③  
No.3: 顧客の意識向上のための働きかけ④⑤  
No.4: 模倣品を逮つた顧客を啓発して売り込みを実現⑥⑦  
No.5: 中国等での「展示会」を活用して、業界の露出を効果的にPR⑧⑨  
No.6: 現地メディアの取材を通じて大規模販売の報道で効果的な宣伝を実現⑩  
No.7: 公開処分を模倣品事業者への見せしめ効果を一社消費者啓発⑪⑫  
No.8: 行政機関との情報連携で公開で模倣品の処分を実現⑬⑭  
No.9: ボログラムモニター粘付により、税関での検閲発見率向上⑮  
No.10: 業界団体発行のマークの商標を利用した海賊版対策⑯⑰  
No.11: OEM製造工場からの検閲を防止（包括的な検閲管理の徹底）⑱⑲  
No.12: 偽造防止機能を付与することで真贋判定を容易にする⑳㉑  
No.13: 事業範囲を超えて先回りして権利取得し、登録登録を促す㉒㉓  
No.14: 主要商標は全額登録⑴  
No.15: 税関税関での関係性を強化して差止め件数増⑵  
No.16: 外資系企業との連携⑶  
No.17: 行政機関（税関等）と対策に表裏活動等を実施⑷  
No.18: 裁判所が模倣品を没収する際に損害賠償請求の一環を担った事例⑸⑹  
No.19: 調査会社へのインセンティブ設計⑺⑻  
No.20: 地域ごとに特色を持つ調査会社への包括委託⑼  
No.21: 玉石混交の調査会社の良し悪しを見分ける調査⑽  
No.22: 調査会社との年間一括契約で状況変化等を正確に把握⑾  
No.23: 模倣品対策をグローバルな視点でとらえ模倣品流通の源流を叩く⑿  
No.24: 調査により模倣品流通ネットワーク図を解明、キーの流通事業者を特定⑿  
No.25: 地方保護主義（国産品の優遇）の観点から対策⑿  
No.26: 行政機関の「処分決定書」を民事訴訟で活用⑿  
No.27: 「量から質へ」案件を「判断額」で持ち込める案件に限定⑿  
No.28: 流通事業者のみを対象とすることで市場から模倣品を駆逐⑿  
No.29: 個人輸入の模倣品対策は、規模の大きな税関を定期訪問して実施⑿  
No.30: 別荘に隠れたマークに着目して模倣品のパターンを分析⑿  
No.31: 著作権活用により、キャラクターを保護⑿  
No.32: インターネットサイトでの削除依頼のみならず、請求・特定して削除⑿⑿  
No.33: インターネット上で模倣品販売事業者への基本的な対策⑿  
No.34: インターネット・模倣品販売事業者の決定口座を監視⑿  
No.35: 税関の差止め情報を利用して模倣品関連事業者を分類、悪質事業者の駆逐⑿  
No.36: 取引先顧客と「届の連携」で情報共有・共同捜査⑿  
No.37: 業界横断的に模倣品対策情報共有のためのポータルサイト⑿⑿  
No.38: 企業間の情報を権利者団体と集約して迅速な対応を可能⑿⑿  
No.39: 業界団体内の有志企業で共同捜査を実施⑿  
No.40: 他社企業等との共同捜査に参画⑿  
No.41: 裁判所決定から権利取得、民事訴訟まで一貫した対応をとる⑿⑿⑿  
No.42: 権利取得に関する協議をあらかじめ行う社内体制構築⑿  
No.43: 裁判所決定の保護とライセンスの組み合わせ方に関する戦略をもとに対策実施⑿⑿

#### 想定している事例集の読み手

～比較的簡単に取り組める事例から、高度で複雑な事例まで幅広い事例を掲載～

「既に取組んでいる企業で実効性や効率性の観点から更なる改善を図りたい企業」にとどまらず、  
「模倣被害に初めて直面し対策が必要なもののどう対策してよいか分からない企業」  
「模倣品対策は訴訟などの面倒かつ費用がかかる対策が必要とされている企業」  
「事業の国際展開を考えているもの知的財産戦略はこれからという企業」  
など幅広いユーザーを想定

#### 事例集の特徴

**【特徴1】先進企業のみならず、中小企業等が読んでも「やる気」になる！**  
経験豊富な大企業の最先端の徹底した取組事例のみならず、中小企業や模倣品対策の経験が豊富で、無い企業でも取組が容易な事例も掲載。

**【特徴2】実際に成果が上がった事例を中心に構成。成果・効果も明示！**  
模倣品対策に取り組む企業の経験の中から成果の上がった事例を中心に構成。また、対策で実現できた効果もわかりやすく説明。

**【特徴3】対策に係る背景・事情、対策のきっかけやポイントを説明！**  
事例集の読み手の具体的なアクションにつながるように、対策ステップを明示したり、問題の構図やどのような商品特性・事業特性があったのかをわかりやすく説明。

#### 模倣品対策の分類

	事前（予防措置）		権利侵害		事後（エンフォースメント）	
	① 権利取得・ブランディング	② 製造と情報管理	③ 契約	④ 行政機関	⑤ 行政訴訟	⑥ 民事訴訟 ⑦ 刑事訴訟
事前・事後の両方に係る模倣品対策	⑧ 調査・監視（モニタリング）					
	⑨ 共同実施					

#### ホームページへの掲載

事例集は、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」ホームページ  
(<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/>) からダウンロードいただけます。



**【別添】**

**模倣品・海賊版問題の現状**

# 第1章 模倣品・海賊版による被害の状況

## 1. 模倣品・海賊版被害の概観

### (1) 模倣品・海賊版の被害状況

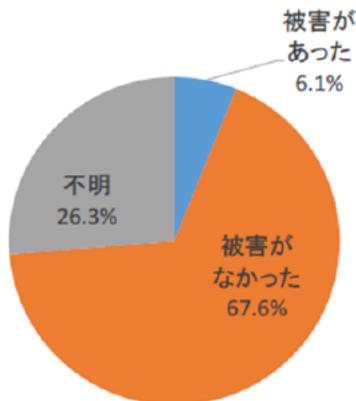
特許庁が、2015年度において我が国の産業財産権を保有する我が国企業を対象として実施した「2016年度模倣被害実態調査」によると、調査票を送付した4,529社のうち、調査に回答したのは2,122社であり、この中で2015年度中に模倣被害を受けたと回答した企業は434社（回答企業の22.4%）でした。

この調査結果をもとに、2015年度において我が国の産業財産権を保有する我が国企業全体（約17万社）における被害率を全体推計すると、同年度中に模倣被害を受けた企業数は、約1万社（全体の約6%）でした（図表1）。なお、特許庁の模倣被害実態調査については、2016年度調査より統計法に基づく一般統計調査として実施されたことから、前年度以前の模倣被害実態調査結果との単純比較はできません。

図表1 模倣被害社数と模倣被害率（全体推計値）

登録件数	模倣被害あり	模倣被害なし	模倣被害があるか分からない、把握していない
1件以上10件未満	6,986社	101,297社	37,724社
10件以上100件未満	2,564社	11,501社	5,828社
100件以上	790社	1,382社	820社
全体	10,341社	114,180社	44,373社

模倣被害社数の割合  
（全体推計値）



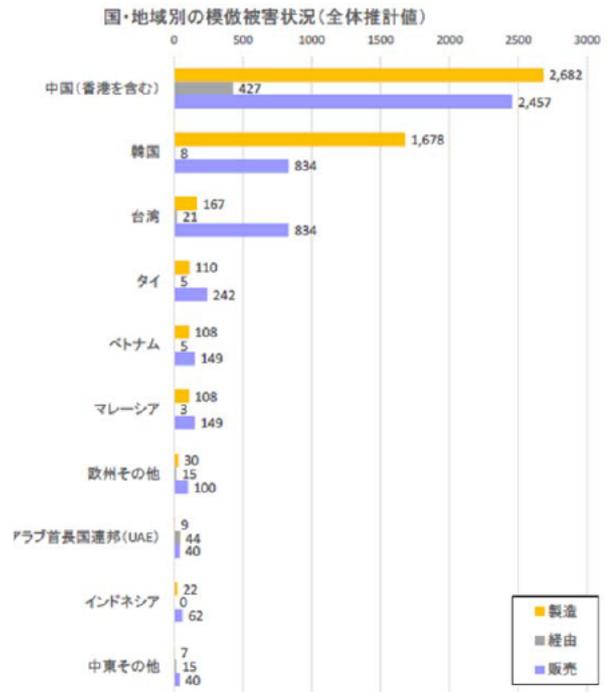
（出典）特許庁「2016年度模倣被害調査報告書」

### (2) 国・地域別の被害状況

特許庁が実施した「2016年度模倣被害実態調査」によると、「製造国（地域）」、「経由国（地域）」、「販売提供国（地域）」別に分けた国・地域別被害状況について、2015年度に模倣被害を受けたと回答した我が国企業434社のうち、製造国が中国（香港を含む。以下同じ。）との回答企業数は234社、経由国が中国であるとの回答企業数は35社、販売国が中国であるとの回答企業数は216社でした。次いで、韓国、台湾における被害が深刻な状況となっており、東南アジアでは、タイ、ベトナム、マレーシアにおける模倣被害が多くなっています。

この調査結果をもとに、2015年度において我が国の産業財産権を保有する我が国企業全体（約17万社）における「製造国（地域）」、「経由国（地域）」、「販売提供国（地域）」別の模倣被害状況（全体推計値）は、いずれも中国が最多でした（図表2）。

図表2 国・地域別の模倣被害状況（全体推計値）



注1) 「欧州その他」とは、トルコを除いた欧州諸国を示す。

注2) 「中東その他」とは、アラブ首長国連邦(UAE)及びサウジアラビアを除いた中東諸国を示す。

（出典）特許庁「2016年度模倣被害調査報告書」

中国とASEAN諸国との間の自由貿易協定（ACFTA）では、2004年から開始された先行自由化期間を経て、ノーマルトラック（normal track）と呼ばれる通常自由化品目については中国-ASEAN（タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、ブルネイ）間では2010年までに、中国-CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）間では2015年までに関税撤廃することとなっています。今後は一部の例外品目を残しつつも、2020年までに順次関税が削減されていき、最終的には双方の品目ベースで90%以上の自由化がなされる予定です。これにより人口規模で約20億人という世界最大の自由貿易圏が誕生し、当該地域間での貿易・投資活動がさらに活発化することが見込まれています。またこれに伴って、中国からASEAN諸国への模倣品の流通も増加することが予想されます。

また、中国・東南アジア以外の新興国では、中国に匹敵する大市場国であるインドや、物流のハブとして成長しているアラブ首長国連邦（UAE）などの中東地域でも被害が発生しています。

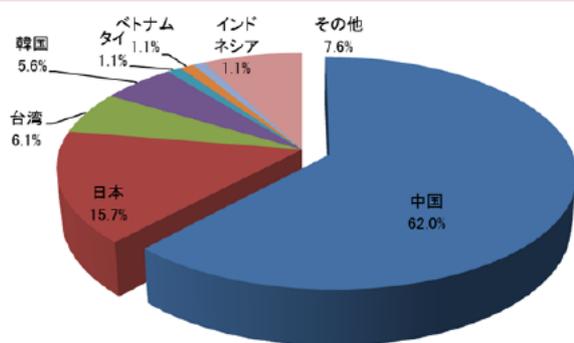
## 2. 中国の模倣品・海賊版被害

### (1) 中国における日本企業の被害状況

国・地域別の被害社状況でみたとおり(図表2)、海外での日本企業の被害は、製造国(地域)、経由国(地域)及び販売提供国(地域)に分けてみると、いずれも、中国での被害が突出して大きくなっています。政府の総合窓口寄せられた相談案件も、中国に関する相談が最も多く、全相談件数の6割に上ります(図表3)。

こうした中国における日本企業の被害は、模倣品・海賊版の、①製造国、②消費国、③輸出国、の3つの側面で捉えることができます。

図表3 政府模倣品・海賊版対策総合窓口への国別相談件数



### ①知的財産権別の被害状況

2010年度の中国における日本企業の模倣被害を知的財産権別にみると、商標権侵害が20,709件(62.4%)と最も多く、次いで、著作権侵害が8,758件(26.4%)、意匠専利権(意匠権)侵害が3,450件(10.4%)、製品品質法違反が105件(0.3%)となっています(図表4)。

図表4 侵害対象知的財産権および違反対象法別件数(2010年度)

知的財産権等	件数	割合
発明専利権(特許権)	81件	0.2%
実用新案専利権(実用新案権)	9件	0.1%
意匠専利権(意匠権)	3,450件	10.4%
商標権	20,709件	62.4%
著作権	8,758件	26.4%
反不正競争法違反	69件	0.2%
製品品質法違反	105件	0.3%
その他	0件	0.0%

(出典) 経済産業省「第6回中国における知的財産権侵害実態調査」(2012年4月)

注: 侵害ありと回答した100社(回答企業総数159社)

### ②製造拠点・販売提供地域

中国は模倣品に関しても世界の一大製造拠点となっており、日本企業のあらゆる製品・商品の模倣品が生産されています。また、中国では、模倣品による被害に加え、海賊版の流通も深刻な問題となっています。中国の海賊版市場では、日本のコンテンツも、アニメ、映画、放送番組など映像に関わる海賊版DVDを始め、音楽、ゲームソフト等で幅広い被害が発生しています。

### (2) 中国製模倣品・海賊版の世界規模での拡散

#### ①中国からの輸出における被害

世界経済のグローバル化の進展と中国の経済発展によって、模倣品・海賊版が世界規模で拡散しています。経済協力開発機構(OECD)は、国内に流通する被害とインターネット上の被害を除く模倣品・海賊版の貿易被害額が、2013年には、年約4,600億ドル(約46兆円)<sup>1</sup>に上ると試算しています。

OECDの調査では、その大部分が中国発の模倣品・海賊版被害であると指摘されていますが、特許庁が実施した2016年度模倣被害実態調査によれば、中国で製造された模倣品は中国国内だけでなく、近隣の日本、台湾、韓国をはじめ、東南アジア諸国、UAEやサウジアラビアなどの中東地域等に輸出されていることがうかがわれます。

2016年の日本税関による知的財産侵害物品の輸入差止件数は26,034件でしたが、実にその91.9%が中国(香港を除く)から輸出されたものでした<sup>2</sup>。

中国における模倣品の輸出拠点は、香港・広東や上海といった国際港湾都市が中心です。近年は、海路のほか、水際での取締りを避けて税関に捕捉されないような陸路を利用して、模倣品が東南アジア、中東、ロシア等に流出するルートが存在し、こうした地域(ベトナム、インド、イラク、トルコ、UAE等)では、中国製の模倣品による被害が増加傾向にあると指摘されています。

今後は特に、中国から陸路を使って国境を越え、隣接国や、隣接国を經由して周辺国に流入する模倣品にも留意が必要です。

<sup>1</sup> OECD/EUIPO “Trade in Counterfeit and Pirated Goods” (2016年)

<sup>2</sup> [http://www.mof.go.jp/customs\\_tariff/trade/safe\\_society/chiteki/cy2016/20170303.htm](http://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2016/20170303.htm)

## ② 第三国経由と自由貿易地域 (FTZ)

模倣品・海賊版は、製造国から販売消費国に直接輸出されるケースの他、中東のドバイ等の第三国を経由して、その周辺国・地域に流れるケースが増加していると指摘されています。

世界には多くの自由貿易地域 (FTZ) がある<sup>3</sup>とされていますが、FTZでは輸出入を迅速に処理するために、厳しい規制は課さず、緩やかな運用が行われています。このFTZを悪用して、FTZ内での模倣品・海賊版の保管、再輸出が行われており、さらには、FTZ内で模倣品を組み立てたり、違法ラベルを貼付したりするなど、模倣品を製造する行為も行われています。

こうした行為を防ぎ、模倣品の流通を防止するためには、FTZを有する各国政府の税関を始めとした政府機関の知財保護水準の向上と取締りの強化が不可欠です。

中国でもFTZが拡大する動きがあり、2013年9月に発足した上海自由貿易試験区に引き続き、2015年4月に福建、広東、天津にも自由貿易試験区が開業しました。

こうした中、中国の自由貿易試験区において知的財産権保護の取組がなされていることが政府により発表されています。例えば、中国自由貿易試験区管理弁法の第31条において、知的財産権保護の強化が明記され、第4条において、自由貿易試験区管理委員会が知的財産権の行政管理を担当する部門であることが規定されています。また、第8条において、税関、工商行政管理局、質量技術監督局、公安等の部門が試験区に出先機構を設置し、それぞれの機構が知的財産権関連業務を展開する旨の内容が盛り込まれています。

上海自由貿易試験区においては、管理委員会の下に知識産権局が設置されており、区内の特許、商標、著作権関連業務を統一的に管轄する「三合一」体制の下で、法執行基準の統一と執行効果の向上、権威ある知的財産権行政法執行体制の整備などが進められていることが公表されています。

### (3) 模倣問題の複雑化

最近では、他人と同一の商標を付しているといった侵害が明確で単純な態様のものとは異なり、複雑な模倣品問題が生じてきています。

例えば、液晶テレビ問題というものがあります。これは、テレビに外形的には何らの商標も付されておらず、その意味で一見権利侵害がないかのよ

うにも思えるものですが、テレビをつけてみると画面上に有名商標が表示されるというテレビが販売されているという問題です。悪質なものは、画面上でどの商標を表示するかを選択できるといったものもあります。



また、同様に深刻な問題として、自動車用の偽造エアバッグ問題があります。問題となるエアバッグは、安全基準を満たしておらず膨張する力が弱かったり、ひどいものでは膨張する際に部品が飛び散って却って人を傷つけたりするものもあるため、それが実際に取り付けられると深刻な危険性があります。

商標が付されている模倣品であれば商標法で対応が可能であるものの、商標が付されない又は販売の直前まで商標が付されないものもあり、この場合には商標権侵害として取締りを行うことは難しく、対応を困難にしています。



外側は真正品カバーを使用しているものもある



偽造エアバッグが爆発している様子

さらに、輸出専用OEM品問題もあります。現在の中国の商標法では、日本と異なり、侵害を構成する使用態様としての「輸出」が明記されていません。したがって、問題となる商品に中国国内で登録されている商標と同一又は類似の表示が付されていても、「全て輸出する予定であるから、中国で誤認混同を生じず中国の商標権を侵害していない」という抗弁がなされる場合があります。特に、新商標法においては、「商標」の定義として、「他人

<sup>3</sup> FTZには統一的な定義はありませんが、自由貿易地域等と呼ばれ、世界の各地域に数多く存在しています。

の商品と区別できるもの」という文言が入ったため、中国で誤認混同を生じなければ侵害とならないという解釈がなされる可能性があります。この点、この抗弁が一般的に認められてしまうと、権利者は中国という問題の根元の場所ではなく、輸出先である世界各国で対応することを強いられる可能性があるため、今後とも注視する必要があります。

また、近年、当局の取締りが厳しくなるにつれ、それを回避するため、模倣品業者の手口は一層巧妙化、悪質化しています。特許庁が実施した2016年度模倣被害実態調査によると、模倣品を本物と「見た目はそっくりに作り、商標を付けずに販売」との回答が最多でした。こうした侵害手口（商標はずし）は、商標が貼付されていないため、商標権侵害とはならず意匠権侵害を主張するしかないのでありますが、当然ながら基本的に意匠権を取得していなければならず、また意匠権に基づく権利主張は簡単ではありません。この点、日本であれば、デザイン模倣として不正競争防止法の形態模倣品の提供行為等で救済を求めることもでき得るのですが、現行の中国の法令には対応する規定が存在せず、救済されるのは知名商品特有のデザインが模倣された場合（かつ他人の知名商品との混同が生じるとき）に限られるため、摘発が難しい状況にあります。

#### （4）後を絶たない再犯行為

中国では一度処罰されても再び模倣品を生産する再犯行為が後を絶たず、大きな問題となっています。中国における再犯事例の多くは、同じ場所で模倣品の生産を再開しているとの指摘もありますが、最近では、当局の摘発を逃れるために再犯者の手口も巧妙化しています。摘発されやすい日中は正規品を生産する業者を装い、夜間や休日に模倣品の生産を行って当局の摘発を逃れている業者や、また、取締当局が、原則、民家への侵入捜査を行う権限を有していないことを利用して、工場ではなく、摘発されにくいマンションなどの民家で模倣品を製造する業者もいます。

また、中国では、違法経営額（5万元＝約86万円）を超えない侵害行為は、行政上の摘発は可能であっても、刑事罰の対象とならないことから、模倣品の生産量・在庫量・販売量を小口化して刑事罰から逃れようとしたり、証拠となる帳簿を記載しなかったりする業者も増えています。そのような業者については、仮に摘発されても、処罰が軽いケースが多いと報告されています（図表5）。

中には、各省、各地方執行当局間の連携体制が未整備なことを利用して、生産場所を転々と変えて、模倣品を生産し続ける業者もいます。こうした地域をまたぐ再犯については、仮に摘発されても、侵害者データやその共有システムが未整備なこともあり、再犯として厳罰に処される可能性は低いのが現状です。

特に最近では、日本企業の申立てにより行政摘発が行われた後、模倣品業者に処罰決定が下されるまでの間に、侵害物品を持って逃亡するという事案が数多くの企業から報告されています。しかも、内部規定により、逃亡者には処罰を下さないという運用を行っている地方執行機関もあり、この場合、再び模倣品業者が侵害行為を行って摘発されても、処罰決定がなされていないため再犯行為にならず、逃亡者の逃げ得を助長している状況にあります。（図表5）

図表5 巧妙化・再犯事例

##### 1) 帳簿を作成していない事例

製品：文具（マーカーペン）

権利侵害種別：商標権

侵害者がマーカーペンの模倣品を販売していたところ権利者に通報され地方工商行政管理局（AIC）の摘発を受けた。しかしAICが帳簿を発見できず模倣品の単価が算定できないとして、1000円の過料という軽い処罰になった。

##### 2) 侵害者が逃亡した事例

製品：雑貨商品

権利侵害種別：商標権

侵害者が2回目の行政摘発を受けた後に逃亡したことから処罰されなかった。

1回目	2回目
インターネットで侵害品を販売していたところ権利者に通報され摘発を受ける。AICは約350点の侵害品を押し取り、40000円の過料を課した。	1回目と同様にインターネット上で侵害品を販売していたところ権利者に通報され摘発を受ける。約4000点の侵害品が押取られるも、摘発後に侵害者が逃亡したため、処罰は下されなかった。

（出典）経済産業省調査（2012年3月）

このように中国では、再犯行為が横行していますが、その要因としては、刑事訴追基準の運用が地方によって不統一で、刑事移送される案件が少ないこと、模倣行為で得た利益に比べて過料が低いことから抑止効果が働いていないこと（図表6）、さらには、摘発した模倣品業者の侵害履歴を適切に管理するシステムが未整備であることなどが挙げられます。また、模倣品業者は、行政罰をビジネスコストの一つとしか考えておらず、罪の意識が醸成されにくい環境にあることも、再犯が絶えない要因であると言われています。

図表6 中国の知財関連法令における過料規定(例)

法令等	条項	規定内容
新商標法	52条	違法経営額が5万元以上の場合：違法経営額の5倍以下の過料 違法経営額が5万元未満(無いときも含む)の場合：25万以下の過料
反不正競争法	21条	違法所得の1倍以上3倍以下
製品品質法	53条	違法に製造した製品の価値と同等以下
著作権実施条例	36条	違法売上金額の3倍以下、又は10万元以下
税関行政処罰実施条例	25条	貨物価値の30%以下

(出典) 経済産業省調査(2014年6月)

### (5) 横行する第三者による不正登録

日本企業の商標や商号、ドメイン名などが第三者によって不正に登録され、問題となっています。中国市場において事業を展開していく上で、商標権侵害等に備えることは必要不可欠で、商標権などの権利を中国でも取得しておくことが重要となります。しかし、第三者に不正に商標権を取得された場合は、権利執行が困難となり、さらには、逆に不正に商標権を取得した者から訴えを提起されるリスクを抱えることになり、実際に多くの日本企業の頭を悩ませています。

### ① 冒認商標出願問題

中国では、外国企業の商品ブランドを、第三者が商標として「冒認出願」する事案が増加しています。冒認商標出願は、「抜け駆け商標登録」とも呼ばれ、日本の企業が中国で商標を出願・登録する前に、第三者が自己名義で他人の商標を出願・登録してしまうこと等を意味します。一旦企業がその被害に遭えば、自社の事業活動を実施する上で自らのブランドを商標として使用できないリスク、ブランドイメージの毀損等、ビジネスに多大な悪影響を及ぼします。さらに、日本企業が模倣品対策を講じようとする場合、商標出願の事実をその抗弁として悪用するケースもみられます。また、冒認商標を取り消すためには、多大な時間とコストを費やす必要がありますが、それでも最終的に商標を取り戻せるとは限りません。日本企業が事業を行っている商品分野に限らず、日本企業が商標登録していない商品分野等での出願、日本の地名や地域ブランドの出願、日本のマンガのキャラクターを利用した出願、中国未進出企業や中小企業の商標の出願など、冒認出願されるケースは増加しています。また、出願される商標も、商標を類似と言えるかどうか微妙な態様に変更さ

れていたり、出願者の悪意の立証が難しいように複数者で分担して出願されていたり等、手口が巧妙化しています。

例えば、日本企業が冒認出願されたこれまでの例としては、ヨネックス株式会社の商標<sup>4</sup>(図表7)、無印良品及びMUJIというブランド<sup>5</sup>の商標、クレヨンしんちゃんの商標<sup>6</sup>(図表8)等がありますが、このように製造業・サービス業等幅広い業種に被害が出ています。

図表7 ヨネックスの冒認出願



ヨネックス(株)の商標



中国において第三者により出願された商標

図表8 クレヨンしんちゃんの冒認出願



(株)双葉社の商標



蜡笔小新

蜡笔小新

中国において第三者により出願された商標

©臼井儀人/双葉社

こうした冒認商標出願が増加している背景としては、種々の指摘がなされています。例えば、インターネットの普及により、誰でも外国ブランド等の情報を簡単に入手できるようになったことや、将来中国に進出しそうな日本のブランドを手当たり次第に商標出願・登録しておき、先に登録してあることを楯に商標を高値で買い取らせようとす

<sup>4</sup> ヨネックス(株)は、平成21年10月に商標局に対し、公告された冒認商標「ロゴ+YONEX」について異議申立てを行い、24年3月にヨネックス(株)の異議申立てが認められ、当該冒認商標の拒絶査定が確定しました。

<sup>5</sup> (株)良品計画は、平成12年5月に商標審査委員会へ、拒絶査定に対する不服審判と抜け駆け登録された商標(「無印良品」、「MUJI」)の取消裁定を請求し、平成19年10月に商標「無印良品」、同年12月に商標「MUJI」の取消が確定しました。(株)良品計画が出願した「無印良品MUJI」は、現在、中国において商標として登録されています。

<sup>6</sup> (株)双葉社は、中国企業が無断で「クレヨンしんちゃん」の図形等を付した子供靴等を販売した行為に対し2004年8月に提訴。その後、中国企業が登録した不正商標を無効にする手続等を経て、2012年3月に著作権侵害で勝訴しました。

る者が増加していることが挙げられます。また、冒認出願を積極的に手引きする代理人の存在も指摘されています。

このため、中国に限らず海外で事業活動を行っている企業は、日本だけでなく諸外国で迅速に権利を取得する、企業名等の重要な商標については出願や登録情報を継続的にモニタリングする、係争が必要な場合には迅速に対応する、等の体制を整えることが重要です<sup>7</sup>。

## ②商標と商号の衝突問題

中国では日本企業の商号を悪用する事案も見受けられます。日本企業の商号の、例えば、「〇〇」や「△△」という文字を、企業名称の一部に含めるかたちで「広州〇〇有限公司」や「△△化工有限公司」という企業名称を登記して、店の看板等にその企業名称又は商号を使用して商品を販売する業者がいます。こうした業者の中には、日本の本社から授権されている、また日本の関連会社であると宣伝しながら商売を行う悪質な業者も存在します。日本企業を連想させる商号を表示することで、消費者に誤認を惹起させて商品を販売する行為は、日本企業のブランドにただ乗りするものです。

商品や広告に日本企業の商標を使用していない場合は、一般的には商標権侵害とはなりません。中国の法規上<sup>8</sup>は、他人の著名な商標を企業名称に使用することを禁じており、仮に登記されても当局により是正できるとされています。しかし現実には、商標と商号のクロス審査制の未整備や各執行当局の審査基準の不一致などにより、多くの日本企業の商標を含む商号の登記がなされています。また、一旦登記されてしまうと、中国の行政機関にはこれを強制的に変更する権限がないこと、商号の登録は各地方政府に属する権限であること等のため、是正を求めるための障害も多く、多くの権利者が対応に苦慮しています。

### (6) 中小企業の模倣品被害

中小企業においては、中国や東南アジア諸国など海外に進出する企業が増加していることに伴い、

模倣品の被害も、大きな問題となっており、引き続き中小企業向けの対応を取っていくことが重要です。模倣品被害事例としては、模倣品が発見されやすい店舗販売、展示会（見本市）、カタログ掲載に加え、インターネット上の模倣品の流通等に見ることができます。

中小企業の模倣品への対応は多様で、模倣品被害に遭った企業の中には、被害の再発に備えて継続的に対策を実施している企業がある一方、費用をかけて対策を実施したにもかかわらず、思ったような成果を得られなかったと感じる企業も多く、費用対効果を考慮して対策をやめる企業もあります。

また、中小企業は専任の知財担当者を配置する余裕が少ないことからセミナー等への参加も難しい場合が多く、特に海外拠点を持たない中小企業は海外情報の収集も困難な状況にあります。このため、大企業の先進的な取組事例を参考とし、また、同業他社の取組状況などを継続的に把握するなど、中小企業が負担なく対策に取り組める環境を整備すること、さらに海外進出を検討する段階で模倣品のリスクをきちんと認識してもらえるように、中小企業と日頃接している様々な機関の担当者に知財の意識を持ってもらうことなどが課題です。

<sup>7</sup> 中国で冒認出願対策を実施するにあたっては、ジェトロ「模倣対策マニュアル 中国編」、「商標冒認出願問題に関する調査研究報告書」、「中国・改正商標法マニュアル」等が参考となります。また、ジェトロ北京事務所には「冒認商標問題特別相談窓口」が設置されています。

<sup>8</sup> 「企業名称登記管理実施弁法」等。

なお、2014年5月に施行された中国商標法改正法では、日本からの要請も踏まえ、商標と商号の抵触についての規定が盛り込まれています。

### 3. インターネット上の模倣品・海賊版被害の状況

情報通信技術の発展は日進月歩で、世界中にインターネットが張り巡らされたことで、消費者の購買スタイルも変化しており、インターネットを通じて、日本国内だけでなく、世界中から商品を購入することが可能となりました。

こうしたインターネットの普及と購買スタイルの変化に伴い、インターネット上での模倣品・海賊版被害も増加しており、インターネットを通じた取引における模倣品被害に遭う可能性が高まっています。権利者にとっても、模倣品等が、即時に、全世界に拡散するという点で非常に深刻な問題です。

#### (1) インターネット上の被害状況

##### ①模倣品の流通

特許庁が実施した「2016年度模倣被害実態調査」によると、2015年度に模倣被害を受けたと回答した我が国企業434社のうち、142社が「商標のブランド偽装」、75社が「意匠のデッドコピー」、61社が「著作のデザイン模倣」の被害を受けたと回答しています。また近年、電子商取引サイトを利用して、B2C (Business to Consumer) 取引で模倣品が販売されるケースのみでなく、企業間 (B2B = Business to Business) で模倣品が販売されるケース、オークションサイトやフリマアプリ等消費者間取引 (C2C=Consumer to Consumer)、SNSツールを利用した模倣品の取引も増加してきております。

##### ②違法コンテンツの流通

ブロードバンドの普及に伴って、消費者のライフスタイルは大きく変わりつつあり、インターネット上でのコンテンツ利用も急速に広がっています。日本のコンテンツ産業は世界的に非常に高い評価を得ており、今後一層の国際展開が期待されていますが、他方で、違法コンテンツもインターネット上に氾濫しており、大きな問題となっています。インターネット上の著作権侵害行為を更に拡大させる侵害事例として、「リーチサイト」および「ストレージサイト」を利用したものがあります。リーチサイトとは、そのサイト自体にはコンテンツ等を掲載せず、他のサイトに蔵置された違法コンテンツへのリンク情報を提供し、利用者を違法コンテンツが掲載されている他のサイトへ誘導することを目的としたサイトです。また、ストレージサイトとは、インターネット上でデータの保存・共有を行うサービスを提供するサイトです。

リーチサイトの中には、違法コンテンツをジャンルごとに分類し、インデックス表示したり、リンク切れの通報を受けるシステムを提供したりするなど、サイトユーザーが違法コンテンツを利用することを助長するような機能を有しているサイトも多く存在します。また、あるサンプル調査の結果では、リーチサイトを經由した違法動画の平均視聴数が、そうでない違法動画に比べて約62倍も多いことが分かり、リーチサイトが様々な侵害コンテンツに対する窓口機能を果たし、侵害の拡散・拡大を助長していることが推測されます (図表9)。

一方、ストレージサイトでは、連続放送ドラマや連続放送アニメの場合は複数話分の動画をまとめて、また、音楽の場合は同一のアーティストの楽曲をまとめてZIPなどの形式で圧縮した状態で保存されていることが多く、それぞれのコンテンツの特徴に合わせて、データを保存する者がアップロード方法を使い分けている事例も存在します。

リーチサイト、ストレージサイトといった新しいタイプのサイトが不当に活用されることにより、侵害の拡散・拡大を助長するという深刻な事態となっています。

図表9 違法コンテンツの視聴数比較データ

		データ数	視聴数(合計)	視聴数(平均)	倍率
総合	リーチサイト経由の動画	976	41,893,824	42,924.0	62倍
	リーチサイトにリンクが掲載されていない動画	5,384	3,677,182	683.5	
Veech	リーチサイト経由の動画	39	1,215,808	31,174.6	311倍
	リーチサイトにリンクが掲載されていない動画	45	4,500	100.0	
Dailymotion	リーチサイト経由の動画	114	4,817,003	42,254.4	34倍
	リーチサイトにリンクが掲載されていない動画	84	103,701	1,234.5	
Rutube	リーチサイト経由の動画	19	36,331	1,912.2	22倍
	リーチサイトにリンクが掲載されていない動画	667	57,858	86.7	

(出典) 電気通信大学「リーチサイトおよびストレージサイトにおける知的財産権侵害実態調査」(2012年3月)

さらに、スマートフォンの普及とともに、スマートフォンのアプリによる著作権侵害事例も増加傾向にあります。アニメ等の動画コンテンツの場合には、コンテンツを保存しているストレージサイトへのリンクまたは検索機能を内蔵したリーチサイト型のアプリが多く、マンガ等の出版コンテンツの場合は、コンテンツ自体を複製して配布する海賊版型が多く存在します。

また、出版物について、電子書籍の閲覧に適した端末の普及に伴い、書籍を裁断してスキャンし、デジタルデータに変換する、いわゆる「自炊」を利用した違法コンテンツのネット上のアップロードが問

題となっています。中国のサイトを対象とし、日本の文芸作品の侵害実態をサンプル調査した結果によると、違法コンテンツが掲載されているWEBサイト数の67%のサイト運営者が不明であり、削除要請の連絡すらできず、対応が非常に困難な状況にあることが推察されます。

また、本来正規版を取り扱うはずの電子書籍サイト（書籍配信の専門のサイト）への違法アップロードも8%存在することが明らかになりました<sup>9</sup>。

ゲームについては、インターネット上に違法複製ゲームソフトが流通しており、ある2種類のゲーム機用のソフトを対象を絞っても、これによる国内被害額は6年間で約9,540億円<sup>10</sup>、世界の被害額は約3兆8,160億円<sup>11</sup>との推計も存在します。これら推計に、ファイル共有ソフトを通じて入手する場合を含めると、被害は数倍にも及ぶと推定されています。

## （2）日本におけるインターネット上の模倣被害状況

日本では、プロバイダ責任制限法において、プロバイダ等の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利が規定されており、また、日本のプロバイダ等と権利者が、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会や、インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会を設立して、両者の協議によりオークションサイトにおける権利侵害情報の削除に関する自主ガイドラインを作成するなど、インターネット上の知的財産権侵害品の流通防止に有効な活動を行っています。

国内オークションサイトに関して、2013年度の権利者からの削除要請件数は、商標権、著作権併せて45,220件でしたが、事業者による自主削除件数は、117,191件と、権利者からの削除要請に基づく削除件数を大きく上回っています（図表10）。

また、2015年度に経済産業省が実施した「日本でのインターネットプラットフォーム上の模倣品流通の実態に関する調査」では、国内ショッピングモールにおける模倣品流通の実態に関する調査を行いました<sup>12</sup>。調査方法は、国内の主要なショッピングモール等で販売されている日本企業の製品・商品10品目を選定して、その販売状況を一定期間モニタリ

ングするとともに、サイト情報のみでは真贋判定の不可能な商品の一部については、実際に試買を行って、権利者による試買品の真贋判定を実施し、その結果を基に調査サイトの推定汚染率（模倣品の割合）を算出しました。

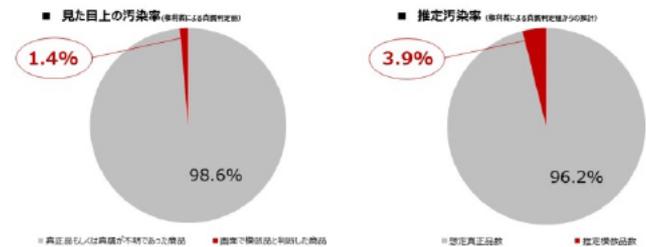
全体としては、調査の範囲内において、模倣品の汚染率は低い状況と推定されました（図表11）。もっとも、依然国内インターネット上で模倣品が一定数流通している実態もあることが判明し、場合によっては消費者の生命・身体に重大な危険を及ぼしうることから、国内の模倣品の流通について引き続き注視していく必要があります。

図表10 日本のオークション事業者の削除状況

商標権侵害		著作権侵害	
削除要請	自主削除	削除要請	自主削除
44,905件	54,791件	315件	62,400件

（出典）「インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書」（2014年）

図表11 日本のショッピングモールサイトにおける模倣品流通の実態



（出典）経済産業省「日本でのインターネットプラットフォーム上の模倣品流通の実態に関する調査」（2016年3月）

## （3）中国におけるインターネット上の模倣被害状況

中国におけるインターネット普及率及びインターネットユーザー数は、年々増加を続けており、インターネット普及率は53.2%、インターネットユーザー数は約7.31億人に達しました（図表12）。

こうしたインターネットの普及に伴い、Alibaba.comやTaobaoに代表される電子商取引産業が急速に発展し、また、インターネットによるコンテンツの取得も進んでいます。

<sup>9</sup> 2012年3月「出版コンテンツにおける知的財産権侵害対策に関する法的課題の検討及び技術実証事業」報告書

<sup>10</sup> 2010年5月「違法複製ゲームソフトの使用実態調査」東京大学大学院馬場研究室

<sup>11</sup> 2010年「違法複製ゲームソフトのダウンロードに関する使用実態調査」CESA報道関係資料

<sup>12</sup> なお、本調査においては対象をインターネットプラットフォーム上の主要なショッピングモールに限定し、オークションサイトおよびフリーマーケットサイトは調査の対象外としています。

図表12 中国におけるインターネット普及率およびユーザー数の推移



(出典)「中国互联网络发展状况统计报告」(2017年1月)

しかし、中国の電子商取引サイトや動画サイトにおいては、多数の模倣品・海賊版が流通しています。インターネット取引は、匿名性が高く、侵害者を特定することが困難で、インターネット上の模倣品の氾濫は深刻な問題となっています。こうした模倣品・海賊版の流通が放置されれば、消費者に不利益を与えるだけでなく、中国の電子商取引サイト、動画サイト等の信用の失墜等を招くことにもつながります。

中国においては、インターネット関連の法制度の整備は進んでいるものの、自主削除を行う環境が整っていない等の理由から、中国の大手サイトにおける模倣品の率は依然として高い状況にあります。

2011年度に経済産業省が実施した「インターネット上の模倣品流通実態調査」では、インターネット上で取引されている日本企業の商品の大半が模倣品でした。調査方法は、中国の大手サイト(4サイト)等で販売されている日本企業の製品・商品19品目を選定して、その販売状況を一定期間モニタリングするとともに、サイト情報のみでは真贋判定の不可能な商品については、実際に試買を行って、権利者による試買品の真贋判定を実施し、その結果を基に調査サイトの汚染率(模倣品の割合)を算出しました。調査結果については、日本企業の自動車部品、キャラクター商品、衣服、電気製品といった商品の汚染率は、非常に高い状況でした(図表13)。

図表13 中国におけるインターネット上の被害実態

○対象サイトA

会社	総数	サイト情報から模倣品と判断できる品	試買による模倣品の割合	汚染率(推計)
A社(衣服)	518	153	85.7%	89.6%
B社(食品)	261	67	71.4%	55.0%
C社(自動車部品)	190	24	100.0%	100.0%
D社(化粧品)	39	0	0%	0%
E社(薬品)	229	103	55.6%	51.0%
F社(衣服)	80	0	100%	100%
G社(文房具)	1,605	49	10.0%	11.3%

○対象サイトB

会社	総数	サイト情報から模倣品と判断できる品	試買による模倣品の割合	汚染率(推計)
H社(酒)	22	0	100%	86.4%
I社(スタンプインキ)	648	0	0%	0%
J社(キャラクター商品)	407	359	100%	99.5%
K社(自動車部品)	7	5	試買不可	(71.4%)
L社(電気製品)	62	40	50.0%	78.2%
M社(工業用品)	680	86	40.0%	37.9%
N社(キャラクター商品)	399	182	66.7%	69.8%

○対象サイトC及びD

会社	総数	サイト情報から模倣品と判断できる品	試買による模倣品の割合	汚染率(推計)
O社(化粧品)	139	36	0%	25.9%
P社(インクトナー)	99	22	66.7%	54.5%

(出典)経済産業省「インターネット上の模倣品流通実態調査」(2012年3月)

注1:汚染率の算出方法は、下記により算出しています。

サイト情報から模倣品と判断できる品+(サイト情報から模倣品と判断できない品×試買による模倣品の割合)÷総数×100

注2:詳細は「模倣品・海賊版対策の総合窓口に関する年次報告(2012年版)」の参考資料6を参照。

(4) 中国におけるコンテンツの被害状況

中国では、露店やディスカウントストア・量販店などの店舗で、パッケージ形態での海賊版が販売される被害が減少傾向である一方、インターネットオークションサイトで海賊版が販売される被害が多くなっています。また最近では、インターネット利用者の拡大とともに、違法コンテンツの流通も増加しており、主要都市(北京、上海、広州、重慶)におけるオンライン上の違法な日本コンテンツの入手・視聴件数は年間で約72億件、中国全体のネットユーザーでは512億件にのぼると試算しています(図表14)。

図表14 日本コンテンツのオンライン上の入手・視聴の侵害件数

単位:1,000件

都市名	アニメ	音楽	コミック	その他	合計
北京	461,338	349,087	178,438	529,290	1,518,153
上海	742,376	603,706	210,214	811,979	2,368,275
広州	356,051	293,047	140,101	389,026	1,178,225
重慶	693,630	608,871	205,902	658,345	2,166,748
4都市合計	2,253,395	1,854,711	734,654	2,388,640	7,231,400
全国ネットユーザー	16,380,948	14,379,226	4,862,633	15,547,635	51,170,442

(出典)文化庁「海外における著作権侵害等に関する実態調査《中国》」(2013年3月)

注1:全国ネットユーザーの侵害件数推計は、重慶の侵害件数を用いて推計した。

特に、「動画投稿サイトへの違法アップロード」は問題となっており、主要都市の日本コンテンツの利用者の約4割がアップロードをしたことがあると回答し(図表15)、一般市民1人あたりでは日本コンテンツのアップロード件数は年間で20件弱となっています(図表16)。

図表15 日本コンテンツのアップロード経験  
(日本コンテンツの利用者)

都市名	経験有	経験無
北京	40.1%	59.9%
上海	42.4%	57.6%
広州	41.3%	58.7%
重慶	34.5%	65.5%

(出典)文化庁「海外における著作権侵害等に関する実態調査《中国》」(2013年3月)

図表16 一般市民1人あたりの日本コンテンツの平均アップロード件数(年間)

都市名	アニメ	音楽	映画 (アニメを除く)	その他	合計
北京	2.6	3.2	1.8	9.5	17.1
上海	3.4	2.3	2.0	10.6	18.3
広州	3.2	2.7	1.9	9.1	16.9
重慶	4.5	3.1	2.6	9.1	19.3

(出典)文化庁「海外における著作権侵害等に関する実態調査《中国》」(2013年3月)

中国をはじめアジア(中国、香港、台湾)における海賊版の摘発状況を見ると、パッケージ形態の海賊版を露店などの店頭で販売していた事犯が多数摘発されていますが、近年はインターネット上の侵害事犯の比率も高くなっています(図表17)。

図表17 東アジアでの取締りにおけるインターネット上侵害事犯の比率



(出典)コンテンツ海外流通促進機構(CODA)「平成21年度海賊版対策強化事業実施報告書」(2010年3月)のデータを基に経済産業省作成

## 第2章 日本政府・産業界の取組

### 1. 日本政府の取組

#### (1) 知的財産推進計画の策定

2013年6月、知的財産基本法の施行から10年が経過し、知的財産政策の前提となる経済社会情勢が大きく変容したことを受け、政府では、新たに知的財産政策の長期政策課題等を盛り込んだ「知的財産政策ビジョン」を策定しました。同ビジョンでは、国内外での知的財産保護に係る最も重要な施策の1つとして模倣品・海賊版対策を掲げ、官民一体となった海外当局への要請や協力、国内の取締機関と権利者等の緊密な連携によるエンフォースメントの強化等を進めていくこととしています。

この「知的財産政策ビジョン」に基づいて策定された「知的財産推進計画2016」においては、正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策、国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施、通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化等のほか、デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策についても施策を講じました。[【詳細：参考資料1参照】](#)

#### (2) バイ・プルリ・マルチ協定

マルチ（多国間）の場では、先進国と途上国の対立等により知財に関する新たなルールづくりが膠着状態であることから、経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）といったバイ（二国間）、プルリ（複数国間）の枠組みで知的財産についての議論を行うことで、知的財産権の手続き簡素化・透明化、知的財産権の保護強化、エンフォースメント強化を目指しています。中国が交渉に参加している日中韓FTAや東アジア地域包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership, RCEP）においても、模倣品・海賊版対策の観点から踏まえて交渉にあたっています。

特に、知的財産権の執行を強化するための国際的な法的枠組みである「偽造品の取引の防止に関する協定（Anti-Counterfeiting Trade Agreement, ACTA）」について、我が国が2012年10月に受諾書を寄託し最初の締約国となっています。ACTAは、6番目の批准書等が寄託された日の後30日で発効することとされています。

さらに、2016年2月4日に署名された「環太平洋

パートナーシップ協定（Trans Pacific Partnership, TPP協定）」では網羅的な知的財産章が設けられており、WTO協定の一部である知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）やACTAを上回る水準の知財保護や権利行使等の規定が盛り込まれています。

今後のバイ・プルリの交渉では、これらACTAやTPP協定等の高いレベルの国際協定の規定が規律強化の基礎とされるよう積極的に交渉に取り組み、長期的に見て、マルチの場での知的財産の議論が進展するよう、働きかけていきます。

#### \*ACTA交渉参加国

…日本、米国、EU、スイス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シンガポール、メキシコ、モロッコの11か国・地域

#### \*TPP協定交渉参加国

…日本、米国、マレーシア、ベトナム、シンガポール、ブルネイ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、チリ、ペルーの12か国

#### (3) 知的財産保護に係る政府間の協議・協力関係

2009年度に、知財部門の日中政府間における協力関係が大きく前進し、日本政府と中国政府の知財関連部門との間で知財保護に関する4つの覚書が交換されました。新たな政府間対話の場が設置されるなど、中国政府との交流・協力関係が一層強化されました。2012年にも、これらの覚書に基づき、具体的な取組が行われました。

#### ①経済産業省と中国商務部との覚書に基づく取組

2009年6月に交換された「経済産業省と中国商務部との知的財産権保護に関する交流と協力に関する覚書」に基づき、日中知的財産権ワーキング・グループ（以下「知財WG」）が設置されています。

知財WGでは、日中双方が模倣品・海賊版に係る問題意識を共有し、双方が協力して解決策の検討を行います。これまでは、個々の政府機関との個別協議を実施してきましたが、知財WGが設置されたことにより、日中両国の知財関連の政府機関が一堂に会して知財保護全般に関する議論が展開できるようになりました。特に、関係機関が複数にまたがるインターネット上の知的財産権侵害問題や行政罰強化等の問題について、知財WGで意見交換を行うことが可能となりました（[図表1](#)）。

図表1 日中知的財産権ワーキング・グループの概要



2016年6月28日に開催された第5回知財WGでは、近年インターネット上の模倣品・海賊版流通に代表されるように知的財産保護に関する問題の複雑・広域化あるいは巧妙化している状況を踏まえ、日中双方の関心事項や重点的課題について問題意識の共有を行い、今後も情報共有と連携・協力関係を強化していくことで認識を共有しました。

また、日中における知的財産関連法制の近年の動向や今後の知的財産戦略について確認すると共に、更なるエンフォースメント強化に向けた環境整備などについて日中間の協力関係を強化すべく意見交換を行ったほか、日本側から商標分野・税関当局間における協力や日本政府による官民合同訪中団派遣等の枠組を有効活用した対話と交流を引き続き推進することを提案し、中国側からも取締りを強化することの必要性和日中当局間の協力の重要性について同意がありました。

日中双方は今後も知財の分野で交流の機会が必要であることについて同意し、次回知財WGは中国にて開催することとしました。【詳細：参考資料2参照】。

第5回日中知的財産権ワーキング・グループ



日時：2016年6月28日 日本経済産業省内会議室  
 中国側参加機関：商務部、国家知識産権局、国家版權局、農業部、公安部、双打室  
 日本側参加機関：経済産業省、特許庁、内閣府知的財産戦略推進事務局、警察庁、外務省、財務省、文化庁、農林水産省

また、WGで合意した事項については、担当の政府部門が共同でセミナー等を開催する活動もなされています。2012年度においては、日本側が提案したセミナー等を以下のとおり実施しました。

■不法経営額算定プロセス検討会

2011年9月29日杭州にて、2012年3月13日広州にて、最高人民検察院、最高人民法院、公安部などの中国中央政府機関参加の下、中国の法執行機関の職員に対して、中国の刑事訴追基準である不法経営額の適切な算定方法の紹介や現行の刑事訴追基準の問題点について、日本の権利者との意見交換が行われました。

■第3回日中インターネットシンポジウム

2012年8月2日、東京にて、商務部、国家版權局が参加し、「アリババ、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）インターネットWG及び上海知的財産権問題研究グループ（上海IPG）インターネットWG」、「中国動画配信サイト（iQIYI）とCODA」の間で知財保護に関する2つの協力覚書が締結されました。またインターネット上の知財保護に関して、タオバオ、アリババ及び当当ネットと日本の権利者によるパネルディスカッションが行われました。

第3回日中インターネットシンポジウム



第3回日中インターネットシンポジウム（2012年7月、東京）

②経済産業省と中国国家工商行政管理総局との覚書に基づく取組

2009年8月に、中国国家工商行政管理総局との間で「知的財産保護の協力に関する覚書」の交換が行われ、商標等の知的財産保護に関する協力の枠組みを構築し、知財保護の取組を促進することが合意されました。

覚書の具体的な内容は、①日中共同で協力分野における「年間作業計画」を策定する、②商標権侵害の執行に係る案件についての情報提供及び照会を行う、③ワーキング・グループを開催する、④日中協力の内容を公表するとともに、関係機関へ内容を通知するなどが盛り込まれています（図表2）。

商標法及び反不正競争法を所管する中国国家工

商行政管理総局との協力関係の強化は、日本の模倣品対策にとって極めて重要です。

図表2 国家工商行政管理総局との覚書の概要



(出典) 経済産業省作成資料

覚書を交換した翌月の2009年9月24日には、国家工商行政管理総局の鐘攸平副局長を団長とし、国際合作司長、競争執法局長、消費者保護局長などの幹部が来日し、経済産業省との間で今後の双方の協力等について意見交換が行われました。国家工商行政管理総局の局長級の幹部がそろって訪日したのは初めてのことで、覚書の交換により、国家工商行政管理総局との交流関係が前進しました。その後も、日中共同で策定した年間作業計画に従って各種協力が進んでいます。

2012年1月10日には、東京において、第2回日中模倣品事務ワーキング・グループを開催し、インターネット上の模倣品対策や冒認商標出願問題等について意見交換を行いました。

また、当該覚書に基づく協力として、下記の事業を行っています。

- 2013年6月には、中国大連において開催された中国商標年会において、中国各地の工商行政管理総局の職員と産業界で、再犯対策の問題及び著名な商標へのただ乗り問題について意見交換を行いました。
- その他、国家工商行政管理総局に対し、半年に一度冒認商標出願に対する公告前情報提供等を実施しています。これは、公告前の審査段階に情報を提供することで、商標審査が適正かつ円滑に実施され、かつ権利者に対する商標権侵害が未然に防止されることを目的としています。2010年4月以降2017年3月末現在で、計389件の公告前の類似

商標出願案件について情報提供を行いました。

### ③特許庁と中国国家知識産権局との覚書に基づく取組

2009年の日中特許庁長官会合において、日本国特許庁と中国国家知識産権局は、両庁の協力関係を一層強化し、知的財産の保護に向けた取組を着実に進めることで意見が一致し、両庁の協力事項をまとめた「日本国特許庁と中華人民共和国国家知識産権局との知的財産分野における協力覚書」の交換が行われました。

覚書の具体的な内容は、知的財産法制度、審査・審判実務、機械化分野、工業所有権データ交換、統計データの交換、工業所有権情報の普及、知的財産人材育成、知的財産保護に関する協力となっています。

当該覚書に基づき、これまで両国における適切な知的財産保護に向けた取組を進めているところです。

2016年12月8日には、神奈川県小田原市にて第23回日中特許庁長官会合を開催しました。本会合では、特許分野の協力として、日中審査官協議について、実施内容の充実を図ることに合意したほか、意匠、機械化、審判、人材育成など、多方面にわたる協力について協議しました。

### ④文化庁と中国国家版權局との覚書

2010年3月15日、「日本国文化庁と中華人民共和国国家版權局との著作権及び著作隣接権に係る戦略的協力に関する覚書」の交換が行われました。本覚書は、日中間の著作権等に係る交流及び協力の枠組みを構築、強化することを通じて、両国間の相互理解を促進し、両国の文化及び経済の発展に資する取組を促進することを目的としています。

具体的には、文化庁と中国国家版權局双方の共通する所掌分野である著作権等の管理及び侵害対策、インターネット上の著作権保護等の分野において協力関係を確立するため、(1) 政府間協議、(2) 人材交流および育成、(3) 情報交換を実施することを主な内容としています。

当該覚書に基づき、日中著作権協議等を通じて、両国における適切な著作権保護の推進に取り組んでいるところです。2016年7月27日には第9回日中著作権協議、28日-29日には、日中著作権セミナーを上海において開催しました。

### ⑤文化庁と韓国文化体育観光部との覚書

2011年9月6日、「日本国文部科学省と大韓民国文化体育観光部との著作権及び著作隣接権分野におけ

る連携強化に関する覚書」の交換が行われました。本覚書は、日韓両国の円滑な文化交流を確実にし、相互理解を促進するとともに、文化産業を発展させる上で重要な意義を有する著作権及び著作隣接権における協力のための包括的な枠組みを構築することを目的としています。

具体的には、従来日韓で行ってきた政府間協議の位置づけを明確にし、著作権等に係る交流及び協力の枠組みを構築・強化するため、(1)日韓著作権会議の開催、(2)情報及び経験の共有を図るため日韓著作権フォーラムの開催、(3)著作権関連団体間の相互交流促進などの分野で両国が協力していくことを主な内容としています。

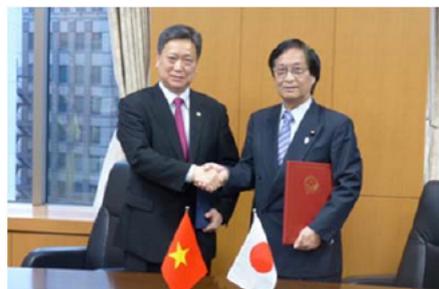
当該覚書に基づき、日韓著作権協議等を通じて、両国における適切な著作権保護の推進に取り組んでいるところです。2016年12月12日には第7回日韓著作権フォーラム、翌13日には第10回日韓著作権協議をソウルにおいて開催しました。

#### ⑥文部科学省とベトナム文化・スポーツ・観光省との覚書

文部科学省では、ベトナム文化・スポーツ・観光省著作権局との間で、著作権の保護に係る協力事業を実施しているところです。2015年3月、藤井文部科学副大臣(当時)が来日したホー・アン・トゥアンベトナム文化・スポーツ・観光省副大臣(当時)と会談を行い、今後の著作権及び著作隣接権に係る二国間での協力関係を発展させるため「日本国文部科学省とベトナム社会主義共和国文化・スポーツ・観光省との著作権及び著作隣接権に係る協力に関する覚書」に署名を行いました。

本覚書は、日ベトナム両国の著作権等に係る双方間の協力のための一般的な枠組みを構築することを目的とし、具体的には、(1)著作権保護(デジタル環境を含む)の向上、(2)海賊版取締りの強化、(3)著作権等の集中管理の開発、(4)著作権等に係る意識の向上、(5)著作権等の分野における能力開発について協力していくことが内容となっています。

当該覚書に基づき、2016年10月に「著作権エンフォースメント制度に関するスタディビジット」を実施、ベトナム著作権局副局長や、ベトナム文化・スポーツ・観光省の複数の局長等5名からなるベトナム政府代表団を受け入れました。



日時：2015年3月9日

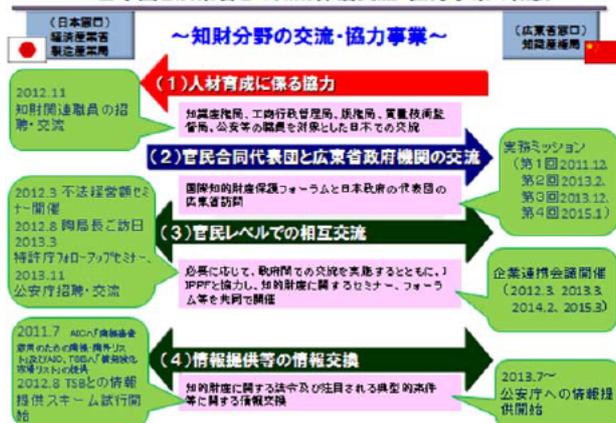
#### ⑦経済産業省と広東省政府との間の協力・取組

中国広東省とは、2011年4月の汪書記(当時)とIIPPF志賀座長(当時)・経済産業省鈴木製造産業局長(当時)との会談において、広東省人民政府との知的財産保護分野における交流と協力を促進することで意見が一致しました。次いで同年7月には、経済産業省と広東省知識産権局との間で、具体的な協力として、(1)広東省知財関連部門の日本での研修受け入れ、(2)IIPPF官民合同訪中団の広東省知財関連部門による受け入れ・双方の交流推進、(3)知的財産に関するセミナー、フォーラムなどの共同開催、(4)知的財産に関する法令等・典型案件に関する情報提供・情報交換について正式に意見が一致し、協力を進めているところです。

本協力事業のうち、「IIPPF官民合同訪中団の広東省知財関連部門による受け入れ・双方の交流推進」については2017年2月に実務レベルで訪中団が広東省知識産権局、広東省質量技術監督局、広東省食品薬品監督局と更なる知的財産保護強化に向けた意見交換を行いました。「知的財産に関するセミナー、フォーラムなどの共同開催」についても、民間ベースの取組として、昨年度に引き続き、日本知的財産協会による企業間連携会議が2015年3月に開催されています。

「知的財産に関する法令等・典型案件に関する情報提供・情報交換」についても、2012年12月の官民合同実務レベルミッション(広州)において、広東省公安厅との間で、日本企業から定期的に情報提供を行うことについて合意したことを受け、2013年7月から定期的な情報提供が行われています。

日本国と広東省との知財保護交流・協力事業の概要



(4) 人材育成支援・協力事業の実施

侵害発生国における実効的な取締りを支援するための事業も、各省庁において実施しています。

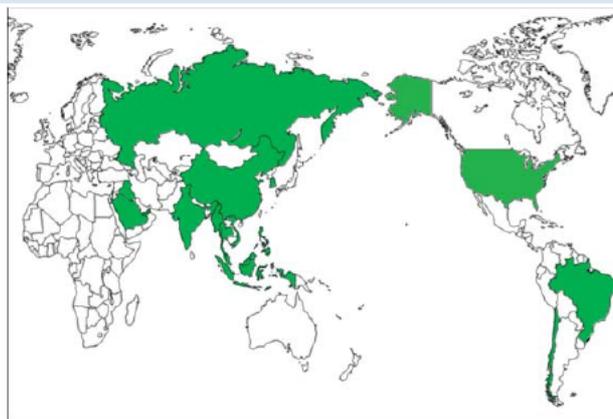
①侵害発生国における真贋判定セミナー等開催

侵害発生国の税関、警察をはじめとする執行関係機関等の職員を対象に、模倣品の取締り等に関する実践的なノウハウを提供する真贋判定セミナーや知財保護セミナー等を、以下の国・地域で、経済産業省、ジェトロ等の主催で開催しました (図表3)。

- ・中国 寧波 (2011年6月、10月、2015年11月、2016年4月)、南京 (2011年6月、8月)、通遼 (2011年6月)、東港 (2011年7月)、石家荘 (2011年7月)、杭州 (2011年7月)、深セン (2011年8月、2012年1月、2013年10月)、上海 (2011年9月、2013年12月)、天津 (2011年10月)、青島 (2011年10月)、成都 (2011年11月、2013年10月、2015年8月)、貴州 (2011年11月、2013年10月)、広州 (2011年11月、2014年11月、2015年11月)、鄭州 (2011年12月)、北京 (2011年12月、2016年1月)、香港 (2012年1月、2013年1月、2015年2月、2016年2月、2017年2月)、常德 (2012年3月)、昆明 (2012年5月)、アモイ (2012年7月)、荊州 (2012年7月)、合肥 (2013年12月)、ハルビン (綏芬河) (2014年3月)、武漢 (2014年7月)、寿光 (2014年8月、2015年4月)、義烏 (2015年1月)、西安 (2016年1月)、蘇州 (2015年9月、2016年2月)、太原 (2017年2月)、北海 (2016年6月)
- ・韓国 ソウル (2011年10月、11月、2012年3月、8月)、大田 (2012年10月、2013年10月、2016年2月)
- ・インドネシア スラバヤ (2011年7月)、ジャカル

- タ (2012年6月、2013年12月、2016年8月)
- ・タイ バンコク (2011年9月、2012年9月、2015年6月)
- ・ロシア モスクワ (2011年10月、2015年11月)、サンクトペテルブルク (2013年11月)
- ・ブラジル サンパウロ (2011年11月、2012年11月)
- ・マレーシア クアラルンプール (2011年12月)
- ・フィリピン マニラ (2011年12月、2012年12月)
- ・インド ムンバイ (2012年2月、2013年12月)、デリー (2012年11月、2015年8月、2016年9月)
- ・ベトナム ハノイ (2012年12月、2013年12月、2015年11月)、ホーチミン (2013年9月、2014年9月)、ラオカイ (2016年11月)
- ・イラク エルビル (2013年6月)
- ・チリ パルパライソ (2013年9月)、イキケ (2014年12月)
- ・ミャンマー ヤンゴン (2014年8月、2016年7月)
- ・エジプト カイロ (2016年11月)
- ・米国 ロングビーチ (2017年2月)

図表3 真贋判定セミナー開催国



これまでのセミナー開催国 (2017年3月現在)

②インドネシア執行機関向け知財保護セミナーの開催

インドネシアは巨大な市場を有し、多くの日本企業が進出しているものの、日本企業によるエンフォースメントの実績は僅少であるのが実態です。そこで、日本企業のインドネシアにおける知財エンフォースメントの円滑化を目的に、インドネシア知財総局 (DGIP) と協力し、日インドネシア双方の政府職員や専門家を講師として、執行機関職員を広く対象とした知財保護セミナーを2016年度に開催しました。セミナーにおいては、日本税関における水際措置、インドネシアにおける商標制度、商標の類似性・周知性、悪意商標等について講演が行われ、知財権侵害、水際措置についての受講者の理解を深めました。

### ③インドネシア国家警察の招聘

2016年12月にインドネシア国家警察を招聘し、インドネシア知的財産エンフォースメントセミナーを実施するとともに、経済産業省及び警察庁との意見交換において、模倣品対策に関する政府間での情報共有の有用性等に関する意見交換を行いました。また、IIPPFメンバーとの間では、国家警察の知財に関する体制や普及啓発、インターネット上の知財権侵害等に関する意見交換を行いました。また、インドネシアでの知財取締り実務の参考とするために、法務省を訪問し、日本の刑事手続きについての説明を行いました。

### ④ベトナム市場関係者向け啓発セミナー等の開催

侵害発生国との共同事業として、IIPPF ASEAN WG等権利者の発案による「大規模市場の入居店舗への反模倣品啓発セミナー」を、ベトナム商工省市場管理局及びハノイ最大級の市場であるドンスアン市場管理会社との連携の下、2016年7月に実施しました。当日は、約130名の店舗事業者が参加し、市場管理局から模倣品関連の法規に関する説明、日本の権利者から模倣品の生命、人体への悪影響に関する説明、ドンスアン市場管理会社からテナント契約違反に対する処分内容の説明等、参加者の事業に直結する内容が周知されました。また、代表店舗による反模倣品誓約書への調印式も行われ、その模様はベトナムのテレビニュースにも取り上げられる等、注目を集めました。11月には、再度関係者が同市場に集まり、模倣品減少の効果検証や入居店舗へのインタビュー等を行い、反模倣品機運の定着を図りました。

### ⑤ベトナム ホーチミン税関及び市場管理局の招聘

これまでハノイの商工省市場管理局や税関総局等との対話を重点的に行ってきたところ、摘発が多数実施されているホーチミンの動向を把握し、権利者が抱える課題の解決に役立てることを目的とし、招聘しました。権利者との意見交換では権利者が期待する水際差止の運用方法や、市場摘発に資する情報提供について、大阪税関及び法務省法務総合研究所国際部への訪問では、日本の執行機関が権利者と連携して活発に模倣品を排除していること、適切に処罰していること等が説明され、ベトナムでの法執行のあり方について議論する好機となりました。

### ⑥ミャンマー税関の水際措置に係る共同事業

水際での侵害疑義品の差押えや権利者への適切な通知を促すため、侵害発生国との共同事業と位置づけ、真贋判定セミナーの実施に止まらず、複数回の協議を通じて進捗状況の確認や課題解決のための情報提供等を行いました。2016年度は、7月の真贋判定セミナーの他、11月、12月、1月にフォローアップ協議を行い

ました。2月には世界税関機構(WCO)のプロジェクト“WCO ACTION IPR A/P II”とも連携して期間中に集中的に侵害疑義品発見に取り組む等、新たな施策も取り入れ、推進しています。

### ⑦フィリピン政府関係者の招聘

2016年11月にフィリピン執行機関(検察局、関税局、元知財庁)を招聘し、フィリピン知的財産エンフォースメントセミナーを実施するとともに、経済産業省や東京税関との意見交換を行いました。また、IIPPFメンバーとの意見交換では税関での水際差止め、侵害品の摘発・廃棄や裁判の迅速化等について意見交換を行いました。

### ⑧インド税関職員向け知財保護セミナーの開催

インドでの模倣品対策は、国内における民事・刑事の司法救済が中心となっています。他方、税関での水際差止めは、制度は整っているものの、差止め件数は公表されておらず、僅少であると言われています。そこで、日本企業のインドにおける水際措置の円滑化を目的に、インド財務省中央物品税関税局との協力の下、現地法律事務所の専門家、WCOアドバイザー、日本関税協会の専門家等を講師として、税関職員を対象としたセミナーを2016年9月に実施しました。セミナーにおいては、WCOの活動、日本における水際措置、インドにおける知財権侵害事件の紹介や日系企業による真贋判定情報の提供等が行われ、知財権侵害、水際措置についての受講者の理解を深めました。最後に、インド税関からも自国の水際措置の制度及び運用が説明され、質疑応答では日本の制度及び運用との相違点や、日本の権利者が期待すること等について活発に議論されました。

### ⑨アラブ首長国連邦知的財産協会(EIPA)及びドバイ経済開発局職員(DDDED)の招聘

2017年1月に、UAEから上記二機関の職員を日本へ招聘しました。EIPAは現地で知財の普及啓発に取り組む半官半民の組織で日本のIIPPFとは2015年に協力同意書に署名していますが、この度、IIPPFはDDDEDとの協力同意書にも署名しました。招聘期間中、日本の産業界に対するセミナー、意見交換会等を行い、現地の法執行状況が共有されると共に現地機関が考える望ましい真贋判定情報の種別や提供方法等について活発に議論されました。

### ⑩イラン税関職員の招聘

2017年2月に、イラン税関副長官等5名を招聘しました。これはイランに対する日本企業の関心が高まりつつある中、主にバンドルアッパーズ港から流

入する模倣品問題も潜在的な課題と思われることから、水際措置の制度・運用に関する情報を収集すること、日本の水際措置等の取組を今後のイランの制度改善の一助にしてもらうこと、今後の日イランの協力関係を構築すること等を目的としたもので、期間中はIIPPFメンバーとの意見交換、セミナー等を実施しました。

#### ⑪エジプト知財保護セミナー

エジプトは人口9,200万人を超え、中東・アフリカ地域最大級の市場であるが、中国やUAEを經由して流入する模倣品が市場を汚染しているという問題等が考えられます。

この度、2016年11月に政府職員向けの知財保護セミナーをカイロで開催し、政府関係者をはじめ60名以上が参加しました。セミナーでは、エジプト特許庁、検察庁、消費者保護庁やエジプト税関など、知的財産権の保護や模倣品の取り締まりを担う政府機関・部局の幹部から、エジプトにおける知的財産権保護の現状や課題に関する講演、日本企業からは税関職員などの実務者向けに、自社製品の真贋判定ポイントを説明しました。模倣品対策室にとっては、本セミナーはアフリカ大陸で初めて開催した真贋判定セミナーとなります。

#### ⑫米国税関向け真贋判定セミナーの開催

2017年2月に、世界有数の取扱量を誇るカリフォルニア州ロングビーチ港の税関職員に向けて、ジェトロ、日系企業の協力の下、真贋判定セミナーを開催しました。本セミナーは、模倣品対策室が米国で初めて開催した真贋判定セミナーでありましたが、多くの現場職員が参加し、模倣品と真正品の見分け方等について活発な議論が行われました。今後も米国の模倣品・海賊版被害について注視し、関係各社との連携を強化していく必要があります。

#### ⑬ASEAN知財動向報告会の開催

2016年5月に、ASEANにおける知財概況や、現地法律事務所に関する情報、司法動向、データベース調査、知財リスク調査といった運用や動向に関する比較調査結果を日本の権利者に紹介する「ASEAN知財動向報告会」を2015年に続いて開催しました。

#### ⑭インド知的財産法とエンフォースメントに関する国際会議における普及啓発事業の実施

2015年12月にインド・ニューデリーで開催された「インド知的財産法とエンフォースメントに関する国際会議」における日本ブースに真贋品を展示し、

会議に参加した知的財産実務者に対して、普及啓発活動を実施しました。

#### ⑮実務者向け模倣品対策コースによる税関職員の招聘

2017年1月、ブラジル、中国、インド、ラオス、タイから税関職員を招聘し、日本における知的財産権執行強化の取組を習熟させ、自国における知的財産権執行強化のための能力を高める「実務者向け模倣品対策コース」を実施しました。

#### ⑯TM5第3回悪意の商標出願セミナーの開催

2016年3月に、東京にて、日米欧中韓の商標五庁(TM5)の協力枠組みにおいて、我が国がリードして取り組んでいる「悪意の商標出願対策プロジェクト」の一環として、「第3回悪意の商標出願セミナー」を開催しました。各庁担当者から、悪意の商標出願に関する法制度、最新の事例及びその対応等について講演が行われました。

#### ⑰著作権侵害発生国におけるトレーニングセミナーの開催

著作権侵害発生国の税関職員等取締機関職員に対し、日本コンテンツの海賊版と正規品の真贋判定能力を構築するためのセミナーを文化庁の主催により、2016年度は以下の国・地域で実施しました。

- ・台北 (2016年8月)、高雄 (2016年8月)
- ・香港 (2016年10月)
- ・北京 (2016年10月)
- ・マレーシア ペナン (2016年11月)
- ・ベトナム ホーチミン (2017年1月)
- ・インドネシア ジャカルタ (2017年1月)

#### ⑱ベトナム政府関係者の訪日研修

文化庁では、著作権侵害発生国の著作権当局職員や著作権集中管理団体職員等を対象に、訪日研修を実施しています。

2016年10月には、ベトナムにおけるエンフォースメント(権利執行)の強化を目的とした「著作権エンフォースメント制度に関するスタディビジット」を実施。ベトナム著作権局の副局長や、ベトナム文化・スポーツ・観光省の局長等5名を受け入れました。

研修に際しては、著作権等集中管理制度を含めた我が国の著作権制度について紹介したほか、我が国の著作権関係機関や知的財産高等裁判所、東京税関等の執行機関を訪問しました。研修では、我が国コンテンツの著作権侵害の実態や、侵害に対するエンフォースメントの実態等について学ぶとともに、ベ

トナムにおける著作権行政上の課題や今後の取組の方向等についても意見交換しました。

⑱集中管理制度に関するセミナーの開催

文化庁では、2017年3月に、ミャンマー教育省、国際協力機構（JICA）との共催で、ヤンゴン市において「著作権制度と著作権集中管理団体に関するセミナー」を開催しました。セミナーでは、ミャンマー教育省及び文化庁から両国における著作権制度、著作権集中管理制度についての紹介に加え、日本の集中管理の取組事例として、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター（芸団協CPRA）、公益社団法人日本複製権センター（JRRC）から、具体的な活動内容及び集中管理団体が著作権・著作隣接権の保護と流通にどのような役割を持ち、貢献しているかについての講義が行われました。また、翌日にはミャンマーの権利者団体・ミャンマー教育省関係者と日本側参加者との間で、著作権集中管理団体設立に向けた現状と課題、今後の取組についてのコンサルテーションミーティングを行いました。

⑳著作権侵害発生国における普及啓発事業の実施

侵害対策として、著作権保護に関する意識向上のための普及啓発が重要との認識の下、2016年度は、タイ（バンコク）において、タイ知的財産局（DIP）との共催により「著作権制度とコンテンツ産業の発展について」をテーマに、著作権セミナーを実施しました。

日本からは、文化庁のほか、CODAやコンテンツ関連企業が講義を行いました。また翌年2月にバンコクで開催されたJAPAN EXPO THAILANDにおいて、文化庁、タイDIP、CODA共同でブースを出展し、正規品・海賊版の比較展示、コンテンツ利用に関するアンケート、普及啓発グッズの配布、著作権に関する〇×クイズと正誤解説等を行いました。

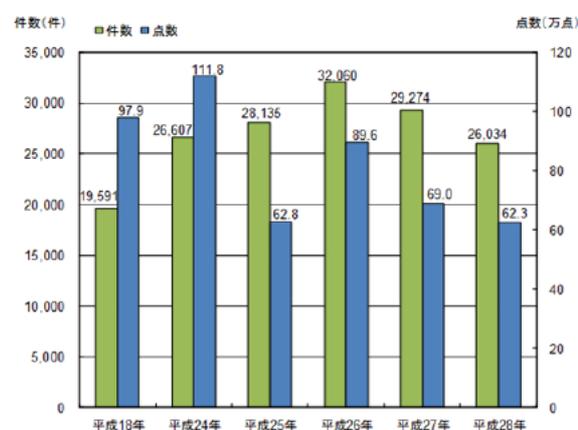
また、マレーシア（クアラルンプール）においては、マレーシア知的財産公社（MyIPO）との協力のもと、CoFesta（JAPAN国際コンテンツフェスティバル）オフィシャルイベントのマンガフェスティバル in マレーシア（2016年11月）において、コンテンツ利用に関するアンケート、普及啓発グッズの配布、著作権に関する〇×クイズと正誤解説等を行いました。また、ベトナムにおいては、ベトナム著作権局（COV）からの依頼に基づき、ベトナムにおける著作権普及促進に資する資料として、日本における著作権普及啓発資料をベトナム語に翻訳の上、提供しました。

(5) 水際、国内での取締り

①水際での取締り（財務省）

日本国内に流入する知的財産侵害物品に対しては、水際での取締りが重要となります。2016年（平成28年）の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は26,034件で、10年連続で2万件を超え、また、5年連続で2.5万件を超え、引き続き高水準でした。また、輸入差止点数は約62万点でした（図表4）。

図表4 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



注1：「輸入差止件数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。

「輸入差止点数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品の数です。例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

注2：改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行され、知的財産侵害物品であるとの認定に対し、輸入者等が不服申立てをできる期間が2か月から3か月に延長されたことに伴い、差止件数及び差止点数として計上する時期もその分後ずれしています。

(出典) 財務省「平成28年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

このうち中国来の知的財産侵害物品の差止件数は23,916件で、仕出国（地域）別の構成比は、全体の91.9%を占め、引き続き高水準にあります。なお、過去差止件数の多かった韓国来の構成比は全体の1.6%となりました（図表5）。

図表5 仕出国（地域）別輸入差止実績（件数）

	2015年	2016年	前年比	構成比
中国	26,670	23,916	89.7%	91.9%
香港	1,227	717	58.4%	2.8%
韓国	494	427	86.4%	1.6%
フィリピン	392	270	68.9%	1.0%
シンガポール	58	203	350.0%	0.8%
タイ	123	155	126.0%	0.6%
米国	65	68	104.6%	0.3%
台湾	70	58	82.9%	0.2%
ベトナム	22	30	136.4%	0.1%
オランダ	12	30	250.0%	0.1%
その他の国 （地域）	141	160	113.5%	0.6%
合計	29,274	26,034	88.9%	100.0%

（出典）財務省「平成28年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

また、知的財産別の輸入差止件数は、商標権侵害物品が25,666件で全体の98.2%を占め、品目別で見ると、財布やハンドバッグなどのバッグ類が10,727件で全体の37.6%を占め、次に、スマートフォンケースなどの携帯電話及び付属品（15.6%）、衣類（13.6%）、靴類（9.2%）と続いています（図表6）（図表7）。

図表6 知的財産別輸入差止実績（件数）

	2015年	2016年	前年比	構成比
特許権	5	61	1,220.0%	0.2%
実用新案権	0	0	-	-
意匠権	36	87	241.7%	0.3%
商標権	28,982	25,666	88.6%	98.2%
著作権	323	312	96.6%	1.2%
著作隣接権	0	0	-	-
回路配置利用権	0	0	-	-
育成者権	0	0	-	-
不 競 法 違 反 物 品				
周知表示	0	0	-	-
混同惹起品				
著名表示	0	0	-	-
冒用品				
形態模倣品	0	0	-	-
営業秘密	-	0	-	-
侵害品				
技術的制限手段無効化装置	50	9	18.0%	0.0%
合計	29,274	26,034	88.9%	100.0%

注1：1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合があるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

注2：各欄に掲げる構成比の合計は四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

（出典）財務省「平成28年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

図表7 品目別輸入差止実績（件数）

	2015年	2016年	前年比	構成比
バッグ類	11,463	10,727	93.6%	37.6%
携帯電話及び付属品	2,936	4,466	152.1%	15.6%
衣類	4,610	3,873	84.0%	13.6%
靴類	3,875	2,617	67.5%	9.2%
時計類	1,234	1,081	87.6%	3.8%
医薬品	1,030	812	78.8%	2.8%
キーケース類	799	762	95.4%	2.7%
コンピュータ製品	452	489	108.2%	1.7%
眼鏡類及び付属品	1,792	415	23.2%	1.5%
ベルト類	491	379	77.2%	1.3%
帽子類	473	373	78.9%	1.3%
身辺細貨類	673	335	49.8%	1.2%
自動車付属品	241	314	130.3%	1.1%
電気製品	335	241	71.9%	0.8%
布製品	257	229	89.1%	0.8%
その他の品目	1,912	1,439	75.3%	5.0%
合計	29,274	26,034	88.9%	100.0%

注1：1事案で複数の品目を含んだものがあるため、品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

注2：各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

（出典）財務省「平成28年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

税関に対する差止申立て制度<sup>1</sup>の利用状況について、2016年末時点で有効な輸入差止申立ての件数は693件でした。

また、2016年中に受理された新規輸入差止申立て件数は125件でした（図表8）。

<sup>1</sup> 特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者は、自己の権利又は営業上の利益を侵害すると認める貨物が輸出又は輸入されようとする場合に、税関長に対し、当該貨物が知的財産を侵害しているか否かを認定するための手続を執るべきことを申し立てる制度です。《関税法第69条の4、第69条の13》

図表8 輸入差止申立て件数

	2015年	2016年	前年比	構成比	新規
特許権	21	17	81.0%	2.4%	4
実用新案権	0	0	-	-	0
意匠権	87	88	101.1%	12.7%	21
商標権	318	348	109.4%	50.1%	75
著作権	96	95	99.0%	13.7%	6
著作隣接権	208	143	68.8%	20.6%	19
育成者権	1	1	100.0%	0.1%	0
不 周知表示	0	0	-	-	0
競 混同惹起品					
法 著名表示	0	0	-	-	0
違 冒用品					
反 形態模倣品	0	0	-	-	0
物 営業秘密	-	0	-	-	0
品 侵害品					
技術的制限手	3	2	66.7%	0.3%	0
段無効化装置					
合計	733	693	94.5%	100.0%	125

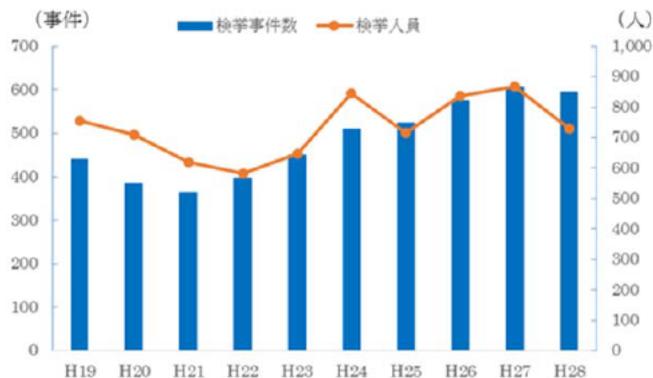
注1：「新規」は、新たに輸入差止申立てが行われ、平成28年中に受理された件数を示しています。  
 注2：1件の申立てにつき複数の知的財産に係るものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。  
 注3：各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。  
 注4：不正競争防止法違反物品のうち営業秘密侵害品については、平成28年6月1日から輸出入してはならない貨物として、税関の取締りを行っています。  
 (出典) 財務省「平成28年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」

②国内での取締り（警察庁）

知的財産権侵害事犯の検挙事件数は594事件（前年606事件）あり、検挙人員は730人（前年863人）でした（図表9）。

また、押収した知的財産権侵害品（偽ブランド品及び海賊版）の数量は431,716点（前年175,488点）でした（図表10）。

図表9 知的財産権侵害事犯の検挙状況



(出典) 警察庁「平成28年における生活経済事犯の検挙状況等について」(2017年3月)

図表10 知的財産権侵害品の押収状況

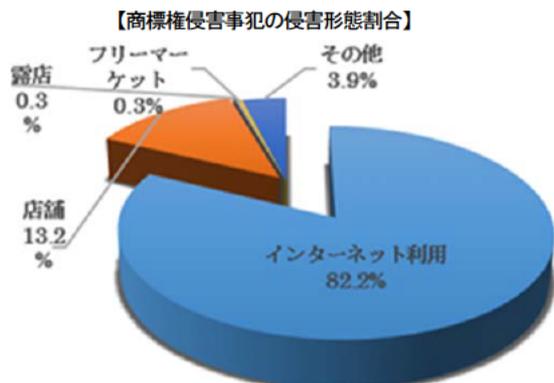
種 別	2014年	2015年	2016年
偽ブランド品	118,464	84,411	385,273
海 盗 版			
ビデオ・DVD等ソフト	290,659	82,770	8,561
コンピュータソフト	1,592	448	27,209
音楽CD・テープ等	16,127	181	88
キャラクター商品等	3,092	7,678	10,585
合 計	311,470	91,077	46,443
合 計	429,934	175,488	431,716

(出典) 警察庁調べ

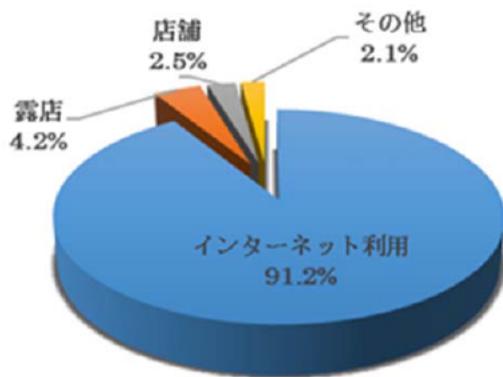
商標権侵害事犯（偽ブランド事犯等）では、2016年中に押収され仕出地が判明した偽ブランド品のうち中国（本土）を仕出地とするものが15.8%でした。侵害形態は、インターネット利用が、2016年中は82.2%と大半を占め、次いで、店舗利用（13.2%）、露店利用（0.3%）、フリーマーケット利用（0.3%）でした。

一方、著作権侵害事犯（海賊版事犯等）では、押収した海賊版の32.9%が国内で複製されたもので、侵害形態は、インターネット利用が91.2%と大半を占め、次いで、露店利用（4.2%）、店舗利用（2.5%）でした（図表11）。

図表11 商標権・著作権侵害事犯の侵害形態



【著作権侵害事犯の侵害形態割合】



(出典) 警察庁調べ

〔検挙事例〕

■アクセサリ等輸入販売会社役員(35)らは、平成27年5月、インターネット・オークションを利用して、中国(香港)から輸入した偽ブランド品のショルダーバッグ1点を、代金7,900円で販売したほか、平成28年2月、会社事務所等において、偽ブランド品の手提げケース等合計約1万点を販売する目的で所持するなどした。

■身体鍛錬器具等輸出入販売会社役員(51)らは、業として、平成27年11月頃、インターネット上に設けた販売サイトを通じ、中国から輸入した意匠権侵害品の身体鍛錬器具合計45点を、代金合計約25万円で販売したほか、平成28年1月、同社倉庫において、意匠権侵害品の身体鍛錬器具合計180点を販売する目的で所持した。

(6) 模倣品・海賊版に関する啓発活動

① 模倣品・海賊版撲滅キャンペーン

特許庁では、「模倣品・海賊版を購入しない、容認しない」という消費者意識を醸成するため、知的財産戦略本部を始めとする関係省庁及び民間団体の協力の下、特設ウェブサイト、動画放映等の様々な広報媒体を用いた啓発活動である「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を、2003年以降実施しています。

2016年度の「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」では、インターネットを利用する消費者を重点ターゲットに、「買い物ではない。犯罪者との契約です。」をキャッチコピーにして、キャンペーンを展開しました。

模倣品・海賊版撲滅キャンペーンイメージ (2016年度)



② 不正商品対策協議会の活動

不正商品対策協議会では、全国各地において、知的財産の保護と不正商品の排除を目的とした一般参加型の啓発イベント『ほんと？ホント！フェア』を開催しています。また、2016年12月19日に、不正商品対策協議会の設立30周年を記念して、「グローバル社会における知的財産の保護と不正商品の排除に向けて」をメインテーマとした、「アジア知的財産権シンポジウム2016」を開催しました。このほか、第5回著作権を守ろう！ポスターコンクールを実施しました。

アジア知的財産権シンポジウム2016



シンポジウムの状況



最優秀作品ポスター

なお、不正商品対策協議会では、「知的財産の保護と不正商品の排除」を目的とした広報・啓発ポスターを製作しています。深刻化するインターネット上の著作権侵害や偽ブランド販売等に関し、若年層を対象に「違法アップロードや違法ダウンロード、偽ブランドの購入等をしない」よう広く訴えかけています。

ポスター（不正商品対策協議会）

# STOP!

## ネットでの知的財産権侵害



### (7) その他の政府の取組（2016年度）

#### ①農林水産省

日本の都道府県名や地名等が、中国、台湾等で現地の企業などの第三者に商標出願される事例が確認されており、日本産農林水産物・食品の海外展開への悪影響が懸念されています。また、日本産を装った農林水産物・食品が海外で出回っており、日本産農林水産物・食品のブランド価値の低下にもつながりかねません。

こうした海外における農林水産分野の知的財産の侵害リスクが高まっている状況に対応するため、地方自治体や農林水産関係団体、ジェトロ、弁護士、弁理士等で構成される「農林水産知的財産保護コンソーシアム（2009年設立）」において、中国など海外における商標出願状況の監視、地方セミナー・相談会、模倣品等の海外現地調査等を行い、農林水産分野の知的財産保護を図る活動を行うとともに、地理的表示（GI）保護制度で登録されたGI名称やGIマークの海外における不正使用等について監視・調査を行いました。調査結果については、「平成28年度国内外における地理的表示（GI）の保護に関する活動レポート」として公表しています。

このうち、タイで発見されたタイ産の「夕張日本メロン」の生産販売業者に対して、「夕張メロン」は日本のGIであることから、GI名称の使用を止めるよう警告状を送付したところ、これに従い、ラベル等を廃棄する旨の回答を得ました。これは、日本においてGIとして登録されたことの効果のひとつと言えます。

ます。

#### ②外務省

外務省は、政府の対外窓口として、知的財産権について海外での保護強化及び国際的な制度構築に関する施策に取り組みました。

日本企業支援の取組としては、ほぼすべての我が国在外公館（大使館、総領事館）において任命されている知的財産担当官を通じて、海外で困難に直面する日本企業からの相談を受け、事案に応じて助言、相手国当局への要請を行いました。

また、EPA及び投資協定の交渉を通じて、知的財産権に関する規定を設け、知的財産ルール強化に努めました。

多数国間の取組としては、ACTAの早期締結に向けた働きかけの他、アジア太平洋経済協力（APEC）、WTO（TRIPS理事会）、世界知的所有権機関（WIPO）等での交渉や議論を行いました。

#### ③総務省

インターネット上の著作権侵害対策について、ASEAN域内のオンライン侵害対策等にかかる能力形成・向上を図り、域内の健全なコンテンツ流通市場形成に寄与を図るため、2015年度にASEAN放送コンテンツ正規流通促進ワークショップを開催しました。

また、安心・安全な利用環境の観点から、中長期的な制度的対応も要すると見込まれる課題への対応について検討を行うため設置された「ICTサービス安心・安全研究会」が2015年にとりまとめた報告書（「インターネット上の個人情報・利用者情報等の流通への対応について」）の提言を受け、プロバイダ責任制限法に基づく開示請求の対象となる発信者情報にポート番号を追加する省令改正を2015年12月に行いました。

#### ④文化庁

近年、デジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍が増加する一方、出版物が違法に複製され、インターネット上にアップロードされた海賊版被害が増加していることから、紙媒体による出版のみを対象とした著作権制度を見直し、電子書籍に対応した著作権の整備のため、2014年4月に著作権法の一部を改正しました。

さらに、いわゆるリーチサイト（自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトへリンク情報を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト）などによる侵害コンテンツへの

誘導行為が、侵害コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長していることから、その対応策の検討が求められています。リーチサイト等の実態及びこれに関する課題、著作権制度に関する要望について関係者からの意見聴取を行い、インターネットの利用を過度に規制することにならないよう、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、検討を行っています。

### ⑤特許庁

2016年10月に北京にて開催された、第5回TM5<sup>2</sup>年次会合での合意に基づき、現在、我が国リードで、「悪意の商標出願事例集」を作成しています。

ODAによる取組では、JICAが、インドネシアで実施する「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」（2015年12月～2020年12月）に特許庁から職員1名を長期専門家として派遣し、知的財産権に関する執行・取り締まりの強化を支援しています。

また、ベトナムで実施した「知的財産権の保護及び執行強化プロジェクト」（2012年6月～2017年3月）に対しても、特許庁から職員1名を長期専門家として派遣し、知的財産関連機関の執行能力強化に向けた支援を行いました。

更に、知財調査員を海外に配置し、各国の知的財産権関連機関と緊密な関係を構築し、知的財産権制度及び運用にかかる情報を収集するとともに、日本企業の要望を踏まえ、各国の知的財産権制度の改善や協力要請等を実施しています。また、現地法律事務所等を活用し、侵害相談、情報収集、模倣品対策マニュアル作成等を行っています。

### ⑥法務省

ミャンマー連邦最高裁判所及び同法務長官府を対象として行っているJICA「法整備支援プロジェクト」に全面的に協力しており、2015年11月に知的財産に関する有識者（大学教授）による現地セミナーを開催したほか、2016年2月には、日本弁護士連合会等が開催する知的財産に関するワークショップに協力しました。このワークショップと連携する形で、同年2月から3月にかけて、裁判所、日本弁護士連合会、警察庁、特許庁、文化庁、税関、民間企業等の協力を得て、プロジェクト実施機関であるミャンマー連邦最高裁判所等の職員（裁判官及び検察官）のみならず、知的財産を担当している科学技術省（現在は教育省に統合）職員、税関職員、警察官を対象として、知的財産の紛争解決システムなどをテーマにした本邦研修を行いました。

さらに、国内有識者（元裁判官、大学教授、弁護

士等）を中心とした国内支援委員会を設立するなど知的財産裁判制度設立を支援する体制を整備した上、同年8月及び2017年2月に同委員会委員による現地セミナーを実施するなど、ミャンマーに対する支援を続けています。

その他、JICAが知的財産事件の処理の予見性の向上、知的財産法を含むビジネス関連法令の起草・審査の整合性を向上させる手続の整備等を目的として2015年12月に開始した「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」に特許庁とともに協力し、2016年2月から、検事2名（1名は裁判官出身）を長期専門家としてインドネシアに派遣しているほか、プロジェクト実施機関であるインドネシア最高裁判所及び同法務人権省の職員らを対象とした本邦研修及び現地セミナーを実施するなど、インドネシアに対する支援を続けています。

### ⑦消費者庁

2012年11月1日の「消費者庁越境消費者センター<sup>3</sup>」開設以来、海外の事業者との取引についてトラブルに遭った消費者からの相談受付件数は、累計20,616件となっています。中でも「インターネット通販サイトで有名ブランドの商品を購入したが、模倣品が届いた」といった模倣品関連の相談が2,727件を占めており、特に、海外の事業者が日本の消費者向けに運営しているウェブサイトでのトラブルが目立っています（件数は全て2017年3月末時点）。

このため、消費者庁では、消費者トラブルの未然防止及び被害拡大防止を目的として、CCJに寄せられた相談のうち、模倣品の販売等が疑われる悪質な海外ウェブサイトに関する情報を消費者庁のウェブサイト上で公表し、消費者の皆様に注意を呼び掛けています（情報は定期的に更新されます。以下URL参照）。

（参照URL）[http://www.caa.go.jp/adjustments/index\\_1.html#03](http://www.caa.go.jp/adjustments/index_1.html#03)

また、2014年12月に「インターネット消費者トラブル防止キャンペーン」を実施し、模倣品関連を含むインターネット通販トラブル等について、注意ポイント等を分かりやすく示したキャンペーンサイトを開設するとともに、ウェブ広告を用いた消費者向けの啓発活動を実施しました。本キャンペーンサイトは、継続的に消費者の皆さまへの注意を呼びかけるため、キャンペーン期間終了後も、消費者庁のウェブサイトに掲載しています（以下URL参照）。さらに、模倣品関連を含む、海外事業者とのインターネット通販におけるトラブルに関する消費者向けの注意喚起として、2016年2月に「海外事業者とのイン

<sup>2</sup> 日本国特許庁、欧州連合知的財産庁、韓国特許庁、中国国家工商行政管理総局及び米国特許商標庁の商標五庁による協力枠組み。

<sup>3</sup> 2015年度より独立行政法人国民生活センターへ事業移管し、「国民生活センター越境消費者センター（CCJ）」と名称変更。  
[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150305\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20150305_2.html)

ターネット通販におけるトラブルに御注意！」を公表しました。

(参照URL) [http://www.caa.go.jp/adjustments/internet\\_trouble/](http://www.caa.go.jp/adjustments/internet_trouble/)

消費者庁による『その商品、模倣品かも…!??  
～模倣品を販売するウェブサイトを見抜く  
4つのチェックポイント～』

**その商品、模倣品かも…!??**  
～模倣品を販売するウェブサイトを見抜く4つのチェックポイント～

- 1. 正確な運営情報(運営者氏名・住所・電話番号)が記載されていない!?**  
連絡手段がメールしかないウェブサイトは危険です!!  
連絡先がメールアドレスしか記載されていない場合は、相手から返信がなくなってしまえば、被害の発生をすることもできません。  
また、記載されていない情報が、実在する住所や電話番号であるか注意が必要です。  
正確な運営情報が記載されていないウェブサイトの利用は控えましょう。
- 2. 正規販売店の販売価格より極端に値引きされている!?**  
お買い得すぎる商品、本当に本物ですか…?  
新品の有名ブランド(※真正品)を安く買えた場合、おおよそ正規店価格の割で引け取れると書かれています。  
商品の状態や販売形態にもよりますが、正規販売店の販売価格より大幅に安値で販売されている場合、真正品であるか慎重に判断する必要があります。
- 3. 日本語の表現が不自然である!?**  
機械翻訳のような日本語が使われているませんか…?  
機械翻訳のような不自然な日本語表記がされているウェブサイトには注意です。  
模倣品を販売するウェブサイトでは、「送料無料!」や「在庫限り!」や「即日発送!」や「送料無料で!」など、過度に安値で、即座に買切らされる可能性があります。
- 4. 支払い方法が銀行振込のみとなり、クレジットカードが利用できない!?**  
銀行振込は、一旦振り込みとお金を取り戻すことは極めて困難です!!  
模倣品を販売するウェブサイトでは、クレジットカードが利用できないケースが多くあります。  
新着商品の場合、入金後にトラブルが発生し、入金金が戻らない限り返金を受けることは不可能です。  
また、ウェブサイトの名前や運営者名と口座名義人の異なるケースも注意が必要です。

(8) 中小企業支援

①中小企業海外IPネットワークの活動

ジェトロは、2010年度より、海外において中小企業が抱える知財権問題に対処することを目的として、中小企業海外IPネットワーク(IPネット)を立ち上げており、現在442のメンバーにご登録いただいています。

2016年度は、東京・大阪にて中国・アセアン等における模倣対策をテーマとしたセミナーを開催し、中小企業海外IPネットワークメンバーに対し、先行してご案内しました。

②中小企業商標先行登録調査、相談

ジェトロは、2011年度より、海外展開や海外における商標権取得を予定している中小企業に対して、海外における商標先行登録調査を無料で行うサービスを開始しました。各企業の商標出願前に第三者に当該商標が既に出願/登録されていないか調査を行い、既に出願/登録されていた場合の対抗措置についても検討することで、中小企業の海外展開結実の一助とすることを目的としています。

2016年度の調査対象国・地域は、中国、韓国、香港、タイ、米国、フランス、ドイツであり、20企業から46件の申請を受け、(中国(香港を除く)10件、韓国2件、香港9件、米国8件、フランス6件、ドイツ5件、タイ6件)、先行登録調査を実施しました。

③海外の模倣被害における対策費用の助成(中小企業等海外侵害対策支援事業<sup>4</sup>)

2016年度、ジェトロを通じて特許庁は、海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業が実施する侵害調査や、模倣品業者への警告文の作成費用、行政摘発費用に要した総費用の2/3(上限額:400万円)を助成しました。具体的には、海外の調査会社等に委託して、模倣品の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況などについて侵害調査を実施し、その調査結果の情報を、中小企業に提供し、模倣品業者への警告や行政摘発を実施しました。【詳細:参考資料3参照】

2016年度は、中小企業20社が採択され、そのうち18社が中国にて調査を実施しました。また、調査後、侵害状況が明らかになった中小企業のうち4社が中国等の行政当局への摘発を実施済みであり、警告状の送付についても4社が実施しました。さらに、ウェブサイト運営会社にウェブサイトの削除申請を4社が行い(うち3社が削除済み)、税関登録申請を1社が行いました。

また、海外の現地企業から知財侵害で訴えられた場合の弁護士への相談費用や訴訟準備・訴訟に要する費用の2/3(上限額:500万円)を助成しました。中国で知財権侵害を指摘された2社が当該制度を利用しました。

さらに、2016年度から、海外の現地企業から、自社のブランドの商標や地域団体商標を冒認出願された中小企業等に対し、冒認商標を取消すために要する費用の2/3(上限額:500万円)を助成する支援を開始しました。2016年度は、中小企業10社を採択しました。

④地方自治体による助成制度

地方公共団体の一部<sup>5</sup>は、中小企業が外国での特許、意匠、商標を取得する場合や侵害調査費用等に要する費用の一部を助成する制度を有しています(図表12)。

<sup>4</sup> 2015年度より事業名変更。

<sup>5</sup> 特許庁と連携して実施している地方公共団体の例は以下のとおりです。その他東京都のように独自の支援を行っている例もあります。  
[http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien\\_gaikokusuyutugan.htm](http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusuyutugan.htm)

図表12 平成28年度外国特許等出願費用助成事業  
(東京都知的財産総合センター)

(外国特許出願費用助成事業)

- 対象経費：出願手数料、弁理士費用、翻訳料等
- 助成額：対象経費の1/2以内、限度額300万円

(外国実用新案・意匠・商標出願費用助成事業)

- 対象経費：出願手数料、弁理士費用、翻訳料等
- 助成額：対象経費の1/2以内、限度額60万円

(外国侵害調査費用助成事業)

- 対象経費：侵害調査費用、侵害品の鑑定費用、侵害先への警告費用、税関での輸入差止費用
- 助成額：対象経費の1/2以内、限度額200万円

(特許調査費用助成事業)

- 対象経費：調査委託費用
- 助成額：対象経費の1/2以内、限度額100万円

(グローバルニッチトップ助成事業)

- 対象経費：外国での権利取得・維持費用、知財トラブル対策費用、先行調査費用
- 助成額：対象経費の1/2以内、限度額1,000万円  
(3カ年)

(出典) 東京都知的財産総合センターのHPより

### ⑤外国産業財産権侵害対策等支援事業

特許庁からの委託により、発明推進協会が我が国の中小企業等を対象として、外国における模倣品等の産業財産権侵害（製造国及び流通国の双方が日本の場合を除く。以下同じ。）に関する無料相談を実施しています。

発明推進協会が、2016年度に産業財産権侵害に係る相談を受け付けた件数は、112件でした（相談内容別の内訳は、特許23件、実用新案1件、意匠8件、商標70件、その他19件の合計121件となり、相談内容に重複が含まれることから、相談を受け付けた件数よりも多くなります）。

また、外国の侵害対策に関する情報をまとめた「ミニガイド」やこれまでのよくある相談事例を基に作成した「相談事例QA集」等を以下のウェブサイトで紹介しています。

(参照URL)

「外国産業財産権侵害対策等支援事業」の掲載サイト  
[http://www.jpo.go.jp/index/kokusai\\_doukou/iprsupport/index.html](http://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/index.html)

## 2. 日本産業界の取組

### (1) 主要団体の取組

#### ①産業界横断的組織の取組

##### 〔国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)〕

2002年4月に知的財産保護に関する産業界の業種横断的な組織として、IIPPF<sup>6</sup>が発足し、a) 定期会合を通じた会員企業・業界団体間の情報交換や政府機関との情報共有、b) インターネットによる情報発信やイベントを通じた公衆啓発活動、c) 侵害発生国との交流を通じた情報交換・協力事業など、15年間にわたり官民合同で様々な活動が行われてきております(図表13)。

本フォーラムはジェットロを事務局とし、これまでは総会、企画委員会、さらに、国別、分野別に4つのプロジェクトチーム及び1つのワーキング・グループという組織構成で活動を行ってきましたが、模倣品問題を取り巻く国内外の情勢や産業界のニーズの変化に対応すべく、2016年度総会(2017年3月に開催)において国別、分野別に組織されていたプロジェクトチーム及びワーキング・グループの再編がなされました。今後は総会、企画委員会の下に①中国プロジェクトチーム、②アジア大洋州プロジェクトチーム、③中東プロジェクトチーム、④インターネットプロジェクトチームの4つのプロジェクトチームで活動を継続していくこととなります。また企画委員会には情報共有、普及支援、各プロジェクトを横断するテーマの調整・実施、PDCA管理を担う機能を追加することとします。さらに個別のプロジェクトチームの所掌外となる欧米、ロシア等の地域については、個々のニーズに基づき、スポットで事業を実施できるよう別途検討することとします。

今次報告においては2016年度までの第1から第4までのプロジェクト及びインターネットワーキンググループについて記載することとします。

図表13 IIPPFの軌跡と活動成果

期間	特徴	主な活動成果
黎明期 2002～ 2003年	<b>日米欧連携</b> IIPPF(日) 米(国際会議所(米)) ビジネスヨーロッパ(欧)	<b>中国における法制度・運用改善</b> ○「中国知的財産保護網要」の発布(08年) ⇒日本の「知的財産推進計画」がモデル。09年以降「中国知的財産保護行動計画」に官民合同訪中ミッションが明記される。 ○建議「行政・刑事摘発の強化」「商標登録審査の適正化」 ⇒特別行動(10-11年)、特別行動の常態化(11年) ⇒再犯重罰化(13年改正商標法) ⇒刑事訴訟基準引下げ(04年 50→15万円,07年15→5万円) ⇒権利侵害責任法(インターネット事業者責任を明記)(10年) ⇒商標先使用権の導入・商標代理人の管理強化(13年商標法)・商標審査基準の公開(17年)
協力・要請期 2004～ 2007年	中国興産創始地(知財担当)への声明送付(05年) 3社ラウンドテーブルへの参加(08年)	
発展期 2008～ 2012年	<b>日中間協力</b> IIPPFハイレベルミッション派遣(02,04,05,06,07,09,10,12年計6回) 広東省汪洋書記と志賀座長との会談(11年)	<b>日中間協力</b> ○建議「司法処罰の強化」「情報公開」 ⇒法定賠償額の高額化・懲罰賠償の導入(13年商標法・50万円→300万円) ⇒判例公開(13年)、法的義務不履行者公開(13年) ⇒知財裁判所設立(14年) ※日本の知財高裁を参考 <b>諸外国への展開</b> ⇒トバイ税関による日本ブランド取締の強化(2011年の税関差止めにおける日本ブランドの割合は40%) ⇒マレーシア当局への押収品鑑定結果通知期間の延長
調整期 2013～ 2016年	<b>日中間協力</b> 日本国営や実務ミッションを通じた制度運用改善要請 <b>諸外国への展開</b> 中東、アジア、米州等への制度導入・改善の働きかけ <b>インターネット対策</b> 国内外のインターネット事業者への取り組み強化要請	<b>諸外国への展開</b> ○中東 ⇒UAE税関取締りに関する権利者負担の軽減(15年) ○ベトナム ⇒市場での監督強化(15年)、国境税関での取締強化(15年) ○ミャンマー ⇒税関差止め制度導入(16年) ○各国・地域の知財保護制度・運用に係る情報収集(日本招待) 中国、イリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシア、インド、UAE、イラン、サウジアラビア、ロシア(現地訪問) 米州、ブラジル、チリ、中国、香港、韓国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、UAE、イラク、ロシア、エジプト

#### <第1プロジェクト(中国への協力・要請)>

IIPPFでは、日本政府と共同して、知的財産保護に係る制度・運用等の改善、取締強化の要請や活動を行う、「官民合同訪中代表団」を派遣しています。2002年に第1回目の代表団(ハイレベル)を派遣して以来、第8回目となる2012年9月まで継続して派遣が行われ(第8回派遣時の民側代表は志賀俊之座長(当時)、官側代表は中根康浩経済産業大臣政務官(当時))、中国政府との意見交換の中で知財保護に関する様々な要請を行って来ました。

第8回官民合同ハイレベルミッション



2012年9月全国人民代表大会訪問

また、中央政府に対しては、官民合同での実務者レベルでのミッション派遣も行われて来ました。直近では、2016年11月に、北京の知財関連機関(最

<sup>6</sup> International Intellectual Property Protection Forum. 2016年5月時点の参加団体・企業数283。事務局はジェットロが担当。

高人民法院、海関総署、国家知識産権局、双打弁公室) に対してミッションを派遣して、各機関の行政分野に関する建議等に基づき意見交換を実施しています。

なお、中央政府に対する取組とは別に、執行の現場を指揮、監督している地方政府との交流を促進する観点から、2011年4月、広東省に官民合同訪中代表団を派遣し、広東省人民政府汪洋書記をはじめとする広東省人民政府の幹部との会談を行いました。以来広東省との交流も回を重ねており、2017年2月には第6回目となるミッションを政府と合同で派遣し、知的財産保護制度の運用面を中心とした意見交換を行っています。

### <第2プロジェクト(中国以外の国・地域への対応プロジェクト)>

これまでの取組同様、2016年度においても、各国で開催されるセミナーに権利者である会員企業が講師として出席したほか、侵害発生国の政府職員等が訪日して講演会や意見交換会が行われた際にも、自社のビジネスとの観点から関心を有する会員企業が出席するなどして交流を深めています。2016年度はASEAN地域、南西アジア地域、そして中東地域の国々に対し、現地での各種セミナー開催等の事業や対日招聘を受けた活動を行いました。また中東地域に関しては、2013年以来となる官民ミッションを派遣しております。

具体的な活動は次のとおりとなります。

#### (イ) ASEAN地域

[現地セミナーへの出席]：

ベトナム ハノイ(6月)、同ラオカイ(11月)、ミャンマー ヤンゴン(7月)、インドネシア ジャカルタ(8月)。

[対日招聘への協力]：

フィリピン(11月)、インドネシア(12月)、ベトナム(17年2月)

#### (ロ) 南西アジア地域

[現地セミナーへの出席]：

インド・ニューデリー(9月)。

#### (ハ) 中東地域

[官民合同ミッションへの参加]：

UAE、エジプトに(11月)。本ミッションでは、UAEにおいて首長国知的財産協会年次総会への参加や警察をはじめとした執行機関への訪問、エジプトでは警察、税関及び消費者庁を訪問しての意見交換や政府機関向けセミナーに講師として参加。

[対日招聘への協力]：

イラン(17年2月)

なお、第2プロジェクトの直接の活動ではありませんが、米国・ロングビーチで2017年2月に開催された真贋判定セミナーにも出席しています。

### <第3プロジェクト(情報交換プロジェクト)>

本プロジェクトでは、IIPPF参加企業・団体の模倣対策の体制強化を目的に、海外での有効な模倣対策情報の交換と共有を図っています。2016年度は、計3回の情報交換会を行いました。また通常、会合はメンバーのみのクローズドの形式で行われていますが、閉じたメンバー以外にも参考事例として公開可能な情報を共有するため、「中国、ASEAN等における模倣品取締の成果と留意点」と題するオープンセミナーを開催しました。

### <第4プロジェクト(人材育成・普及啓発)>

本プロジェクトでは、模倣品問題の解決には、民間レベルでの情報提供や人材育成協力等も重要であるとの観点から、一般国民等に対する知的財産普及啓発活動を推進しています。2016年度は大学での講座を活用した人材育成協力事業(計4回)、青少年向け財保護教育活動(計1回)、真正品/模倣品・海賊版の展示(計2回)等を実施しました。

### <第5プロジェクト(営業秘密保護)>

本プロジェクトでは、営業秘密の漏洩事例や対応方法についての情報の提供、各企業の営業秘密保護に関する意識喚起を目的としたシンポジウムを開催しています。2015年度は7月に技術情報防衛シンポジウムを開催し、出席者数は628名でした。

### <インターネットワーキンググループ>

本プロジェクトでは、インターネット上の取引において発生する知的財産権侵害への対策を講じることを目的としています。2016年度は、外部講師の招聘や会員企業自らが事例発表を行うなどの場としての会合を東京で複数回開催したほか、中国において杭州市当局及びアリババに対し模倣品対策に関する申し入れ及び意見交換を行いました。

### [コンテンツ海外流通促進機構(CODA)]

2002年8月、著作権関係団体や日本のコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じることを目的に、CODA<sup>7</sup>が設立されました。CODAでは、侵害対策(CJマークによる海賊版の共同摘発、違法配信対策)、ア

<sup>7</sup> Content Overseas Distribution Association。2002年8月に発足。2015年8月1日現在、18団体、34企業が参加。

アジア各国・地域の取締機関への協力要請及び関係構築、国外政府機関・関連団体（米国映画協会、国際レコード産業連盟、国際知的財産保護フォーラム等）との連携、普及啓発活動等を実施しています。

#### ＜インターネット上の知的財産権侵害対策＞

2016年度も引き続き、インターネット上の知的財産権侵害対策として、違法にアップロードされたアニメ、映画、ドラマ等の映像作品及びコミック、文芸作品等の出版物について削除要請を実施しました。

映像作品の違法アップロードについては、本事業開始の2011年からこれまで、中国本土11サイト、韓国1サイト、台湾1サイト、フランス1サイト、アメリカ1サイトを対象として、延べ約21万通の削除要請を実施し、高い削除率を維持しております。

また、出版物の違法アップロードについては、2011年度の試行実験及びそれ以降も継続実施した削除要請の結果を踏まえ、2016年度は侵害コンテンツ検索結果を削除するために、中国の大手検索サイトである百度への要請を実施しました。

加えて、ECサイトで販売されている海賊版DVDについても試験購入及び真贋鑑定を実施し、悪質なサイトについては、中国国家版權局へ申立てを実施する等、侵害サイト閉鎖に向けた取組を実施しました。

そして、2012年8月に東京で開催された「第3回インターネット知的財産権シンポジウム」（主催：経済産業省）において、新たに中国の1動画配信サイトと今後の関係構築と知的財産権保護に関わる覚書を締結し、前年度覚書を締結した4UGCサイトに加え、中国のサイト事業者とのさらなる関係構築拡大を図りました。その後も中国のサイト事業者とはビジネスマッチングを合計6回開催し関係構築を進めました。

#### ＜海外政府取締機関と連携した取締＞

中国、香港、台湾の執行機関と共同で、日本コンテンツの違法パッケージ（DVD等）の取締活動を実施しており、2005年1月から2017年2月までの間で、合計16,925件の摘発を行い、3,697名を逮捕、合計で約696万枚の海賊版DVD等を押収する等の成果を挙げています（図表13）。

図表13 中国・香港・台湾における  
日本コンテンツの海賊版の摘発実績

	中国	香港	台湾
取締件数	13,462件	1,278件	2,185件
逮捕者	304人	1,235人	2,158人
押収数	4,359,412枚	1,605,090枚	996,418枚

（出典）コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の実績（2005年1月～2017年2月）

#### ＜エンフォースメントの支援＞

共同エンフォースメントとして、侵害への対抗措置（警告、摘発要請、訴訟提起等）を講じる企業に対し、訴訟資料整備、手続指導等の支援を行いました。具体的には、2016年度に、香港では、香港税関によって、CJマーク商標権の侵害に基づき、5,783枚の日本コンテンツの海賊版DVDが押収され、うち104枚のCJマーク商標権侵害が立件されました。



#### 【CJマーク】

日本コンテンツ共通のマークを策定し、海外において商標登録することにより海賊版の簡易・迅速な摘発を可能とするもの。

#### ＜海賊版被害額の推計＞

2014年の海外における日本コンテンツの海賊版による被害額（海賊版による正規版収入への影響額）を把握するための調査を実施し、2016年3月に公表しました。CODA会員企業へのアンケート等を元に、映画・アニメ・放送・音楽・マンガの5ジャンルの合計で、海賊版による被害額（売上金額）を9,348億円、正規版収入への影響額を2,888億円と推計しました<sup>8</sup>。

#### 【マンガ・アニメ海賊版対策協議会】

2013年7月、インターネット上で特に侵害が著しいマンガとアニメについて業界横断的に海賊版対策を取り組むべく、「マンガ・アニメ海賊版対策協議会」が発足しました。

マンガ業界、アニメ業界と合同で情報を共有しつつ、海賊版の削除要請の効率的な実施、及び世界中のファンに正規版を届けるための業界横断的な仕組みづくりなど、戦略的な海賊版対策を継続して実施しています。

#### ②業界団体の取組

一部の業界団体では、業界の特性に応じた模倣品対策が実施されています。業界団体ごとに定期会合

<sup>8</sup> 2016年3月一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）NEWS RELEASE

を開いて、模倣品に関する情報共有を行い、また、税関等の取締機関に対して真贋判定セミナーを実施するなど、様々な活動が行われています。

・(一社)日本自動車工業会

中国においては、お客様啓発を中心に活動。具体的には、広州モーターショーおよび上海オートメカニカにおいて、中国PG自動車・自動車部品WGや(一社)日本自動車部品工業会等と連携し自動車部品の模倣品使用の危険性について訴求するため、パネル展示やパンフレットの配布、啓発動画の上映等を行った。啓発動画についてはWebでも配信。啓発パンフレットについては、前年度実施した消費者意識調査の結果を踏まえ、模倣ガラスの危険性を訴える項目を追加し、お客様の安全を第一に考えた啓発活動を継続している。

上記活動に加え、日本の自動車ユーザーの多いタイにおいて、模倣品の実態調査を実施。自動車部品の模倣品状況に加え、看板、名刺、請求書等へのブランド侵害が確認される等、模倣品対策を考える上での有益な情報を収集した。

アジア二輪車産業連盟(FAMI)において、模倣品に対する取組について情報共有および対応策の協議を実施した。

・(一社)電子情報技術産業協会

模倣品対策における諸問題解決のための調査研究及び検討を行い、関係組織と意見・情報交換を行うとともに業界意見を提言。インターネット上の模倣品対策につき、消費者の誤認混同を防ぐための適切な表示形式について実態調査を踏まえ、インターネット事業者と意見交換を実施した。

中国税関における模倣品差止率向上のための施策として、税関職員が検査する貨物を判断する際に参照する情報について、現在登録されている情報に加えるべき他の有用な情報に関する検討を行った。

模倣対策を行う上での実務・管理面での問題に関する意見交換会を実施し、各社の取組の参考とした。

・(一社)日本自動車部品工業会

当工業会では1)流通調査、2)展示会等での啓発活動、3)関係当局等への摘発要請、の3本を軸に反模倣品活動をおこなった。1)については、会員企業からの要望が多い対ASEAN地域対策として、会員企業8社の製品についてタイにおける模倣品流通調査を実施した。2)については、2016年11月下旬～12月上旬、上海で開催されたオートメカニカ上海に54平米規模でJAPIAブースを設置、参加会員企業9社のプレゼンやクイズラリー等を実施して、来場者への反模倣品啓発活動をおこなった。また、広州モーターショーにおいて現地PGブースで広報展示を実施した他、(一社)日本自動車工業会と連携して、中国動画サイトに啓発映像を掲載、同国消費者に対して模倣品の危険性を訴えた。3)については、2016年11月に、杭州税関、杭州市余杭区市場监督管理局、合肥税関、上海税関を6社の会員企業で訪問、ミニ真贋判定セミナーの実施等で模倣品の摘発を要請した。また、杭州市余杭区市場监督管理局においては、アリババ・グループ担当者とも面談、

ネット販売における今後の模倣品対策について意見交換を実施した。さらに2017年3月には、知的財産権部会長と事務局で北京の税関総署幹部を訪問し、中国地方税関における模倣品摘発要請活動についての助言と後方支援をお願いした。中国以外では、2017年2月に経済産業省/ジェットロの招聘で来日したイラン税関関係者に対し、8社の会員企業で真贋判定セミナーを実施した。

・(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会

模倣品の生産国、流通過程から市場国まで一貫して対策に取り組んでいる。模倣品生産国である中国では、刑事案件を中心にトナーカートリッジの模倣品摘発を会員企業共同で実施している。近年、模倣品業者の巧妙化により刑事摘発が難しくなつつあるが、様々な分析を行って摘発活動の改善を進めている。インターネットでの知的財産権侵害行為について、会員企業共通の課題に対し、エンフォースメントおよび取引環境を改善するための新たな取組を開始した。また、税関水際対策として、日本税関において会員企業が共同して識別研修を実施している。

・(一社)全日本文具協会

毎年東京で開催される国際文具・紙製品展において、模倣品の出品及び模倣品カタログの有無を調査し、模倣品が発見された場合撤去を要請。大阪の展示会では、海外で発見された文具の模倣品と真正品を比較展示することにより消費者への啓発を実施。また知的財産権セミナーを開催。

・(一社)日本縫製機械工業会

特定の見本市及び世界市場を対象とした模倣実態調査を定期的に実施している。

・日本繊維産業連盟

中国紡織工業協会との間で2008年12月に「知的財産権保護に関する了解覚書」を締結し、その後、必要に応じて情報交換を実施。

・(一社)日本時計協会

中国時計協会と知的財産権保護、模倣品対策について文書にて意見交換を実施した。

・(一社)日本ベアリング工業会

ベアリングという製品の性質上、業界としての社会的責任から模倣品対策に取り組んでいる。

中国は、国内の模倣ベアリング流通が深刻であるばかりではなく、世界の模倣ベアリング流通は中国からの輸出によるものが大半であるため、世界ベアリング協会(WBA)のメンバーとして、WBAの実施する中国政府機関(税関総署、地方税関、地方公安等)へのロビーイングを自らリードして参画し、中国国内外における模倣品流通に係る最新の情報を提供している。

またWBAでは、日本製品への信頼が高くまた日本製品の主要な市場の一つである東南アジア対策も開始。今後はこれら地域への対策も進めていく。

・(一社)日本船用工業会

会員企業36社で構成される「模倣品対策協議会」において、模倣品に関する事例や対策等について情報共有及び

意見交換等を実施している。

今年度も国内外で開催される海事関係者を対象とした展示会やセミナーにおいて、純正品使用奨励等の啓発活動及びユーザーの使用する補修部品等が純正品であることを容易に識別出来る「JSMEA 純正品ラベル」(下図)の紹介等を行った。

また、JSMEA 純正品ラベルで使用している当会ロゴ「JSMEA」については、中国における商標登録が平成28年5月に完了したところであり、今後は、中国以外の国での商標の取得に向けた検討を行うこととしている。



※なお、欧米企業も同様に模倣品・海賊版による被害を被っており、これら欧米企業で組織される民間団体では、本国において政府と連携した取組などがなされており、また、進出先現地においても消費者啓発やエンフォースメント機関の人材育成のための協力が進められるなど、積極的な模倣品等対策が進められています。また、新興国現地企業等で組織される民間団体においても、模倣品等問題についての関心は高まっており、様々な取組がなされています。平成26年度知的財産権ワーキング・グループ等侵害対策強化事業(海外の民間団体における模倣品等対策に関する調査)(※)では、このような動向について調査を行いました。

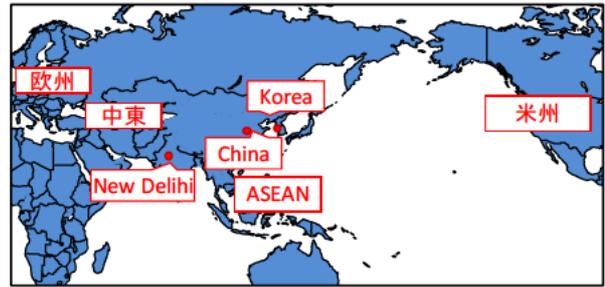
※<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/reports/index.html> 参照

## (2) 現地企業の組織的活動

模倣品・海賊版の被害が世界に拡散している中で、海外に進出した日本の現地企業間で、現地の模倣品被害や知的財産保護の状況について、情報交換及び連携強化を行うことが、これまで以上に重要となっています。このため、企業間で情報を共有し、意見交換を行うIPG (Intellectual Property Group) と呼ばれるグループ活動(知的財産権問題研究グループ)が多くの国・地域で発足し、知財保護の取組が行われています(図表14)。

こうしたIPGの中には、模倣品・海賊版対策に係る取組の歴史が長く、現地企業の組織化が進んでいるところもあります。中国のIPG<sup>9</sup>では、中国政府機関と知財保護の対話や改善要請を行うとともに、現地企業が共同して被害実態調査を実施するなどの活動が行われています。また、在外公館を始めとする日本政府関係者や、現地政府の模倣品・海賊版対策の責任者などが参加して、意見交換を積極的に実施しているところもあります。

図表14 IPG活動を展開している主な国・地域



中国、韓国、ASEAN、インド(ニューデリー)、米州、欧州、中東

例えば、上海IPGでは、2007年4月に江蘇省TSB(質量技術監督局)と知的財産権保護活動の促進等を目的に、共同で「江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム」を設立し、多くの日本企業・団体が、江蘇省内の各級質量監督部門との交流を深め、知財保護に一定の成果を上げています。

2010年4月には、江蘇省TSB、上海IPG、ジェトロ上海処の三者間でブランド保護連携覚書が締結され、協力関係が強化されました。

2011年10月には、初めて、中国の中央政府機関に中国IPGの活動状況を報告するための会合も開催しました。

さらに2012年には、中国において、知財権侵害案件に対する公安機関による摘発活動が、摘発活動全体に占める割合が少ない背景として、「不法経営額の算定方法が適切ではない」ことが存在するのではないかという問題意識の下、2009年から2011年までの3年間に、地方AICにより行政摘発が実施された案件のうち313案件を分析し、不法経営額の適正な算出に関する提言をまとめました。

また、中国で効果的・模範的な成果を上げ、先進的・積極的な取組を行っている地方執行機関に対して、中国IPGが謝意を表する式典が、2008年から毎年開催されています<sup>10</sup>。2013年度は、IPGに所属する企業の中から98名が参加し、中国政府の関係者19名を北京へ招待し、式典を行いました。

<sup>9</sup> 2000年に北京IPG、2002年に上海IPG、2005年に広東IPGが発足し、2013年4月に各IPGが統合されて「中国IPG」となりました。

<sup>10</sup> 選定は、IPG会員企業の推薦に基づき、知財保護活動への積極性、権利者要望の充足度、執法手段の先進性等を指標として、選定委員会で「知的財産権保護貢献部門」が決定されます。

2013知的財産権保護シンポジウム



開催日時：2013年7月26日 北京香格里拉飯店

さらに、従来は独立して活動していた北京IPG、上海IPG及び広東IPGは、各IPG活動の成果を「中国IPG」名で発信する機会が増えたことや、活動の統合管理及び効率的運用を図る必要があることを背景として、2013年4月より中国IPGとして統合・発足し、今後より積極的な活動が期待されます。

また、中国日本商会<sup>11</sup>は、中国各地に進出する会員企業が直面している投資環境上の問題を取りまとめた「中国経済と日本企業2015年白書」の中で、「知的財産権保護」について中国政府に対して要望していくべき様々な知的財産権に関連する問題点を整理しています。

「中国経済と日本企業2015年白書」  
「知的財産権保護の現状と問題点」要約

中国の知的財産制度等はダイナミックに変化している。そのような中、中国の知的財産制度・運用が諸外国のそれと更に調和し、企業間で公平・公正に競争できる環境の構築が、中国企業・日本企業のいずれにとっても好ましいと考えられる。しかしながら、こうした観点からは、中国の知的財産制度・運用について多くの課題がある。

インドIPGでは、2014年度もメンバー間での情報共有や外部講師等を招いた勉強会が行われているほか、インド政府当局に対し知財法制度・運用の改善要望を行うといった活動も行われています。インドIPGでは、2013年度に特許WG・模倣品対策WGの2つのWGが設置され、2015年1月には「インドの模倣品海賊版対策に関するQ&A集」が、2015年5月には「インドにおける先行調査会社に関する調査報告書」がそれぞれ作成、公表されています。

また、2012年3月には、東南アジア横断的な知財保護に係る協働、情報共有活動を行う東南アジア知財ネットワークが発足しました。2014年度には、ベトナムWG、タイWG、インドネシアWGが設置され、ASEAN各国の横断的な情報交流等の場として活動を強化しています。

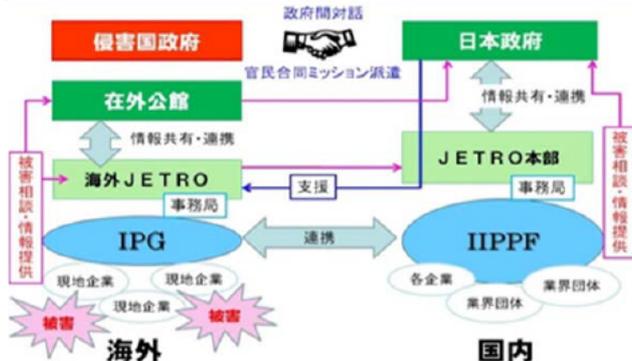
2008年には中南米IPGが発足し、主としてブラジルを中心に活動しています。2011年までに5回の会合

を開催し、第2回、第3回及び第5回会合では海賊版・知的財産権問題対策会議（CNCIP）が参加するなど、現地日系企業間の情報交換及び現地政府との交流を深めています。また、2009年9月に開催された第2回日伯貿易投資促進合同委員会の機会を捉え、日伯政府関係者のみならず、日本企業からの参加も得て、日伯模倣品対策特別セッションを実施しています。

このほか2015年度には、欧州IPG、中東IPGも発足し、当該地域の知財に関する活動が活発化することが期待されます。

こうしたIPG及びIIPPFの活動に対して、日本政府、在外公館及びジェトロ等は、様々な支援と協力を実施しています（図表15）。

図表15 政府と産業界との連携



### （3）企業の模倣被害対策

一般的に模倣品業者は、正面切って企業や執行当局と争いたくはないので、模倣品・海賊版対策が手薄な企業ほどターゲットとなりやすく、模倣品対策にしっかりと取り組んでいる企業ほど模倣被害が少ないと言われています。

最近では、企業が模倣品・海賊版対策にかかる費用も伸び悩みにあると言われていたのですが、今後も中国の経済成長による市場拡大及び日本企業のその他の国々への展開から、模倣品・海賊版被害も拡大することが懸念されています。ブランド企業イメージの維持・強化、消費者・顧客の保護等の視点から、知財保護について戦略的に対策を講じて企業防衛を図ることが、ますます重要となっています。

一方、海賊版対策に絞って、企業が効果のあると考える対策は、ノンパッケージ形態の違法アップロード等においては、対個人、対事業者ともに、「警察への取締申請」が最も多く、次に「ISPへの削除要請」が多くなっています<sup>12</sup>。

<sup>11</sup> 1991年4月に外国の商工会議所の第1号として中国政府から正式に認可された日系企業の団体。北京IPGIは、中国日本商会の下部委員会として2000年5月に設立。

<sup>12</sup> 文化庁「海賊版被害等に関するアンケート調査」（2010年3月）

そのような模倣品・海賊版に対するアプローチの一例として政府模倣品・海賊版対策総合窓口ではプログラム等の模倣品対策技術に注目し、様々な模倣品対策技術をまとめた報告書を公表しております。この報告書は、具体的事例及び成果が複数掲載されていることから、模倣品対策技術の導入を検討する際の参考資料として利用できるようになっています。なお、本報告書は、「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」ホームページからダウンロードいただけます。

<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/>

### （４）企業間連携

個々の企業による模倣品対策には、人的・資金的なリソースに限界もあるため、業種を超えた企業間連携も重要です。現に、中国でIPG活動を行っている企業や共同刑事摘発を行っているJBMIAは、これまでの企業間連携を高く評価されております。中小企業の企業間連携率は、担当者を対策に専念させる余裕がない等の理由から、大企業に比べて低くなっている傾向が伺えます。中小企業個社での対応には限界もありますので、情報共有や共同調査等の企業間連携により、模倣品対策を実施していくことが重要であると考えます。

### （５）企業が求める公的機関等への支援施策

ジェトロでは、毎年、企業、権利者のニーズに沿ったテーマで知的財産保護に関する各種セミナー・講演会を全国各地で開催しています。また、本編で紹介したとおり、政府では、経済産業省に設置されている政府の総合窓口において、企業・権利者等からの知財保護に関する様々な相談に応じるとともに、関係省庁の担当部署でも、その所掌に係る相談を直接受け付けています。ジェトロでも、知的財産関連の相談に対応しており、関係団体と連携して「ニセモノ相談ネットワーク」を設置して弁護士、弁理士などの専門家が迅速、適切に対応する体制を整えています。

さらに、権利取得や訴訟手続等に係る情報提供に関しては、各国別に知的財産権の登録、行使等の方法を詳細に解説した「模倣対策マニュアル」や重要な判例・事例のポイントを解説した「知的財産権侵害判例・事例集」を作成しています。また文化庁は、侵害発生国・地域の著作権制度や、著作権侵害に対する権利行使の方法を詳細に解説した「著作権侵害対策ハンドブック」を作成して企業等に情報を提供しています。

引き続き政府又は公的機関等は、上記の企業のニーズを踏まえつつ、支援施策の充実を図っていく必要があります。



○「模倣対策マニュアル」及び「知的財産権侵害判例・事例集」の掲載サイト

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/manual.htm>

○「著作権侵害対策ハンドブック」の掲載サイト

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/kaizokuban/>

## 第3章 海外の動向

### 1. 米欧の動向

#### (1) 米国

米国通商代表部 (USTR) は、毎年、知的財産権の保護とエンフォースメントの状況をレビューするスペシャル301条の報告書を発表しています。

2017年4月に発表された当該報告書<sup>1</sup>では、新たな優先監視国・監視国の指定はなく、優先監視国は昨年と同じ11カ国が指定されています (図表1)。

2011年の報告書からは、従来、報告書に含まれていた、インターネットのサイトや実際に存在する模倣品市場のリストを、Out-of-Cycle Review of Notorious Marketsと題して、独立した報告書の形式で発表しています。2016年12月の報告書<sup>2</sup>では、21のインターネットサイト並びに、中国、メキシコ、パラグアイ、ナイジェリアなどに実存する19の市場を模倣品販売市場として掲載しています。

図表1 スペシャル301条に基づく優先監視国及び監視国  
(2017年4月)

優先監視国	監視国	
アルジェリア	バルバドス	グアテマラ
アルゼンチン	ボリビア	ジャマイカ
チリ	ブラジル	レバノン
中国	ブルガリア	メキシコ
インド	カナダ	パキスタン
インドネシア	コロンビア	ペルー
クウェート	コスタリカ	ルーマニア
ロシア	ドミニカ共和国	スイス
タイ	エクアドル	トルコ
ウクライナ	エジプト	トルクメニスタン
ベネズエラ	ギリシャ	ウズベキスタン
		ベトナム

(出典) 米国通商代表部 (USTR)

米国国土安全保障省 (DHS) の税関及び国境保護局 (CBP) 並びに入国・税関取締局 (ICE) の統計<sup>3</sup>によれば、米国における水際取締りの実績は、2016年度 (2015年10月～2016年9月)、差止件数が31,560件 (前年度比約9%増)、押収品の末端価格 (MSRP)<sup>4</sup>は

約13.8億ドル (前年度比約2%増) でした (図表2)。

図表2 米国における水際取締り実績の推移



(出典) 米国国土安全保障省税関及び国境保護局 (CBP)、入国・税関取締局 (ICE)

米国における2016年度の知的財産権侵害物品の最大貿易相手国は中国であり、末端価格ベースでみると6.1億ドルを超え、全体の45%を占めており、次いで、香港 (43%)、インド (1%未満) が続いています。中国の占める割合は昨年度の52%から減少し、末端価格ベースでも2014年度の6.9億ドルから減少しています。

模倣品・海賊版被害は深刻な状況にありますが、米国においては、2007年末から議論されてきた、包括的な模倣品・海賊版対策法案、いわゆるPRO-IP法案が2008年9月末に米国上下両院を通過し、2008年10月に大統領の署名を経て成立しました。同法案により、模倣品・海賊版に係る民事・刑事規定の強化に加え、知的財産権のエンフォースメント強化のため知的財産執行調整官 (IPEC) のポストが商務省に設置されています。また、国土安全保障捜査局 (HIS) のIPRセンターでは、米国内の健康、安全、経済等の保護のため、関係各機関との連携を行っており、その主導の下で刑事摘発等がなされています。

<sup>1</sup> <https://ustr.gov/sites/default/files/301/2017%20Special%20301%20Report%20FINAL.PDF>

<sup>2</sup> <https://ustr.gov/sites/default/files/2016-Out-of-Cycle-Review-Notorious-Markets.pdf>

<sup>3</sup> <https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2017-Jan/FY%2016%20IPR%20Stats%20FINAL%201.25.pdf>

<sup>4</sup> 押収された品の正規品が消費者に販売されるときにの推定価格

模倣品・海賊版対策強化法（PRO-IP法）の概要

1. **民事規定の強化**
  - ・ 商標権侵害に対する三倍賠償規定の強化、法定賠償額の引上げ
  - ・ 著作権法に海賊版の輸出禁止を明文化
2. **刑事規定の強化**
  - ・ 重傷・死亡事故等をもたらす危険な模倣品の取引を厳罰化
  - ・ 模倣品の輸出、積替禁止を明文化
3. **模倣品・海賊版に対する行政活動の調整及び戦略の策定**
  - ・ 知的財産執行調整官（IPEC）ポストを大統領府に設置
  - ・ 同調整官が政府高官による知的財産執行諮問委員会を主催
  - ・ 3年ごとに模倣品・海賊版対策に関する戦略プランの策定及び年次報告の議会への提出
  - ・ 米国国家知的財産権法執行調整会議（NIPLECC）の廃止
4. **司法省関連**
  - ・ 州政府に対するエンフォースメントのための助成金を規定
  - ・ コンピュータ犯罪・知財セクション及びコンピュータハッキング・知財犯罪部門の強化
  - ・ 知財犯罪に係る執行活動の年次報告の提出

IPEC等は2016年12月、2017年度から2019年度までの「知的財産執行共同戦略計画」（Joint Strategic Plan for Intellectual Property Enforcement）を発表しました。同計画では、以下4つの目標が定められています。

- ① 営業秘密不正取得及び知的財産権侵害の経済的及び社会的影響に対する危機感を米国全体が高める。
- ② オンラインにおける知的財産侵害活動を取り締まることで安全かつ確実なインターネット取引を振興する。
- ③ 合法的な商取引を確保、促進する。
- ④ 効果的な知的財産執行に向けて国内、国際協調を高める。

また、IPECは「模倣品・海賊版対策に係る年次報告書」を発表しており、執行共同戦略の進捗状況を始め、執行当局による取締状況、関係省庁による模倣品対策の取組等について報告しています。

（2）欧州

欧州委員会は、2015年7月に、「欧州委員会職員作業文書 第三国における知的財産権の保護及びエンフォースメントに関する報告書」と題する報告書を欧州連合理事会に提出しました。これは、2012年に実施した調査に基づく2013年の報告書に続くもので、2014年の調査結果を報告する内容となっています。当該報告書では、知的財産に関する協力のための「優先監視国」のリストを更新すること等が行われました。

優先監視国のリストは3つのカテゴリーからなり、知的財産権の保護及びエンフォースメントの状況がEUの知的財産権者にとって最も有害な国からなるカテゴリーから順に「優先度1」、「優先度2」、「優先

度3」とされています。

当該報告書では、新たにエクアドルが優先監視国に追加されたほか、インドネシア、フィリピンが優先度2から3に、ロシア、アルゼンチンが優先度3から2に、それぞれ変更されています（図表3）。

図表3 欧州委員会による報告書における優先監視国

2013年優先監視国	2015年優先監視国
<b>優先度1</b>	<b>優先度1</b>
中国	中国
<b>優先度2</b>	<b>優先度2</b>
インド インドネシア フィリピン トルコ	アルゼンチン インド トルコ ロシア
<b>優先度3</b>	<b>優先度3</b>
アルゼンチン ブラジル カナダ イスラエル 韓国 マレーシア メキシコ ロシア ウクライナ 米国 ベトナム	ブラジル カナダ エクアドル インドネシア 韓国 マレーシア メキシコ フィリピン タイ ウクライナ 米国 ベトナム

（出典）欧州委員会

また、欧州委員会は税関における取締り実績に関して、2016年9月、「2015年の欧州連合税関における知的財産権の権利行使に関する報告書」を公表しています。2015年の差止件数は約8万1千件（前年約9万5千件）、差止点数は約4,070万点（前年約3,550万点）、被害額は約6億4千万ユーロ（前年約6億1千万ユーロ）と、被害額及び差止点数は前年から増加しています。EU国境において差し止めされた侵害品のうち、中国から持ち込まれたものが差止点数ベースで昨年と41%（前年は80%）を占めており、前年より大きく減少したものの、引き続き知財侵害品の最大供給国は中国となっています。続いて、モンテネグロ、香港、マレーシア、ベナンを起源とするものが上位を占めています。また、引き続き商標権侵害の割合が差止点数ベースで全件数の9割以上を占めています。

また、欧州委員会では、2004年にEUエンフォースメント指令<sup>5</sup>が成立して以来、2009年4月には、欧州模倣品海賊版監視部門の設立（現在は欧州連合知的財産庁EUIPO（旧称：欧州共同体商標意匠庁OHIM）に委任され、「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門」に変更）、2009年9月には、「域内市場における知的財産権エンフォースメントの強化」の採択、2010年

<sup>5</sup> 知的財産権の法執行（エンフォースメント）に関する欧州議会および欧州理事会の指令

3月には、EU競争担当相理事会が、知的財産権エンフォースメントの強化を目的とする決議を採択、2010年12月には、EU指令の適用状況に関する分析結果を公表、2011年5月には、インターネット上での模倣品販売対策に関するサービス提供者と権利者の合意文書を公表、2016年6月には、知的財産権侵害行為の制止を目指す覚書の円滑化及びモニタリングに関する宣言をする等、模倣品対策に関する取組が活発化しております。

一方、2012年12月には、欧州連合理事会によって「2013-2017年知的財産権侵害撲滅のための税関行動計画」が採択され、また、2013年6月には、「税関における知的財産権の権利行使に関する新規則」を採択、2014年1月1日から適用開始しています。

税関における知的財産権の権利行使に関する新規則の  
主な特徴

- ・ 対象となる知的財産権の範囲を、商号、半導体回路配置利用、実用新案、技術的保護措置を迂回する装置等にも拡大
- ・ インターネット販売により増加している小規模貨物における模倣品・海賊版に対して、簡素化された特定の手続が導入され、押収された製品を権利者の関与なく廃棄することが可能となる
- ・ 知的財産権の侵害が疑われる製品について、製品の所有者が廃棄に対する明示的な反論を行わなかった場合には、製品の廃棄に合意したとみなすことを加盟国に義務化
- ・ 旅行者の個人的荷物に含まれる非商業的製品は、新規則の範囲から除外される（従前は免税の範囲内であったものがその数量的な範囲の規定が削除された）
- ・ 保管費用や廃棄費用の扱い（差止申立者が負担するものの、差止申立者が当該負担を侵害者等に請求することは妨げられないとの記載を追加）

EUIPOでは、2014年2月に公表された「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門の2014～2018年の多年度計画」（知的財産権の侵害に関する欧州監視部門）の枠組みに基づき、2015年12月には「ワークプログラム2016」を発表しました。さらに2016年6月には2020年までの活動指針を定める「戦略計画2020（Strategic Plan 2020）」を公表し、この計画に基づく年間行動計画である「ワークプログラム2017」を2017年2月に発表しました。

また、2014年11月にEUIPOが構築した知財データベースは、権利者が登録した情報に欧州刑事警察機構（Europol）を始め欧州各国の税関や警察からのアクセスが可能となっており、知的財産権エンフォースメントにおける権利者と取締機関の連携強化が図られています。さらに2016年7月、EUIPOとEuropolは、知的財産犯罪に関する対策連合（IPC3）を設立し、クロスボーダー捜査の円滑化、オンライン上の知的財産犯罪の監視、公衆の意識向上活動等に取り組んでいます。

EUIPOは、2016年4月にOECDと共同で、「模倣品・海賊版の違法取引に関する報告書」を公表しました。

この報告書には、模倣品・海賊版の世界貿易額は4,610億ドル（世界貿易額全体の2.5%に相当）であり、模倣品・海賊版により最も被害を受けている国は米国であり、次いでイタリア、フランス、スイス、日本、ドイツであること等が公表されています。

なお、EUは、中国との間では、EU-China Dialogue及びその下に設置されたワーキング・グループ(WG)で知的財産保護に関しての協議（2016年11月に第19回WGを開催）を実施しており、ASEANとの間では、第一次協力プロジェクト（ECAP I）（1993-1997年）及び第二次協力プロジェクト（ECAP II）（2000-2007年）に引き続く、第三次協力プロジェクト（ECAP III）（2013-2017年）が2017年2月に総括され、さらに新たな協力プロジェクトが、2017年後半に開始される予定です。

日本との間では、2003年以降、知的財産権の保護とエンフォースメントに関する日・EU行動計画の枠組みのもと、「知的財産権に関する日・EU対話」を年に1回開催し、知的財産権に関連した広範な問題について話し合いを行ってきました。2012年4月に開催された第9回日・EU知財対話では、日・EUの第三国との関係及び第三国に関する協力、知的財産の法的枠組み・政策に関する日・EU双方の関心事項、及び、ACTA等の多国間の場での協力について意見交換を行いました<sup>6</sup>。また2013年春からはEPA交渉が開始され、2017年3月末時点で、17回の交渉会合が行われております。

また、2016年2月、ジェットロデュッセルドルフ事務所を事務局として欧州IPGが設立され、現地日系企業のための知的財産ネットワーク強化が進められています。

欧州では今後単一特許、統一特許裁判所の運用開始、英国のEU離脱（BREXIT）に関する影響等、様々な状況の変化が考えられるところ、模倣品対策の観点でも引き続き動向を注視していく必要があります。

<sup>6</sup> なお、EU及び22のEU加盟国は2012年1月にACTAに署名しましたが、2012年7月の欧州議会ではACTAへの参加の承認は得られず、今現在も承認されていない状況です。

## 2. 中国政府の動向

### (1) 中国政府の知財戦略

#### ① 国家知的財産権戦略綱要の策定

近年、中国政府は、知的財産権保護を重視し、模倣品・海賊版対策を強化しています。

2008年6月、総合的な知的財産戦略となる「国家知的財産権戦略綱要」が公表されました。

**国家知的財産権戦略綱要(2008年6月)の概要**

➤ 知的財産権の創造・活用・保護・管理の能力の向上  
➤ イノベーション型国家の構築

**目標**

【5年以内】知的財産保護の状況が明らかに改善

- ・ 世界トップクラスの権利付与
- ・ 侵害行為が減少
- ・ 権利擁護コストが低下

【2020年まで】知的財産権の創造・活用・保護・管理の水準が比較的高い国へと整備

**重点戦略**

- ① 法律・法規・法執行・管理体制の整備
- ② 知的財産権の創造と活用の促進
- ③ 知的財産権の保護強化
- ④ 権利の濫用防止
- ⑤ 知的財産文化の育成

**権利別方針**

特許、商標、著作権、営業秘密、植物新品種、地理的表示・遺伝資源等の特定領域の知的財産権、国防関係知的財産権に関する法制度の整備や取締り等の方針を明示

**戦略的措置**

- ① 技術開発による知的財産権の創造力向上
- ② 大学から企業への移転・活用の奨励
- ③ 法整備の加速
- ④ 知財専門法廷設置、刑事救済等の法執行水準の向上
- ⑤ 知的財産部門の拡充等行政管理の強化
- ⑥ 仲介機関（企業）の強化
- ⑦ 人材育成
- ⑧ 知的財産重視の文化の醸成・教育での啓発
- ⑨ 対外交渉・協力の拡大

この戦略では、イノベーション型国家の構築等を目標として、5年以内に知的財産侵害行為を減少させ、2020年には、知的財産の創造、活用の水準が比較的高い国となること等が掲げられています。

現在、中国政府は、この戦略の方針に沿って知的財産政策を推進しています。

#### ② 具体的な計画の策定

「国家知的財産権戦略綱要」で定めた戦略を実行

に移すため、「中国知的財産権保護行動計画」及び「国家知的財産権戦略実施推進計画」が毎年作成されています。

「中国知的財産権保護行動計画」は知的財産権の保護面に重点を置いているのに対し、「国家知的財産権戦略実施推進計画」は知的財産の創造、運用、保護、管理など幅広い項目に関するものであり、それぞれ具体的な措置が規定されています。

これらの計画は、「国家知的財産権戦略綱要」を策定するときに関与した28の中国政府機関等が協力して策定しており、国家知的財産権戦略実施業務省庁間連席会議の弁公室を務める国家知識産権局保護協調司が発表の調整をしてきました。なお、「中国知的財産権保護行動計画」は、2012年からは、商務部に設置された「全国知的財産侵害及び模倣品製造・販売業務指導グループ」が調整を担当することとなりました。

加えて、2015年12月18日に公布された「新情勢下での知的財産権強国建設加速に関する若干意見」により、2020年までに知的財産権強国を建設するためのタスクが示されています。また、2016年4月19日には、国務院弁公庁が「2016年全国知的財産権侵害品と偽造粗悪品製造販売の対策工作要点の通知」を公布し、インターネット領域の権利侵害と偽造粗悪品取締りの強化等、重点的に取り組むべき事項が示されました。そして、これらに基づき、2016年の重点タスクと措置を明確化した「2016年国家知的財産権戦略実施を深化させ、知的財産権強国建設を加速させる推進計画」が2016年6月24日に公布されており、中国政は知財保護に関する施策等具体的な計画を示しています。加えて、2017年3月には「新情勢下の知的財産権侵害と模倣・粗悪商品生産販売の取締強化に関する国務院の意見」が発表され、当該取締りについて、2020年までの体制整備が目標として示されています。【詳細：参考資料4参照】

### (2) 知財関連法令の整備状況

#### ① 専利法関連の改正

2008年12月、我が国の特許法、意匠法等に相当する専利法の第三次改正法が成立し、2009年10月に施行されました。当該法改正では、権利侵害関係について行政処罰の強化や、賠償金額の範囲の引上げ等が規定されています。

また、最高人民法院は、2009年12月、「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」を公布しました。

この司法解釈においては、専利訴訟実務において問題になっている様々な論点について解釈が示されています。

さらに、2011年11月に国務院から公布された「知的財産権侵害および模倣品・粗悪品の製造・販売の摘発活動の更なる徹底に関する意見」における、権利侵害及び模倣品・粗悪品関連行為を効果的に摘発するために法制度を強化すべきとの指摘を踏まえ、中国国家知識産権局は、2012年8月及び2015年4月に、専利法改正草案をそれぞれ公表し、2015年12月には、国務院法制弁公室において送審稿が公表されました。

- (10) 間接侵害も、商標権侵害行為に含まれることの明確化
- (11) 損害賠償額の引上げ
- (12) 再犯者の厳罰化
- (13) 行政処分の際のリーニエンス規定の導入
- (14) 証拠提出命令規定の追加

### ③反不正競争法の改正

反不正競争法関係では、全人代が、2017年2月に改正草案を公表しました。同改正草案においては、商標、企業名、ドメイン名などの商業標章間の抵触について、他人の周知な商業標章と同一又は類似の商業標章の無断使用を禁止し、また規定内容の明確化がなされています。

- 2015年12月中国専利法改正案（送審稿）における  
主な改正条文（概要）
- (1) 意匠権の保護期間の延長（10年から15年）
  - (2) 行政執行機関による専利権侵害行為の取締り（行政処罰の課徴、没収及び廃棄処分が可能に）
  - (3) 双方当事者は技術評価報告を自発的に提出できる旨を規定
  - (4) 司法機関への文書提出命令権限の付与の明確化
  - (5) ネット上の専利権侵害の場合の、特定電気通信役務提供者の対応義務
  - (6) 故意侵害への懲罰的賠償制度の新設
  - (7) 行政執行機関への悪質な侵害行為の摘発、制止機能の付与
  - (8) 行政罰の高額化
  - (9) 国立研究開発機関、高等教育機関による職務発明創造の活用促進
  - (10) 間接侵害規定の新設
  - (11) 部分意匠制度の導入
- 〔詳細：参考資料5参照〕

- 2017年2月反不正競争法改正案の  
権利侵害対策関係概要
- 不正競争行為の明確化
    - ・知名商品特有の名称、包装、装飾を無断で使用し、又は知名商品に類似する名称、包装、装飾を使用して、他人の知名商品との混同を生じさせ、人々に当該知名商品であると誤認させること「商業標章」の定義規定を設け、商品の形状やドメイン名等も「商業標章」として保護対象となることを明確化。
    - ・他人の企業名称及びその略称、屋号、又は他人の名前、ペンネーム、芸名、又は社会組織の名称及びその略称を無断で使用し、人々に他人の商品であると誤認させること
    - ・他人のドメインの主体部分、ウェブサイト名称、ウェブページ及びチャンネル、番組、コラムの名称及び標識等を無断で使用し、人々に他人の商品であると誤認させること。
    - ・他人の登録商標、未登録の馳名商標を企業名称の中の屋号として使用し、公衆をミスリードすること。周知な屋号やその略称等をドメインの主体部分等へ使用し、市場混同をもたらす行為を不正競争行為として規定。
  - キャッチオール条項の追加
    - ・国務院工商行政管理部門にて、或いは国務院工商行政管理部門が国務院関連部門と共同で研究を行い、不正競争行為に該当すると認定すべきである旨の意見を提出し、国務院にて不正競争行為に該当するかの決定してもらう

### ②商標法の改正等

商標権関係では、2009年4月、中国国家工商行政管理総局は、著名な商標の認定申請に関して、公衆の認知度等を認定要件として盛り込むこととしました。また、11月には、商標代理人の監督を強化するために商標代理人管理弁法を公布しました。

さらに、2013年8月、全国人民代表大会常務委員会において、改正商標法が正式に可決され、2014年5月から施行されています。同改正商標法では、エンフォースメントや冒認出願対策を強化する規定が追加されました。今後は、改正商標法に基づく運用に注目していく必要があります。

### ④著作権法の改正等

著作権関係では、WTOのパネル判断に対応するため、2010年2月、著作権法が改正され、同年4月に施行されました。同改正により、法により出版・伝達の禁止されている著作物であっても著作権法の保護対象となりました。また、2009年4月には、著作権行政処罰実施弁法の改正を行っています（2009年6月施行）。

最近の動向としては、2012年3月及び7月には版權局から著作権改正法案が公表され、2014年6月には国務院法制弁公室から著作権改正法案が公表されています。条文案においては、法定賠償額が、従来の50万元以下から100万元以下への引上げ規定、2度以上の権利侵害を故意で行った場合の（損害賠償額を通常の2倍から3倍にすることができる）懲罰的3倍賠償規定、証拠提出命令規定等が盛り込まれています。

- 中国改正商標法 概要
- (1) 音声商標の導入
  - (2) 一出願多区分が可能であることの明確化
  - (3) 審査意見書制度の導入  
審査意見書とは、審査の過程において、商標局が商標登録出願の内容について説明又は修正する必要がある場合に、出願人に対して出すもの
  - (4) 商標登録異議申立ての主体等の制限
  - (5) 信義誠実の原則の明文化
  - (6) 馳名商標の認定の個別性の明文化
  - (7) 契約・業務関係者等による冒認出願の禁止
  - (8) 他人の馳名商標を商号として使用することの禁止
  - (9) 商標代理組織に対する監督の強化

⑤税関関連法の改正

中国海関総署は、税関における知的財産保護の強化を図るため、2009年2月に「知的財産権税関保護条例実施弁法」を改正し、職権による調査権限や侵害品の輸出入者の公安当局への移送等を強化しました(2009年7月施行)。2008年4月にも、対象業者の拡充や知的財産侵害物品の輸出入で数度にわたって処分を受けた業者に対して、管理を厳重にすることを含む「改正税関企業分類管理弁法」を施行しています。

また2010年3月、知的財産権税関保護条例が改正されました。同改正により、WTOのパネル判断に従い、商標権侵害品については、単に貨物上の商標標識を除去するだけで市場に再還流させることが許されない旨が明記されました。

⑥インターネット関連法の制定

2009年12月、権利侵害責任法が制定され、2010年7月に施行されました。同法においては、インターネットユーザーがインターネットを利用して侵害行為を実施したのについて、権利者がネット運営者に通報して関連内容の削除等を求める権利を有する旨等が明記されました。

また2010年5月、中国国家工商行政管理総局はインターネットでの商品取引及び関連サービス行為の管理についての暫定弁法を公布し、同年7月に施行されました。2011年には、同弁法等に基づく摘発強化に関する通達を發出しています<sup>7</sup>。

さらに、「インターネット情報の保護を強化することに関する決定」が2012年12月28日に公布、施行され、また「情報ネットワーク伝達権の侵害に関する民事事件における法律適用の若干問題に関する規定」が2012年12月17日に公布され、2013年1月1日に施行されました。これらの決定・規定により、インターネット情報の保護の強化が図られるとともに、ネットワークサービス提供者の著作権侵害責任の範囲に対する最高人民法院の考え方が整理・統一されました。

加えて、2014年3月より、上記暫定弁法に代わり、インターネット取引管理弁法が施行されています。

権利侵害責任法におけるインターネット関係規定  
(概要)

■権利者の削除請求権について  
インターネットユーザーがインターネットを利用して侵害行為を実施したのについて、権利者はネット運営者に対して関連内

容の削除等を求める権利を有する。

■ネット運営者の責任  
ネット運営者が、権利者からの通報を受けても必要な措置を講じない場合には、拡大損害について、侵害行為を実施したインターネットユーザーと連帯責任を負う。また、ネット運営者は、ネットユーザーが他人の利益を侵害しているのを知りながら、必要な措置を講じなかった場合は、侵害行為を実施したインターネットユーザーと連帯責任を負う。

インターネット取引管理弁法(2014年3月施行)  
(概要)

■クーリングオフ  
消費者は、インターネット上で商品を買った場合、商品を受け取った日から7日以内に、理由を説明せずに返品する権利を有する。消費者が返品した商品は、完全なものでなければならない。インターネット商品経営者は返品商品を受け取った日から7日以内に、消費者が支払った商品代金を返却しなければならない。返品商品の運賃は消費者が負担する。インターネット商品経営者と消費者の間に別途約定がある場合、約定に従う。

■インターネット上で商品取引を行う自然人の義務  
インターネット上で商品取引を行う自然人は、第三者が運営するプラットフォームを通じて、インターネット上での商品取引に従事しなければならない。

■プラットフォーム加入者の情報公開  
プラットフォーム運営者は、プラットフォーム加入者の営業許可書に記載された情報又はその営業許可証の電子リンクを公開しなければならない。

■プラットフォームの内容の明確化  
プラットフォーム運営者は、プラットフォーム加入者が販売している部分と、プラットフォーム運営者自身が販売している部分とを明確に分けなければならない。

■不正競争行為の明確化  
インターネット上で商品取引を行う者等が従事してはならない不正競争行為が具体的かつ広く規定された。

■SAICの調査権限の強化  
立入調査やデータ・資料の検閲等の権限を規定。

[詳細：参考資料6参照]

(3) 法執行(エンフォースメント)の状況

①特別摘発活動

2010年10月、温家宝総理の指示の下、中国政府は、2010年10月から2011年6月(当初は3月までの予定を延長)にかけて、中国全土において知的財産権侵害を摘発する特別行動を実施しました。本特別行動においては、①製造部門における管理監督の強化、②市場部門における監督管理の強化、③輸出入及びインターネット等の領域における知的財産権の保護の強化、④刑事司法による摘発の強化、⑤政府機関における正規ソフトウェアの全面的な使用、⑥知的財産権保護の宣伝の強化が基本方針として挙げられました。

このような国を挙げた特別活動は従前から日本としても要請してきたものですが、各法執行機関により、知的財産権侵害に対する摘発が多数実施されています。その成果として、期間中130億元相当の刑事

<sup>7</sup> ネットショッピング分野における知的財産権侵害及び模倣品・粗悪品の製造・販売関連法事件に対する摘発業務の積極的に実施に関する通達(2011. 3)、省をまたぐインターネット商品取引及び関連サービスの違法行為の摘発業務の強化に関する意見(2011. 5)

案件を処理し、前年同期比で4倍以上の実績をあげたこと等が公表されています<sup>8</sup>。

②主な政府機関における摘発状況<sup>9</sup>

[工商行政管理局]

2016年の中国全国の各級工商行政管理局による知的財産権侵害処理件数は全国で49,000件でした。

[海関]

2016年、海関（中国税関）が講じた知的財産権保護措置は1万9,500回余り、知的財産権侵害の嫌疑により差押えた輸出入貨物は1万7,400ロット余り、侵害商品は4,205万8,200点上りました<sup>10</sup>。

[版權局]

国家版權局は公安部（警察）、工業・情報化部、国家インターネット情報弁公室等と連携して、インターネット上の権利侵害・海賊版を摘発する「劍網行動」を実施し、摘発件数は514件、行政処罰の罰金は467万元でした。また、司法機関への移送は33件、案件に係る金額は2億元でした<sup>11</sup>。

[公安部・検察院]

刑事救済では、2016年に全国の公安部門の摘発件数は1万7,000件で、事件に関係した総額は46億2,600万元でした。また、中国全国の各級検察院が審査し起訴した知的財産権侵害に関わる犯罪事件は2,251件3,797人でした。

(4) 地方政府の取組

中国中央政府による法制度の整備が進められても、地方政府関連部局による執行が伴わねば問題解決にはつながりません。また、これまで、中国における知的財産権侵害に対する取締り上の重要な問題点の1つとして、「地方保護主義」が挙げられてきたのも事実です。このため、地方政府の知的財産保護の取組は引き続き注視していくべきものです。中国中央政府も、権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発作業に対する重視度が不十分で、権利侵害及び模倣品・粗悪品関連行為が依然として多発している地区があるとの認識から、前述の「全国知的財産権侵害及び偽造・粗悪商品製造・活動取締特別活動」に基づいた

<sup>8</sup> <http://ipr.cntv.cn/>

<sup>9</sup> (出典) 国家知識産権局「2016年中国知的財産権保護状況(抜粋)」  
<http://www.sipo.gov.cn/zscqgz/2016zgzscqpbzkbps.pdf>

<sup>10</sup> <http://www.customs.gov.cn/publish/porta10/tab49564/info846639.htm>

<sup>11</sup>

<http://www.ncac.gov.cn/chinacopyright/upload/files/2017/4/25231828313.pdf>

取締りが継続的に実施され、また、①法に基づいた権利侵害と模倣・粗悪行為の厳格な摘発や、②権利侵害及び模倣品・粗悪品の摘発に関する規制・奨励体制の確立・健全化などを求める「知的財産権侵害と模倣・粗悪品の製造・販売に対する摘発の更なる徹底に関する國務院の意見」(2011年11月公布)を受けて各地方政府においても特別摘発活動の実施や監督体制整備にかかる行動計画策定などが進められています。

その中で、注目されるものとして、広東省政府の取組があげられます。広東省は知的財産保護の意識も高く、広東省政府の主導により、取締状況等の情報を部門間で共有する情報システムの構築などを内容とする「広東省模倣劣悪商品生産・販売違法行為取締条例」の整備(2012年11月修正された条例の施行)や「三打兩建」活動、「知的財産戦略の徹底実施、イノベーション主導型発展の推進に関する行動計画」の発行(2015)など独自の取組が積極的になされています。広東省はその経済活動の規模や工業化の進展などを背景に日本企業の模倣品被害も中国国内で最も多い地域の一つですが、三打兩建活動では、多くの日本企業の知的財産権の侵害に対する摘発活動が行われました。今後、このような先進的な取組をモデルとして全国的に展開されることが期待されます。

広東省模倣劣悪商品生産・販売違法行為取締条例の概要

(条例: 1999年9月広東省人民代表大会にて可決)

→2012年9月28日修正、2012年11月1日施行)

条例の目的  改正のポイント  条例の構成	・市場の監督管理を強化し、生産者、販売者の誠実な経営を指導し、市場経済秩序を維持し、生産者、販売者、ユーザーと消費者の合法的權益を保護することを目的とする。 ・広東省の行政区域内における模倣劣悪商品の生産・販売行為、および模倣劣悪商品生産・販売のためにサービスを提供する違法行為活動の取締りに適用。
	①市場の監督管理制度の創設:【第3章第1節及び第2節】関連 ②ブラックリスト制度等の構築:【第3章第3節】関連 ③監督管理業務に関する評価・考課の強化:【第3章第4節】関連 ④社会による監督の強化:【第4章】関連 ⑤販売者の責任・義務の明確化:【第2章及び第5章】関連 ⑥処罰制度の明確化:【第5章】関連
第1章 総則 ・条例の目的/適用 ・監督管理部門(※) 等 第2章 取締の範囲 ・生産者の商品品質管理制度策定、販売者の入荷検査・供給証明請求制度、仕入・販売台帳の策定の義務 ・模倣劣悪商品の生産・販売及びこれらのためのサービス提供の禁止 ・模倣劣悪商品の列挙 ・模倣劣悪商品の生産・販売のためのサービス提供行為の列挙 第3章 監督管理 第1節 日常的管理監督 ・抜取検査 ・部門間、地域間の法執行協力強化 ・7日以内の公安機関への移送 等 第2節 特別取締り ・重点商品、重点市場、重点地域を対象とする特別取締り	第3節 信用情報と分類監督管理 ・生産者・販売者の違法行為記録制度 ・行政処罰者の適時公表 ・取締状況・信用情報の部門間共有 ・再犯者等の重点監督管理対象リスト 第4節 監督管理業務の評価と責任追及 ・監督管理部門と下部人民政府の業務についての定期評価 ・監察機関の監督強化 等 第4章 社会的監督 ・業界団体内の自律メカニズム整備 ・消費者協会による支援等 ・製品品質認証機構による検査等 ・メディアによる監視の強化 ・個人等の通報/通報者報奨金 等 第5章 法的責任 ・刑事責任の追及 ・過料の明示 等 第6章 附則
(※)監督管理部門:県レベル以上の品質監督、工商、食品・医薬品監督管理、衛生、農業、知的財産権、公安等の各部門をいう。	

(5) 中国における侵害行為の救済手続

①日本企業の救済手続の利用状況

中国では模倣品侵害に対して、行政、刑事、民事による救済手続があります。

日本においては、知的財産権侵害に対する処罰は、刑事手続により科せられますが、中国では、刑事罰とともに行政罰が設けられており、違法行為の「情状」によって、刑事罰を科すか、行政罰を科すかの判断が行われます。「情状」の判断基準は、違法経営額や侵害品の数量など刑事訴追基準が、それぞれの侵害行為ごとに定められています。

このため、日本企業が中国国内で模倣被害を受けた場合は、行政、刑事、民事のいずれかの救済手続を利用し、中国の取締当局や司法当局に対して救済措置を要請しています。

図表4 救済手段の利用状況 (2010年度)

救済手続	件数
行政摘発	3,067件
うち刑事移送	(14件)
刑事告訴	106件
民事訴訟結審	36件

(出典) 経済産業省「第6回中国における知的財産権侵害実態調査」(2012年4月)

(行政手続)

経済産業省「第6回中国における知的財産権侵害実態調査」(以下、「実態調査」)によれば、日本企業が中国で利用している救済手段は、「行政機関による救済」が突出して多いことがみてとれます。2010年度において調査回答企業に関する行政摘発件数は年間3,067件に上っています。そのうち、行政機関の独自の判断に基づく行政摘発件数は436件で全体の約14%を占めています。一方で、「行政摘発されたが、その後処罰が行われたか不明である」とする案件も1,287件と4割に達しており、日本企業からは不満の声も挙がっています。ただ、この点に関しては、2014年2月に「法により模倣粗悪品製販及び知財権侵害関連行政処罰案件の情報を公開する事に関する意見」が発表され、「行政の執行機関は原則として摘発した模倣粗悪品の製造販売及び侵害行政処罰に関連する情報を積極的かつ速やかに公開する」ことが規定されているため、この点の改善が期待されています。

行政機関による処罰は、あまりコストと時間をかけずに被害を解決できるというメリットがありますが、知的財産権侵害に対する行政処罰は、過料等の経済的制裁に限られているため、必ずしも再犯防止などの抑止力となっていないという指摘もあります(図表4)。

(刑事手続)

一方、抑止力という観点からは、罰金刑に加え、懲役刑という重い処罰が併科される刑事救済手続が最も効果的な手段となります。この点、中国では刑事訴追基準(違法経営額)を超える「情状が重い」侵害行為でなければ刑事告訴することができないものの、日本企業による刑事告訴は増加しています(実態調査回答企業が2010年度に刑事告訴した件数は前年度の36件から106件へ増加)。また、実態調査では、中国政府による特別摘発活動の期間中においては、刑事取締件数が増加したと評価する日本企業が半数を超えています。その一方で、違法経営額を超過して行政当局から公安(警察)に刑事移送された案件は、実態調査では、2010年度において年間14件であり、行政摘発件数全体(3,067件)に比べると、ごく一部に過ぎません(図表4)。

刑事訴追が少ない理由は、違法経営額に達しないよう巧妙に侵害行為を行う模倣業者が増えていることや、行政当局の違法経営額の算出方法が不透明であること、さらには、地元の実力者の介入により刑事移送が見送られるといったケースがあることなどが背景にあると考えられます。このため、違法経営額の価格算定の透明化や、全国統一的な運用の強化が求められています。

刑事処罰不適切な事例

【事例1】違法経営金額の算定が不適切な事例

2007年7月に〇省〇市AICが、模倣品二輪車を大量販売していた業者に対し法的捜査を行った。当該侵害者は2007年3月から2007年7月までに、継続して模倣二輪車を販売していたことが判明。行政処罰決定書発行時、違法販売金額の計算では、特段の基準なく100元(1,500円)/1台で計算が行われた。中国の二輪車は安いとしても、100元/1台で売られることはなく、模倣品価値の算定としては異常に低い金額である。

【事例2】実力者の介入により刑事移送が見送られたと疑われる事例

2008年9月、某省某市AICにより以下の摘発が実施された。  
権利侵害：商標権侵害、差押商品：完成品29,320台、部品43,000個、不法経営金額：18万元。  
不法経営額が刑事訴追基準に達していたが、某市有力者の陳情を受け、某市副市長が介入し、刑事移送が見送られたと疑われる。

【事例3】地元の有力企業であるために刑事摘発が見送られた事例

2011年3月、輸出用の模倣品(約20,000台)を発見し、4月に某省防止公安厅に投訴。しかし、侵害者が地元の有力企業であったために、2ヶ月以上経過した後不立件となった。模倣品は、類似商標であるが同一商標ではなく、刑事罰の対象とならないとの到底納得できない理由であった。

(民事手続)

民事訴訟は、費用が高く結審までの時間を要するといった問題点もありますが、損害賠償により模倣業者に経済的なダメージを与えることに加え、世論等を通じた社会的な制裁、他の模倣業者への見せしめ効果などにより、再犯防止等が期待できるところ

に特徴があります。最近では中国でも、各種知的財産関連法（改正法や改正案）において、法定賠償額の増額化、再犯等に対する懲罰的賠償等が定められており、また実務上における損害賠償の算定基準の適正化や賠償金額の高額化も図られるようになってきていますが<sup>12</sup>、訴訟費用等を回収するまでには至らないケースが多いことや、未だ実務上不透明又は地域によって不統一な点が少なくないことから、民事救済手続を利用する日本企業の数には行政処分を利用する数に比べて少ないのが現状です。他方で、行政摘発が実現した場合に、侵害者に対して民事救済を提起し、損害賠償を獲得するという日本企業は増加していると言われています。

今後は、民事救済の利用も効果的に組み合わせる必要があると、民事訴訟を利用しやすい環境整備が求められています。

## ②行政摘発について

日本企業が最も利用している救済手続は、商標法違反・不正競争防止法違反に基づく工商行政管理局への摘発要請です。それ以外の製品品質違反に基づく質量技術監督局への摘発要請、及び海関（税関）への輸出差止めを含め、行政救済措置が主流であるのが現状です。

その中で、最近の傾向としては、侵害行為の巧妙化やデジタル化・ネットワーク化に伴い、こうした権利侵害が輻湊化するケースが増えています。輻湊化とは、一つの侵害行為が、商標権侵害、著作権侵害、製品品質違反など複数の権利を侵害しているケースを言いますが、下記に挙げた事例は、商標権侵害行為について著作権を活用して摘発した典型的な事例です。事例1のケースでは、権利者が、特許権や商標権を中国で取得していなかったため、侵害者に対して権利を主張できず、その代替手段として、権利取得を必要としない著作権をうまく活用して摘発に成功した事例であり、また、事例2は、巧妙化する知的財産権侵害に対抗して、著作権を有効に活用して侵害者の摘発を行ったものです<sup>13</sup>。

<sup>12</sup> 2007年6月、ヤマハ発動機（株）が原告となった商標権侵害事件で約1億3,200万円の損害賠償額の支払いを命じた判決が最高人民法院から下され、同年11月には（株）ケンウッドが約6,665万円の高額判決を獲得しました。

<sup>13</sup> その他、著作権活用の優位性は、①日本では認定されにくいもので、中国では広く著作権性を認定する傾向にあること、②著作権は予め権利を取得する必要がないため、取得忘れにより主張ができなくなることがないこと、③著作権侵害の刑事訴追基準には侵害製品の点数基準が設けられており刑事移送されやすいこと等が挙げられます。

### 権利侵害の輻湊化を活用して対応した事例

#### 【事例1】（株）安川電機のインバータ・ソフトウェア著作権侵害事件

中国広州において、（株）安川電機のインバータを模倣した製品が発見された。安川電機は中国において、当該製品に関する特許権、意匠権等の権利取得を行っておらず、法的措置を講ずることができなかった。そこで模倣品を入手して調査・分析を行い、インバータの専用ICに組み込まれているソフトウェアの著作権に基づいて権利行使を行った。国家版權局に申立てを行い、広東州版權局が摘発を実施した。インバータ67台等を差し押さえて鑑定した結果、摘発した製品のソフトウェアが真正品と同一と判断され、著作権侵害が認定され、重い処分が適用された。（侵害品の販売行為の停止、侵害品の没収、12万円の過料）

<資料>特許庁委託調査「インバータ・ソフトウェア著作権侵害事件摘発ドキュメンタリ」（2005年3月 ジェトロ経済分析部）

#### 【事例2】（株）バンダイにおける中国でのキャラクター商品侵害対策

バンダイは、ガンダムのプラモデル等の模倣被害に対抗するため、2002年から中国市場での模倣品対策を開始した。当初は商標権侵害の摘発を中心としていたが、近年は手口が巧妙化し、その対抗手段として、著作権を活用した対策を実施している。2008年8月、中国公安局（警察）に依頼して著作権侵害を理由に工場を摘発。模倣品19,964個、多数のパッケージ・取扱説明書を押収した。当該侵害行為は、刑事事件として立件される方向。

<資料>「TRIPS研究会報告書」（2009年3月 公正貿易センター）～（株）バンダイにおける中国でのキャラクター

#### 【事例3】ハウスマークのロゴの著作権侵害を理由に冒認商標出願対策

A社が中国で所有する商標と全く同一の商標が、異なる商品分野で冒認出願された。A社は、馳名商標であること等、様々な理由を列挙して、異議申立てを行った。最終的に冒認商標出願を阻止できたが、その理由は、ハウスマークに記載されていたロゴが、日本で著作権登録されていたことが理由であった。

<資料>経済産業省への相談事例

なお、取締当局（AIC、TSB等）では、日本企業からの要請がなくとも、模倣品・海賊版侵害に対する自主的な取締りを実施しており、日本製品の模倣品が自主摘発されるケースもみられます（図表5）。特に、前述（4）の広東省における「三打兩建活動」に基づく摘発では、自主摘発の比率が多かったとの評価も聞かれます。

自主摘発を含め摘発件数が増加する要因として、日本企業の正規品と模倣品を見分けられる取締担当が増加していることが挙げられます。日本の業界団体・企業、ジェトロ等は、中国の取締担当官を対象として真贋判定セミナーを中国各地で開催しており、こうした日本の努力が取締りの成果に影響を与えていると考えられます。今後も、取締当局の自主摘発を促していくためにも、真贋判定セミナーなどの人材育成、交流活動を継続していくことが重要です。

図表5 行政機関による自主摘発件数（2007年度～2010年度）

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
行政機関による自主的な摘発件数	584件	569件	301件	436件

（出典）経済産業省「第6回中国における知的財産権侵害実態調査」（2012年4月）

### ③行政処分の内容と問題点

行政当局が模倣品業者を摘発したあと、「行政処罰決定書」が模倣品業者に通知され、行政処分が下されます。

2010年度に中国の行政機関が実施した行政処分は、実態調査では、「違法物品の没収（1,649件）」が最も多く、「違法行為（製造販売行為）の停止（860件）」がそれに続きます。

また、「過料処分（630件）」など増加しているものもありますが、他方で「違法所得の没収（58件）」（模倣品の製造・販売等によって儲けた利益等の没収）や「製造設備の没収（35件）」（模倣品の製造・販売等に要する設備・器具・車両等の没収）については減少に転じ、「営業許可証の取消し（1件）」も、依然として行われていない実態が伺えます（図表6）。

こうした処罰が下されると、侵害行為者は模倣品の生産を継続できなくなるため、大きな抑止効果が期待できます。この点、旧商標法の規定<sup>14</sup>では、「専ら」模倣品製造に用いられていることが立証できた場合でなければ、製造設備を没収することができないとされていましたが、新商標法では「主として」模倣品製造に用いられていれば足りるため、抑止力の増加が期待されます。一方、営業許可の取消しを罰則として規定しているのは、反不正競争法と製品品質法の2つの法律に限られ、しかも、「情状が重い場合」に適用が限定されています<sup>15</sup>。このため、営業許可の取消しの積極的な運用を中国政府に要請していくことが求められています。

図表6 行政罰の状況（2010年度）

行政罰の内容	処分件数
違法物品の没収	1,649件
違法行為（製造販売行為）の停止	860件
過料（罰金）	630件
違法所得の没収	58件
製造設備の没収	35件
営業許可証の取消し	1件
その他	9件

（出典）経済産業省「第6回中国における知的財産権侵害実態調査」（2012年4月）

<sup>14</sup> 中国旧商標法第53条

<sup>15</sup> 上記のほか、営業許可の取消しが少ない理由としては、そもそも模倣品業者の多くは、無許可で営業を行っている者が多いという指摘もなされています。

行政当局に没収された違法物品（侵害品）は、「廃棄」のほか、「競売」や「寄付」などの処分が行われますが、日本企業からは侵害品の処分方法が不透明であるという報告を一部受けています。また、競売、寄付など廃棄以外の処分が行われた場合、侵害品が市場に再還流するおそれが懸念されています。こうした懸念が生じるのは、行政当局が没収品の処理方法や処理結果を権利者に開示しなかったところにも原因があります。地方によっては、処罰結果について権利者に情報を提供する「行政処罰決定書」を交付しない執行当局も少なくありませんでした。この点、前述の「法により模倣粗悪品製販及び知財権侵害関連行政処罰案件の情報を公開する事に関する意見」により改善されることが期待されます。

さらに、没収品の処理に係る倉庫管理や廃棄の費用を権利者である日本企業に負担させる行政当局も少なくないと指摘されています。こうした費用は、模倣品を製造・販売した侵害者に負担させるべきであり、少なくとも、被害者である権利者に負担させる性質のものではないと考えられます。

侵害行為によって得られる経済的利益が、行政処罰による経済的不利益を大きく上回っている限り、模倣品業者の侵害行為に対する抑止効果が働かず、模倣行為は後を絶ちません。また、中国の経済成長に伴って、中国企業の売上高や物価等の水準が上昇しており、過去に制定した法律ほど、その過料金額の上限では抑止効果が期待できないとも言われています。

このため、模倣品ビジネスが割に合わないと思わせる水準まで過料の額を引き上げるとともに、再び模倣品の営業ができないよう、製造設備の没収、営業免許の取消し等の重い処罰を科していく必要があります。これに加えて、同一又は類似侵害行為に対しては、全国的な処罰の統一的な量刑化を図ることが求められています。新商標法の施行に合わせ、実務上の変化を引き続き注視していく必要があります。

### （6）司法制度の状況

2009年3月、最高人民法院は、侵害者に対する法的責任の厳格な適用や、知的財産専門法廷の設置などを盛り込んだ「戦略綱要」の徹底実施に関する意見<sup>16</sup>を公表し、同年4月には、国際金融危機の克服や経済の安定的発展に寄与することを目的として、各高級人民法院に対して、知財審判の役割を果たすよう求める意見<sup>17</sup>を発出するなど、知財侵害におけ

<sup>16</sup> 「国家知的財産戦略の徹底実施における若干問題に関する意見」

<sup>17</sup> 「現下の経済情勢で大局的な観点から知的財産権の審判を推進するための若干問題に関する意見」

る司法救済の強化が図られています。さらに、2011年12月には、最高人民法院は、通達<sup>18</sup>を発出し、司法による知的財産権保護の強化に取り組む姿勢を明確にしました。

それまでにも、2008年2月には、類似商号・商標を自社名として登録・使用する、いわゆる「傍名牌」行為を審理において厳しく判断するという規定<sup>19</sup>が公布され、2009年4月には、「著名な商標」の訴訟に関して、極めて有名な商標における立証責任の軽減措置等を盛り込んだ司法解釈<sup>20</sup>が定められています。

知的財産裁判所の設置の検討が進められていましたが、2014年8月の全人代において、北京、広州、上海に知的財産法院が設置されることが決定しました<sup>21</sup>。また、2014年11月より「最高人民法院による北京、上海、広州知識産権法院における案件管轄に関する規定」が施行され、知的財産法院の管轄が明確化されました。<sup>22</sup>

さらに、2013年11月には「人民法院のインターネット上での裁判文書の公開に関する規定」が発表され、判決文が原則として公開されることとなりました。同規定は、2016年8月に修正版が公布され、インターネット上での公開裁判文書の範囲を、判決書、裁定書、決定書、支払令、行政調停書等に拡大、明確されました。

## (7) その他の活動状況

### ①展示会、博覧会での取組

中国で開催される展示会や博覧会、交易会に日本製品の模倣品が出品されることも多く、模倣品が中国国内や海外に販売されるルートの一つとなっています。特に広州交易会<sup>23</sup>や上海交易会のような外国人バイヤーも大勢訪れる大型展示会は、模倣品業者にとっても海外オーダーを獲得する絶好の舞台となっています。

こうした問題に対処するため、2006年3月に「展示会における知的財産権保護弁法」<sup>24</sup>が施行され、

展示会主催者による展示物の事前審査や、展示会内に権利者向けクレームセンターを設置して、取締当局が駐在するなどの取組が行われています。また、展示会主催者に対してシンポジウムを開催するとともに、展示会主催者が出展者に知的財産保護承諾書への同意を求め、規約を遵守しない企業に対して出展資格を剥奪する等の取組も行われています。さらに、省・市単位でも、展示会知的財産権弁法に関する法規が制定されている場合があります<sup>25</sup>。

展示会での告発、クレームは、意匠と実用新案の権利侵害が多く、侵害された企業は中国の国内企業がほとんどですが、商標権侵害については、日本企業を始め外国企業に関わる侵害が9割以上となっています。今後も、展示会での知的財産保護の徹底を図る必要があります。

### ②国民への啓発活動

「国家知的財産権戦略綱要」の実施・徹底を進める一環として、各省で知財保護の重要性を教育する試みが実施されています。

雲南省昆明市の知識産権局と教育局、科技局は、2008年から市内の小中学校30校で知的財産権教育の試行作業を開始し、小学六年生、中学二年生、高校二年生を対象に、年間8時間の授業が行われています。2009年秋からは、新たに38校が加わり、知財教育が行われている小中学校は合計68校、生徒35,344名に達しています。

福建省の知識産権局と教育庁、科学技術協会は、省内の小中学校の中から知的財産権の教育を試行するためのモデル校を指定して、そのリストを公表しています。試行期間は2年で、成功を収めたモデル校の経験は全省に広める予定です。

浙江省でも社会全体の知的財産権意識の向上を狙い、省内のすべての小学・中学のカリキュラムに知的財産権の内容を導入していくことを明らかにしています。また、大学における知的財産権専攻の設置や、幹部、公務員、企業管理職、技術者を対象とする知財研修を奨励し、弁護士への知的財産権知識の普及強化などを進める方針も示されています。

湖南省でも、省の知的財産権侵害と模倣品製造販売摘発活動指導グループと省の知的財産権協調指導グループは、2013年4月に「湖南省知的財産権侵害・模倣品製造販売摘発活動PRウィーク」を開催しました。そのテーマは「知的財産権戦略を実施し、権利侵害と偽物を厳しく取り締まる」であり、開催期間中の様々な活動を通じて、摘発活動のPRを強化し、

<sup>25</sup> 例えば、広州市展示会知的財産権保護弁法、北京市展示会知的財産権保護弁法等があります。

<sup>18</sup> 「知的財産権裁判の機能を十分に発揮させ、社会主義文化の大きな発展・繁栄を推進し経済産業省の自主的協同的發展を促進する上での若干の問題に関する意見」(2011.12)

<sup>19</sup> 「登録商標、企業名称が先行権利と衝突する民事紛糾案件の審理に係る若干の問題に関する規定」

<sup>20</sup> 「馳名商標の保護をめぐる民間紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈」

<sup>21</sup> 「北京、上海、広州における知的財産法院の設置に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」(2014.8.31)

<sup>22</sup> <http://www.chinacourt.org/law/detail/2014/10/id/147980.shtml>

<sup>23</sup> 中国製品の海外への輸出を促進するため、1957年から春秋の年2回開催される中国最大、世界有数の大型展示会として知られています。

<sup>24</sup> 同弁法は、現在改正に向けた検討中であり、知的財産権侵害行為を行った者に対する展示会への参加禁止等の制裁の強化等が検討されています。

一般の人々が摘発活動の進捗と成果を一層理解できることを目標にしました。

さらに、広東省は2002年から小中学校の生徒たちを対象とした知的財産権教育の普及を開始し、2004年には佛山市・南海区全ての小中学校で知的財産権教育を導入しました。その経験を踏まえて、2006年に「広東省小中学校知的財産権教育パイロット活動プラン」を作成し、2009年に全省範囲の知的財産権モデル学校認定作業を始めました。省知識産権局の責任者によると、広東省は2015年までに350校の小中学校で知的財産権教育を導入し、60校の省級モデル学校を認定することとしています。

こうした中、ジェトロでは、2010年度に、4回、北京市内の小学生を対象とした普及啓発活動を実施し、着ぐるみ劇を通じた知的財産権の説明などを通じて、知的財産権の重要性について、啓発活動を実施しました。また、2011年1月には、北京市の地下鉄王府井駅にて知財啓発ポスターを展開、同年2月から3月には、北京市海淀区中村関の電子市場に知財保護を訴える掲示版を展開する等、中国内での知財権保護の啓発活動を実施しています。

さらに、2008年から広州モーターショーにて、消費者向け啓発ブースを設置し、模倣部品の危険性を訴えるビデオ上映やパネル展示等を通じて、販売業者や消費者向けに自動車部品にかかわる啓発活動等を実施しました。

### 3. その他の国・地域の動向

#### (1) 東南アジア

日本にとって、東南アジア諸国連合（ASEAN）は、中国に次ぐ規模の貿易相手であり、2008年以降、日・ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）が順次発効し、知的財産の保護及び権利行使に関する情報交換を促進することや、知的財産に関する特別小委員会の設置などが規定されるなど、経済関係の強化とともに、知的財産の保護のためのツールが整備されています。

また、2010年1月には、中国・ASEAN自由貿易協定（ACFTA）が発効し、両国・地域間で取引される品目の90%の関税が撤廃され、当該地域間での貿易・投資活動が活発化することに伴って、中国からASEAN諸国への模倣品の流通が懸念されます。

模倣被害を防ぐための取組の一つとして、主に海外の執行機関を対象としたジェトロ主催の「真贋判定セミナー」を開催するとともに、セミナーに参加する企業のみならず、日本産業界全体へ広く裨益できるように、執行機関の意識啓発や能力向上に資するような意見交換を実施しています。

また、ASEAN諸国では判例や審決例を公開していない又は英語以外の現地語のみで公開されている場合も多く、判決や審決の内容を正確に把握することが困難であるとの事情に鑑み、2015年度に「ASEAN主要国における司法動向調査」を実施しました。本調査では、対象国<sup>26</sup>における商標権侵害及び意匠権侵害を原因とし、類否判断が主な争点となった判例及び審決例を収集し、その要約を作成するとともに、対象国における知的財産訴訟及び行政手続の件数等に関する統計データをまとめています。

さらに、ASEAN地域におけるインターネットの普及により、オンライン上での模倣品被害が増加している状況に鑑み、2016年度にASEAN主要国<sup>27</sup>を対象に「ASEAN地域におけるインターネット上の模倣品対策に関する調査」を実施しました。本調査では日本製品の通信販売が行われている主要なショッピングサイト等をピックアップし、当該サイト内で模倣品と疑われる製品の販売が確認できた場合、権利者が行使しうる具体的な模倣品対策を調査し、紹介しています。

なお、下記に列挙した国以外にも、フィリピンにおけるデザイン模倣二輪車等、様々な被害事例が報告されており、日本企業の関心が急速に高まっています。

#### (タイ)

タイにおいては、衣類、薬、時計、バッグ、化粧品、電子部品、自動車部品等の模倣品が広く出回っており、昨今ではタイ国内で大小様々な企業が関与しての模倣品製造も行われています。2013年に国家知的財産執行センター（NICE：National Intellectual property Center of Enforcement）が設置されてからもこの状況に変化はありません。こうしたタイの状況に関しては米国もかねてから懸念を表明しており、模倣品対策への積極性が見られないとして、スペシャル301条報告書において優先監視国に指定されています。これに対しタイ政府は2016年に、短期、中期、長期計画から成る20年間の知的財産（IP）ロードマップを策定し、短期計画においては、レッドゾーンにおける知財侵害品の根絶等、エンフォースメント強化を通じて同優先監視国リストからの除外を目指しています。

タイ政府は知的財産侵害への対策を強化すべく、各種法令の改正を進めています。2015年には営業秘密法、著作権法が改正され、2016年7月にはマドリッド協定議定書への加盟等に対応する改正商標法が施行されたほか、特許に関し簡易かつ早期の登録、小特許に関し権利行使の改善を目的とする特許法改正についても検討されています。

日本とタイとの間では、2007年、EPAが発効し、水際措置の強化や、刑事手続、罰則対象の権利の拡大が図られています。また、2007年1月に発表された「経済産業省と米国商務省の日米共同イニシアティブ」や、同年6月に発出された「知的財産権の保護と執行に関する日・EU行動計画」に基づいて、タイを中心とする東南アジアの模倣品・海賊版対策に関して、日米欧での情報交換や連携強化を目指して、2008年4月に第1回日米欧官民合同会合が開催されました。

#### (インドネシア)

インドネシアでは、インターネット上の海賊版や偽造医薬品の流通が問題視されていますが、現地ではこれ以外にも、自動車部品、家電製品、インクカートリッジ、衣料品、化粧品、携帯電話関連部品等、様々な模倣品が広く出回っています。また、首都ジャカルタには、東南アジア最大級のショッピングモールがあり、特に多くの模倣品や海賊版が販売されています。

日本とインドネシアとの間では、2008年にEPAが発

<sup>26</sup> インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ

<sup>27</sup> タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びベトナム

効し、水際措置の強化や、刑事手続、罰則対象の権利の拡大が図られています。

一方、インドネシアの水際措置に関して、関税法には権利者からの申立てに基づき裁判所が税関に対して差止めを命じることができる旨の規定はあるものの、これまで実施細則やそれに類するものが存在しなかったため、水際での侵害品差止めが事実上不可能であるとの指摘がなされていました。この問題について、2012年7月に「一時的差止命令に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2012年第4号」が公布・施行され、上記運用の実現に対して期待が寄せられましたが、現在に至るまで差止めが実現した例は確認されておらず、また、実際に差止めを行うためには更に細則を整備する必要があるとの指摘もあることから、未だに実効的な運用は機能していないことが強く推認されます。このような状況は、TRIPS協定第51条との整合性という観点から問題があると考えられます。こうした状況や国内取締り件数も少ないことに基づき、2016年に引き続き2017年も、スペシャル301条報告書において優先監視国に指定されています。

インドネシア税関では実際の運用を行う上で必要となる細則を策定中であり、当該細則案には知的財産権の税関登録制度を設ける点も記載されています。この細則が制定されれば、従前は事実上不可能であった水際での差止めが実現できる可能性があることから産業界の関心も非常に高くなっています。しかしながら、細則の制定が大幅に遅れている状況を踏まえ、我が国から細則に対する産業界の期待を込めた早期制定に関する要望を提出する等、インドネシア税関に対して働きかけを行っており、今後も引き続き状況を注視していく必要があります。

なお2016年8月には、ジャカルタにおいて約3年ぶりに経済産業省及びジェトロ主催で「真贋判定セミナー」が開催されました。

インドネシア真贋判定セミナー（2016年）



#### （マレーシア）

マレーシアにおける代表的な模倣品は、ソフトウェア、光ディスク、衣類、香水、インクカートリッジ、時計、バッグ、プラスチック容器、医薬品等が挙げられ、中国やタイ、インドネシア等の製造コストの低い国の経済発展により、これらの国から模倣品が頻繁に輸入されています。

日本とマレーシアとの間では、2006年にEPAが発効しており、この実施状況をフォローアップする一環として、2008年1月、第1回知的財産に関する小委員会が開催されました。日本側からは、EPAの知的財産章の規定に沿った執行状況の確認や改善要求を行いました。

さらに、この結果を受け、日本政府等の協力の下、2008年4月、マレーシアで模倣被害を受けている日系企業等とマレーシア税関によるセミナーが開催されています。

最近では、マレーシアの知的財産に関連する行政府（国内取引・協同組合・消費者保護省、税関、警察等）に対して、日本企業の製品の真贋判定に関する情報提供を行うため、経済産業省及びジェトロ主催で、2011年12月に「真贋判定セミナー」が開催されました。同国での同様のセミナーは2008年以来となります。

また、2011年7月に、AJA及びJVAから、「知的財産権の海外における侵害状況調査制度」に基づき申立てがあり、政府が所要の調査を実施しました（前掲：「(本編) 政府模倣品・海賊版総合窓口の業務報告のうち2. 海外侵害状況調査制度の③を参照」）。

#### （ベトナム）

ベトナムにおいては、DVD、CDの海賊版の他、衣料品、家電製品、化粧品、薬品、日用品、食品等の模倣品が数多く見られます（詳細は「ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品の流通に関する調査2015年3月 ジェトロハノイ事務所」をご参照下さい）。

2017年版スペシャル301条報告書において、インターネットや一般市場での模倣品・海賊版の販売の多さや、抑止力が有効に機能していないこと等について指摘し、ベトナムを引き続き監視国に指定しています。

ラオカイ真贋判定セミナー (2016年)



ベトナム ラオカイと中国河口の国境 (2016年)



ベトナムにおいては、2007年1月のWTO加盟に先立ち、2006年7月に知的財産法が施行され、2009年には日本とのEPAが発効しています。更に、2010年1月には改正知的財産法が施行され、知財保護の強化が図られています。また、水際措置に関しても2015年1月1日より新しい税関法が施行され、差押えの手続き等を具体的に定める財務省通達13/2015も整っています。

2003年に始まった、ベトナムの投資環境整備等を目的とする官民協議の枠組みである日越共同イニシアティブの枠組みの中で、2014年12月にはベトナム税関総局密輸防止局とジェトロハノイ事務所との間で水際取締りにおける知的財産権保護強化に向けた協力同意書(MOC)が締結されました。これはベトナムで税関登録を行った日本企業の権利保護を目的に、知財侵害疑義物品の税関手続停止、検査、監査措置、その他の知財侵害物品の輸出入抑制のため相互の情報共有等の条項で両者が同意したものです。この中では、前述の財務省通達に定めのある、税関による侵害疑義品の写真提供も明記されていることから、今後の執行の運用改善を注視する必要があります。

また、ベトナムは中国と国境を接し、近年は道路事情改善によって輸送効率も向上していることから、海路のみならず、ランソン、ラオカイ、モンカイ等

国境近くの都市においては、陸路の模倣品流入にも留意が必要です。

そのような背景もあり、ベトナム政府は2014年に「密輸・不正貿易と偽造品防止指導国家委員会(略称389国家指導委員会)」を設立し、各省庁の大臣級が委員として参加し、計画・戦略の策定、各省への指導等を行っています。

他方で、権利執行を担う機関が複数存在しており、事案によっては最適な執行機関が分かりにくいこと、侵害判断が困難な案件の場合、摘発の申立ての受理や手続きに時間を要すること、摘発件数等の統計が整備されていないこと等も指摘されています。

裁判所においては、そもそも知財関連の訴訟が少ないこと、判決が原則公開されないため裁判結果の予見可能性が低いこと等も指摘されています。

### (ミャンマー)

1995年にWTO (TRIPS協定を含む) に加盟したものの、後発開発途上国(LDC)に対する経過措置の期限が2021年まで延長されており、ミャンマーにおける知財保護制度の整備状況は決して芳しいものではありません。2017年3月現在、ミャンマーにおける知的財産権に関する個別法は1914年に制定された著作権法のみで、特許や商標は登記法に基づき登記所で登記が可能ですが、国内のコモンロー上の保護を受けるためには新聞で権利者自ら登記した権利について広告し、更に実際の使用が必要となる等、特異な運用となっています。

そこで、現在、WIPO、JICA、我が国特許庁等の支援を受けながら、教育省が主体となって、知財関連法(商標・意匠・特許・著作権)の整備とそれを所管する知的財産庁の設立を目指しています。

新法への移行に際しては、従前の登記商標等の所有者も改めて出願が必要となる可能性も指摘されており、法律制定の動向に注視する必要があります。

模倣品対策強化の取組としては、2014年度以降、「真贋判定セミナー」を税関職員等に向けて現地で開催する等、日本政府も協力に取り組んでいます。

また、2015年度と2016年度は「侵害発生国政府との共同事業」として、日本での公募に参加した権利者と経済産業省及びジェトロの官民合同体制でミャンマー税関と複数回の協議や情報交換を行い、水際措置の事例創出を促しています(詳細は第二章もご参照下さい)。

### (2) 中東

中東、特にUAEは、模倣品の経由地として、日本企業の被害が多発しています。特に中東地域の一大物流中継拠点であるドバイは、サウジアラビア等の中近東の近隣諸国にとどまらず、アフリカ、中南米、

欧州、ロシア等への模倣品の経由地となっています。ドバイに流入・流通している模倣品は、近隣の中東諸国からのものも一部ありますが、中国で製造販売されたとみられる模倣品が多数を占めていると指摘されています。

ドバイは、そのフリーゾーン (free zone) を中継する商品流通量の多さに加え、貿易の自由化の促進により模倣品の流通が容易であることから、世界的な模倣品対策の輪における脆弱な部分であるとの指摘がなされており、監督機関の役割と責任範囲の一層の明確化が必要であるとの指摘もあります。ドバイに持ち込まれる模倣品には、自動車部品、電化製品、腕時計、ハンドバッグやサングラスなどの服飾品、医薬品、コンピュータソフトウェアなどがあるとされています。また、UAEが関係する模倣品被害の形態としては、流入した完成品が消費地に再輸出される形態だけでなく、半製品で流入した後、ラベルの貼付、パッケージの変更を行い、模倣品を完成させて消費地に出荷する形態も横行しているとの報告もあります。

こうした事情から、中東地域は国際的な注目を集めており、2008年2月には、WCOの主催で第4回世界模倣品・海賊版撲滅会議がドバイで開催されたほか、フランスがUAEと知的財産の協力に関する覚書に署名するとともに、中東地域を担当する知財アタッシュを配置するなどの動きがあります。また、ドバイに拠点をおく欧米系業界団体 (BPG: Brand Owners Protection Group) は、UAEを、アジアから欧州への模倣品流通の最大の中継地点のひとつとして位置づけ、特にドバイのフリーゾーン (free zone) がこうした貨物の中継に関与していると指摘し、2006年5月にUAEに対し、模倣品問題に取り組む統合された連邦機関の創設を求める提言を行いました。さらに同団体は、2008年にUAE経済省、2009年6月にドバイ税関との間で覚書を締結しています。また、同時期、IIPPFも、上述したBPGとの間で覚書を締結し、知的財産保護活動において協力・連携していくことになりました。

UAEでも、模倣品被害に対応するための取組は行われており、UAE裁判所における知的財産部の設置により迅速に専門的判断が期待されること、2016年12月には反不正商品法が改正されました。同法では、押収された模倣品が、他の市場に再輸出されないよう廃棄処分することやフリーゾーン内も模倣品取締りの対象となることが明文化されており、今後の運用が注目されます。また、GCC統一商標法は現在、クウェート、サウジアラビア等で施行されていますが、UAEで施行される見通しです。

サウジアラビアにおいては、脱石油依存型経済を掲げる経済改革計画「ビジョン2030」が、サルマン副皇太子の下、推進されており、日本も「日・サウジ・ビジョン2030共同グループ」でその実現に向けた協力を行っています。日・サウジの模倣品対策協力は主に官民合同体制で2009年以来継続して実施され、サウジ商業投資省 (旧商工省) と日本側との関係が構築されてきたこともあり、2016年9月に経済産業省と商業投資省との間の模倣品対策に関する協力覚書に署名がなされました。現在、今後の協力取組が絞り込まれ、推進が加速されているところです。

以上のように、東アジアから運び込まれた模倣品が中東諸国だけでなく、アフリカ諸国や欧州に拡散する際の中継地となるUAEや、模倣品の一大消費地である隣国サウジアラビア<sup>28</sup>における模倣品対策は極めて重要です。

これに対して、IIPPF中東WGや中東IPGは、EIPAやBPGと覚書 (MOU) を締結し共同して知財保護の取組を行うなど積極的な活動を続けてきましたが、2016年11月には、第3回となる知的財産保護に係る官民合同中東訪問団をUAE及びエジプトに派遣し、UAEにおいてはEIPA等に加えてジュベルアリ・フリーゾーン庁や司法研修所とも関係を築き、フリーゾーンでの模倣品問題や罰金問題に関して議論し問題意識の共有に努めました。一方、エジプトは、初めてのアフリカ地域へのミッション派遣となりましたが、警察、税関、消費者庁といった模倣品取締機関を訪問し、関係構築を行いました。

官民合同中東訪問団時の意見交換の様子 (2016年11月)



<sup>28</sup> 2007年、192万リアルに相当する模倣品・海賊版を税関が差止め。国内でも文房具、化粧品や電気製品、自動車部品、ベアリング (偽造ラベル含む)、海賊版CD (228万リアル相当) 等が押収されている (出所: サウジ商工省「知的財産権年次報告書2008」)

### (3) インド

約12億人の人口を抱え、高い水準（2009—2014年平均7.2%）で経済成長してきたインドは、購買力を備えた中間層の急増によって、自動車や電子機器等を中心に大きな市場となりつつあります。また、2011年8月に日インド包括的経済連携協定（CEPA）が発効するなど、経済連携を深化させるための取組みも行われています。

このような中、インド市場の規模や今後の成長性を理由に、日本からの進出企業数も増加の一途を辿っており、2016年10月時点で1,305社が進出しています。

一方で、インド市場においては、模倣品・海賊版が広く流通していることが問題視されています。米国は、2016年版スペシャル301条報告書において、インドを引き続き優先監視国として位置づけています。同報告書では、インド知財関連の多岐に亘る課題の中で、模倣品関連ではインターネット上等での模倣品・海賊版の流通や、模倣医薬品の多さを問題視しています。

2016年5月に商工省産業政策振興局（DIPP）が公表した国家知的財産権政策は「ビジョン・ステートメント」、「ミッション・ステートメント」、「目標」、「実施」の各項目から構成されており、「目標6」は「権利行使及び司法判断」として以下が記載されています。

- 模倣品及び海賊版の害悪に関して、一般大衆、とりわけ若者及び学生を教育
- ジェネリック薬を偽造品や模倣品として扱う行為に対し、厳しい対策をとる
- 不正商標表示の薬、不純物の混じった薬及び偽造薬の製造・販売を減らす
- 権利行使メカニズムの強化
- 他国での伝統的知識、遺伝資源、伝統的文化表現の悪用事案を厳しく追及
- 様々な措置を通じて、知財紛争の効果的な判決を促す

2015年には知財を含む商事件件を専属的に管轄する商事裁判所が設立され、紛争解決の迅速化のためにプロセス毎の厳格な期限設定がなされています。これまで裁判の長期化が一部問題視されていたところ、今後の裁判期間の短縮が期待されています。

国境措置に関しては、2007年知的財産権施行規則で主に以下の手続が定められています。

- 権利者による税関への通知手続
- 登録手続
- 税関の担保および補償の実施
- 物品の通関の中断

#### ■権利者が手続に加わる期間

■権利者及び輸入者による物品検査、サンプリング及びテストの規定

#### ■侵害に対する最終判断

■権利者の同意の下、商業経路外での破壊または破棄

2008年からは「ICEGATE」という中央物品税・関税局のポータルサイトの中の「ARTS」と呼ばれるシステムにより税関登録（5年間有効）が可能で、同システムは、真正品および侵害品の画像のアップロード機能も備えています。2016年9月の中央物品税・関税局の公表資料によると、税関登録件数の権利種別毎の内訳は以下の通りです。

・商標	: 863
・著作権	: 6
・特許	: 11
・意匠	: 6

また、2011年には通達No. 10/2011により集中型担保が複数税関・複数権利に利用可能となるなど、水際措置の制度面の整備が行われています。保護の対象は著作権、商標のみならず、特許、意匠、地理的表示も含まれます。

ただし、知財侵害を理由とする税関差止件数は公表されていないところ、日本の権利者間では低調であると言われており、今後も対話を通じた状況把握や運用に関する改善要請が必要と思われます。

IT産業の活発なインドではECサイト上での模倣品販売等も出現していますが、情報技術法と情報技術規則により、ECサイト事業者の責任の範囲や対応義務が定められており、ローカルの手続きでも権利者の通報があれば侵害品の出品を削除する運用がなされているようです。

現地の日本企業の取組としては、インドIPGの全体活動及びWG活動の他、インド日本商工会（JCCII）がインド政府へ建議書を提出しています。

以上の通り、インドでは、水際差止めが不活発であることや、刑事裁判の長期化等、課題も指摘されていますが、新たな国家知的財産権政策の下、今後の状況変化についても注視していく必要があります。

（この項の主な参考資料：ジェトロニューデリー講演資料「インド知的財産の概況」2017年3月）

税関職員向けセミナー（インド）（2016年9月）



#### （4）中南米

日本企業の中南米における模倣品被害は、欧米企業と比較すれば、それほど深刻となっていないものの、近年は中国や東南アジアなどで製造されたと見られる模倣品が、広く中南米でも流通し始めており、このため、域内の大きな消費市場であるブラジルやメキシコにおける模倣品被害は決して小さくないと推測されます。2016年版スペシャル301条報告書においてアルゼンチン、チリ、ベネズエラの3カ国を優先監視国、メキシコ、コスタリカ、ドミニカ共和国、グアテマラ、バルバドス、ジャマイカ、ボリビア、ブラジル、コロンビア、エクアドル、ペルーの11カ国を監視国と位置づけています。

中南米諸国への模倣品は、生産国から直接消費地に流入するものもありますが、域外ではUAE、域内ではパラグアイからの密輸、パナマのコロン、チリのイキケ等のFTZを中継して流入していると見られています。また、知的財産侵害品の組織的な密輸が横行していることから、国境をまたぐ対策が必要です。

こうした状況の中、国際刑事警察機構（INTERPOL）とWCOが連携し、南米各国の警察・税関、民間企業が協力して模倣品・海賊版取締りを行うJupiter作戦が2005年から実施されています。当初の参加国はアルゼンチン、ブラジル、パラグアイの3カ国でしたが、その後徐々に参加国が増加し、2015年8月に実施された「Jupiter-VII」にはアルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、パナマ、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラの計11ヶ国が参加しました。またこれに続き、同年9月にはアルゼンチンにおいて「第9回知的財産犯罪への国際法執行に関する会議（the 9th International Law Enforcement Intellectual Property Crime Conference）」がINTERPOLとアルゼンチン安全保障省の共催によって開催され、ここには南米11カ国の他に今回初めて中国も参加し、3Dプリンターによる模

倣品製造など「将来の脅威2020（Future Threats 2020）」というテーマの下に知財侵害の傾向や対策等について議論がなされました。

日本は、中南米において、メキシコ、チリ及びペルーと経済連携協定を締結しています。メキシコに対しては、経済連携協定に基づくビジネス環境整備委員会において、知的財産権のエンフォースメント強化を要請した実績があります。

#### （5）ロシア・CIS

ロシアの知的財産権保護制度が規定されている民法典第4部は改正法案が2014年3月にプーチン大統領によって署名され、2014年10月1日から施行されました。

これにより、知財分野では特許権・実用新案権・意匠権の権利保護の期間や延長制度などいくつかの制度改正がなされました。

依然としてロシアでは、CD・DVDの海賊版、アルコール製品、服・下着、食品等の模倣品が数多く流通しており、その流通手段は、インターネットの普及に伴い国際郵便によるケースが増加していると指摘されています。2016年版スペシャル301条報告書において、様々な模倣品・海賊版の流通や、刑事摘発件数の継続的な減少等を理由に、依然としてロシアを優先監視国に指定しており、重大な懸念を示している状況です。ロシアではかつて刑事訴訟として起訴するための損害額の閾値が設けられ、単価が低い商品は刑事訴訟では扱われにくい点が指摘されてきました。2014年12月に商標の違法使用に関する刑事責任及び行政責任の改正法が成立したことにより、損害額の閾値が以前の150万ルーブルから25万ルーブルに引き下げられたものの、依然として刑事摘発件数は減少している状況です。また、同報告書では、オンラインでの深刻な海賊版被害への対策が不十分である点や執行機関の人員不足、僅少な税関差止件数、民事訴訟における手続要件の煩雑さ等が、ロシアにおける知財保護の課題として指摘されています。

このような状況下、2016年12月には「2020年まで及び2025年までのロシア連邦における工業製品の不法流通対策に関する戦略」<sup>29</sup>が発表され、模倣品売買を含む不正取引対策に向けた施策を掲げる等、ロシア政府として模倣品への対策を強化する姿勢が見られ、今後これら運用実態を注視することが必要となります。

ロシア・CIS地域では、ロシアの2012年8月のWTO加盟に伴い知的財産制度を含む投資環境の整備がな

<sup>29</sup> <http://government.ru/docs/25584/>

され、さらに2014年にベラルーシ、ロシア、カザフスタン3カ国で締結されたユーラシア経済同盟条約が2015年1月1日に発効し、ユーラシア経済同盟が誕生しました（後にアルメニア、キルギス共和国も正式加盟）。前述の報告書では、中国発の模倣品がカザフスタンやキルギス共和国、アゼルバイジャン共和国（本同盟には非加盟）を通じてロシアに密輸されていると指摘されており、周辺地域の経済発展を見込んで関心を持つ日本企業にとっても、今後も動静に注目すべき状況です。

コラム：現地からの声  
 —ブラジル知財保護の現状とサンパウロ事務所の取組—  
 ジェトロ・サンパウロ事務所知的財産権部長 岡本 正紀



### 1. サンパウロ事務所知的財産権部

2016年10月、ジェトロ・サンパウロ事務所内に知的財産権部（知財部）が新設されました。現在、知財部には私と現地職員の計2名が配属されています。ブラジルは日本から地理的に遠く離れており、また公用語がポルトガル語であることから、日本の多くの知財関係者にとって、ブラジルは情報が入手しにくい国の一つではないかと思えます。このコラムでは模倣品問題について取り上げたいと思います。

### 2. ブラジルにおける模倣品被害

ブラジル全国模倣品対策協会（ABCF）によれば、ブラジルで押収された模倣品はタバコ、自動車部品、機械、工具、ベアリング、清掃用品、衛生用品、飲料品、家電（冷蔵庫・冷凍庫）、衣服、ハンドバッグ、医療機器など多岐にわたっており、2015年の模倣品推定被害額は1千億レアル（約3兆6千億円）に達します。また、ブラジルに入ってくる模倣品の65%はアジア、特に中国からであり、残りはブラジルカパラグアイで生産されたものであるとABCFは推定しています。模倣品の主な消費地はサンパウロ州ですが、ブラジル南部、北東部及び中央部へも拡散していると考えられています。

もちろん、ブラジル政府としても模倣品が跋扈する状況は問題だと考えており、模倣品問題を取り扱う全国海賊品対策協議会（CNCP）を2004年10月に法務省の下に設立したり、国外からの模倣品等の流入を防ぐことを主な目的とした「国境統合保護プログラム（PPIF）」を2016年11月に開始するなど、様々な取り組みを行っています。



サンパウロ市の中心地であるパウルスタ通りにも上の写真のような模倣品を扱っていると思われる商店街が多数存在する。

### 3. 現地日系企業の声

ブラジルにおける模倣品被害の現状を把握するため、複数の現地日系企業にヒアリングを行ったところ、機械部品、電子機器から日用品まで、日系企業が取り扱っている様々な商品が模倣されていることが確認できました。一方で、ブラジルにおいて模倣品対策を積極的に行っている日系企業は非常に少ないという印象も受けました。

日系企業の多くは知的財産専属の職員をブラジルには配置しておらず、現地社長や営業担当の方などが知財に関する業務も担当しています。そして、ブラジルではいわゆるブラジルクストと呼ばれる、複雑な税制、労働者に過度に有利な労働法や治安の悪さなどといった問題への対応に経営資源の多くを割く必要があるため、模倣品対策まではなかなか手が回らないというのが実情のようです。

ただ、現地法律事務所によれば、ブラジルの模倣業者は模倣品対策に力を入れていない企業のブランドをターゲットとする傾向がありますので、模倣品の存在に気づきながら何ら対処しないと、商品の種類や顧客層にもよると思いますが、模倣品のシェアが真正品のシェアを上回り、市場から締め出されるなどといった深刻な結果をもたらすおそれがあります。

模倣品が経営に悪影響をもたらす可能性があることは、現地でも多くの方が理解されているようですが、「何から手をつければいいのか分からないし、リソースも限られているので、後回しにしておこう。」というのが現地日系企業関係者の模倣品問題に対する一般的な感想ではないかと思えます。

### 4. サンパウロ事務所知財部の取組

上記のような現地日系企業の声を踏まえ、ブラジル日本商工会議所の協力もと、経済産業省製造産業局模倣品対策室（模対室）模倣対策専門官の鷹野弁護士を講師に迎え、現地日系企業を対象とした模倣品対策の基礎を紹介するセミナーを2017年2月にサンパウロで開催しました。セミナーでは熱心な質問や意見が相次ぎ、改めて現地日系企業の模倣品対策への関心の高さが伺えました。



2017年2月のセミナー風景

模倣品対策では、知識習得だけではなく、具体的なアクションを起こすことが重要となります。そこで、経済産業省模対室の支援を仰ぎながら、現地日系企業がブラジルの取締機関に対して真正品と模倣品の判別方法などを説明する場を提供することを目的とした真贋判定セミナーを2017年中実施したいと考えています。

今後も現地日系企業の皆様と連携し、模倣品対策を含めた知財分野から日本企業の対ブラジルビジネスの円滑化を図るための活動を進めてまいります。

コラム：アラブ首長国連邦（UAE）に対する模倣品対策室の取り組み  
経済産業省 模倣品対策室  
模倣対策専門官/弁護士 鷹野 亨



### 1. はじめに

都内の法律事務所では弁護士として企業法務に携わった後、2015年7月に経済産業省の模倣品対策室に着任しました。

私が担当しておりますアラブ首長国連邦（UAE）での模倣品対策の現状について紹介いたします。

### 2. なぜ、UAE？

UAEを担当することになった時、日本から遠く離れたUAEに日本製品の模倣品があるのか、お金持ちの国であるはずのUAEで模倣品を買うような人がいるのか、模倣品といえば中国では... 等と、次々と疑問が浮かびました。皆さんもUAEの被害状況については、あまりご存じないのではないのでしょうか。

UAEで模倣品が多い理由の1つとしては、中東地域にも多数の日本企業が進出し、現地での日本ブランドの価値が高いことが挙げられます。UAEに出張した際、メイドインジャパンの車や家電をいたるところで目にしました。また、タクシーでの移動中、運転手に日本人だと伝えると「日本製品は性能が良いし品質も良いから日本は大好き！行ったことはないけどね。」と言われたこともあり、日本ブランドの人気の高さを実感しました。

UAEで模倣品が流通する一因として、UAEが多国籍国家であることが考えられます。

UAEは高所得層が多い一方で、外国籍の労働者（インド、パキスタン、東南アジア等）も多く、UAE国民と外国籍労働者との間には大きな収入格差があると言われています。UAEと聞いて思い浮かぶのは、超高層ビル「ブルジュカリファ」や巨大商業施設「ドバイモール」など豪華絢爛な景色ですが（写真A）、一方で現地の人たちで賑わう伝統的なスーク街（商店街）もあります（写真B）。模倣品もそのような場所で多く流通しています。

<写真A>ブルジュカリファ



<写真B>スーク街の様子



### 3. 外国政府への働きかけとは？

模倣品対策室のメインの役割は、政府間対話やキャパシティビルディング事業等を通じて、侵害発生国の政府機関に模倣品対策の要請や協力を働きかけていくことです。

UAEにおいて、日本企業の方々から挙げられる模倣品問題は、大きく2つあります。1つは、商標権侵害の刑事摘発を行った場合に課せられる罰金額が低く侵害者への抑止力が不十分であること<sup>1</sup>です。もう

<sup>1</sup> UAE商標法では商標権侵害の刑事罰について、罰金額が最低5,000ディルハムと規定されています。日本企業からは商標権侵害の刑事事件で最低額の5,000ディルハムの判決が多く模倣品の抑止につながらないと言われております。もっとも、新反不正商品法の制定（2016.12）により厳しい罰則が導入される可能性もあり、今後の動きが注目されます。

1つは、UAEにあるフリーゾーン<sup>2</sup>が模倣品拡散のハブとなっている可能性があることです。

これらの問題の解決には、現地政府機関の協力が不可欠です。様々な政府機関が関わる問題ですが、前者については裁判所、後者についてはフリーゾーンを管理するフリーゾーン庁及び取締機関（税関、警察等）が主な相手方となります。加えて、首長国知的財産協会（EIPA）<sup>3</sup>もUAEの知財保護について大きな影響力を持っています。

実際に現地政府機関と交渉する際は、企業やジェトロの皆様と協力して、罰金額の統計を調査したり他国と法律制度の比較を行ったりする等、相手方を説得する材料を集めながら、問題意識の共有を目指してきました。

一口にUAEの模倣品対策といっても、UAEと日本とはインセンティブが異なります。UAE側は自国の消費者の保護を目的とし、日本側は権利者の知財権保護を目的としているからです。中には、「模倣品も結構品質がいいよ」、「正規品が高いからだ」、「知財云々の前にもっと経済的に支援してくれ」と回答に窮することを言われることもありました。

しかしながら、そのような立場の違いを乗り越えて、共通の敵である模倣品の撲滅に向け両方で協力できることを模索してきました。

そして、模倣品対策室はUAE政府に対し、具体的な協力案として、上記刑事罰の問題とフリーゾーンをテーマとするワークショップの共催を提案しました。根本的な問題解決のためには、UAE政府が主体的に模倣品問題に取り組む環境が必要と考えたからです。

何度も話し合いを重ねる中で、UAE政府からも日本の司法制度について勉強したい、関係省庁も巻き込んで大規模に行いたい等積極的な発言が出てきており、現在ワークショップの開催に向けて調整を進めております。一筋縄ではいかない問題ではありますが、ともに協議することで、解決に向けての一步となればと思います。

<写真C>ジュベルアリ・フリーゾーン庁との会議



<写真D>UAE司法研修所との会議



#### 4. おわりに

刻々と変化する模倣品問題に対抗するためには、官民、業界等の垣根を越えてオールジャパンのチームワークで取り組んでいくことが大切です。模倣品対策室での業務も、権利者の皆様との連携なしには何もできません。民から出向した自分が官として何ができるかを考えながら、多くの人と知恵を絞り共闘できたことは私にとって大きな財産となりました。

模倣品対策室では、他にも国際会議の調整やセミナーの主催・運営など様々な業務に携わることができました。弁護士が、従来の弁護士業務の枠を超えて、専門性を生かしながら活動できるフィールドはまだまだ広がっていると思います。残りの任期も鋭意取り組んでいきたいと思っています。

<sup>2</sup>フリーゾーンとは、投資を促進するための特別経済地域であり、進出企業には税制等で優遇措置があります。UAE（特にドバイ）には、ジュベルアリ港やドバイエアポート等数多くのフリーゾーンがあります。

<sup>3</sup> Emirates Intellectual Property Association: UAEにおける知的財産犯罪に関する啓発、並びに、知的財産犯罪撲滅のために必要な知識の関係政府機関及び民間セクターへの提供を目的として2010年に設立されたNGO団体。ドバイ警察を中心に政府機関も参加。

コラム：模倣品の現場の声  
 経済産業省模倣品対策室  
 模倣対策専門官 脇野俊二

小職は、官民交流人事で2015年9月から模倣品対策室にて勤務しております。それまではメーカーで働いておりました。ここでは、そのような小職が模倣品対策室で考えていることの一部をご紹介しますと思います。

1. 模倣品対策概観

現在思いつく限り、模倣品問題を解決する方策の概観を書き出しました（下位の階層には具体的な事業や取組みがありますが、省略しています）（図1）。当然、模倣品対策室で全て完結できる訳ではありませんが、これらの方策を推進するために、関係省庁や外部専門家等とも連携しつつ、本年次報告記載の様々な取組みで、協力と要請のサイクルを回すことを心がけております。

2. 模倣品の現場

一般に、日本のメーカーにおいては、本質的な課題解決には「現場・現物・現実」（いわゆる3現主義）が必要であると、ことあるごとに徹底されていると思います。「まさか、そんなこととは知らなかった」等、失敗の原因を回避するための考え方で、数字、伝聞等で判断するのではなく、自ら問題が発生している現場に足を運び、現物を確認し、何が起きているのかを肌で感じ、現実に向き合うこととされています。

この3現主義に通じる印象的な経験として、ベトナム ハノイのドンスアン市場の関係者の方々との交流がありましたので、以下にご紹介したいと思います。

これは、約130名の店舗経営者向けに、反模倣品をテーマとするセミナー（2016年7月）と検証会合（2016年11月）を実施したもので、セミナーにおける主なプレゼンターと発表内容は以下の通りです。

- ・商工省市場管理局：
  - 市場に流通している商品の証憑に関する規定、ラベリングに関する規定、模倣品の製造・販売活動に対する処罰
- ・ドンスアン市場運営会社：
  - 模倣品排除の取組み（テナント契約における模倣品販売の扱いを含む）
- ・日本の権利者企業：
  - 各社模倣品の品質・安全性の分析結果、真正品の購買方法

【セミナー前の市場巡回】



【セミナー会場、反模倣品誓約書の署名】



会場が暑く、長時間に亘るセミナーでしたが、参加者の方々の態度は想像以上に真剣なものでした。その背景は、発表内容が知財関連の法律の紹介や真贋判定方法の紹介に止まらず、自らの事業に直接的な影響がある内容と受け取られたからだと感じました。

この経験を通じ、模倣品に関わる方々の行動の背景を考えてみました（図2）。

少なくともベトナムにおいては、市場で模倣品に関わっている方の多くは、上図の水面上の知識（知的財産法の概要等）等を有する一方、外部からは見えにくい、水面下の要素が強く影響し、なお模倣品への関わりを続けている状態ではないかと考えています。

例として、セミナー準備のために複数回会合を行った市場運営会社のド・スアン・トゥイ社長とのやりとりにおいて、社長の発言はこのような商売の現場の実情を端的に表した内容と思いましたので以下に記しておきたいと思います。

「模倣品は飛ぶように売れる」  
 「取締りをしてでも再び販売されるため、模倣品販売は続いている」

「セミナーの目的は、店舗の人々の意識を改善すること。本人が意識を変えないとだめ」

「最も重要となるのが正規品の取扱方法であり、模倣品の代わりに、どこで正規品を購入できるのかという情報提供である。入居店舗も生活がかかっているため、一方的に模倣品を取り扱わないように伝え

るだけでは効果がない」

以上を踏まえますと、今後も、「なぜ模倣品に関わり続けるのか」という背景に思いを巡らせつつ、侵害発生国政府や市場運営会社と連携した取組みを方策とするべきではないかと考えております。

### 3. 所感

小職にとって、模倣品対策室での勤務はダイバーシティ体験です。これまでの会社員人生では全く接点の無かった方々と交流することも多々あり、自分とは異なる考え方や物の見方等に接することで、日々、大いに勉強させて頂いていると実感しています。御世話になっております皆様方にこの場を借りて御礼申し上げます。

図1 侵害発生国の模倣品問題を解決する方策（例）

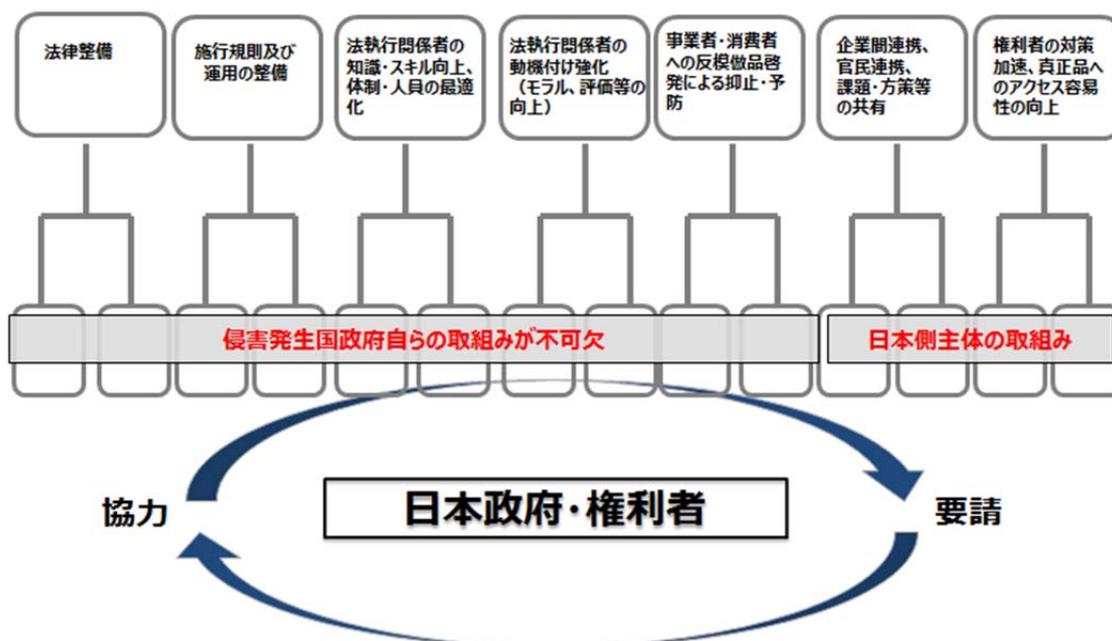
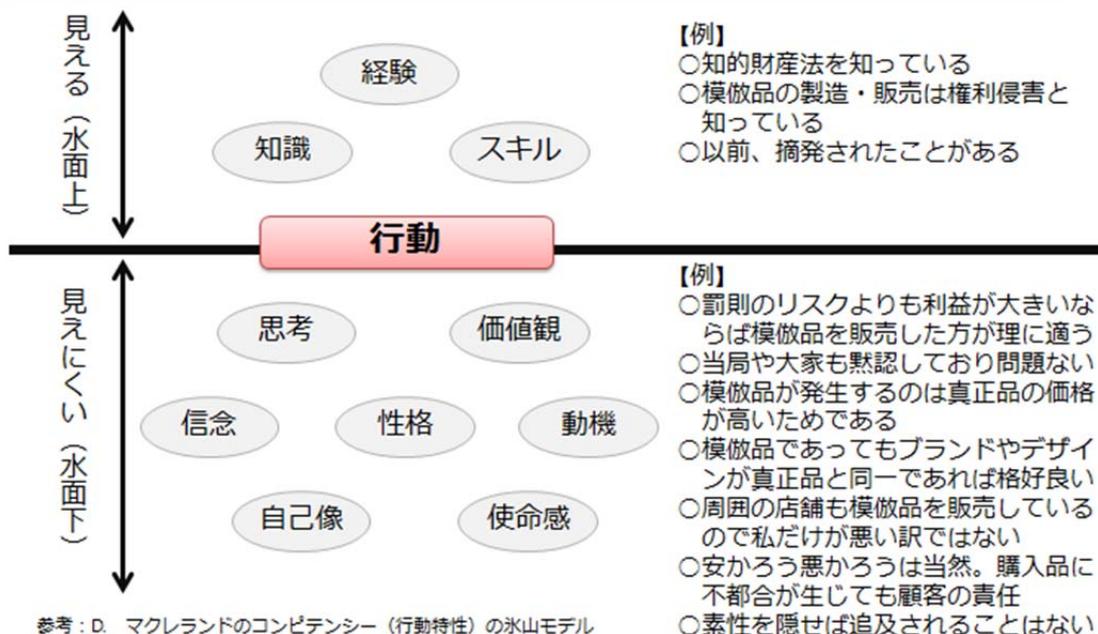


図2 模倣品を製造・販売する行動の背景（仮説）





# 【参考資料】

## 知的財産推進計画 2016 (関連部分抜粋)

### 第 1. 第 4 次産業革命時代の知財イノベーションの推進

#### 1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築

##### <<デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策>>

- ・リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、対応すべき行為の範囲等、法制面での対応を含め具体的な検討を進める。(短期・中期)(文部科学省)
- ・オンライン広告対策に関し実態調査を行うとともに、それを踏まえつつ、悪質な知財侵害サイトに対するオンライン広告への対応方策について具体的な検討を進める。(短期・中期)(経済産業省)
- ・インターネット上の知財侵害に対する諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況の把握等を通じ、その効果や影響を含めて引き続き検討を行う。(短期・中期)(内閣府、関係府省)
- ・ネットワーク関連発明について、海外に置かれたサーバーから我が国ユーザーを対象にサービスが提供される場合等の国境を跨いで構成される侵害行為における知財の適切な保護の在り方について、調査研究を行う。(短期)(経済産業省)
- ・インターネット上の知財侵害対策の実効性を高めるため、プラットフォーマーとの連携の促進に取り組む。(短期・中期)(総務省)
- ・インターネット上の著作権侵害への対応に関する具体的な事例に即した実践的な権利者向けセミナーを新たに開始する。また、海賊版対策のための普及・啓発活動や権利行使に資する情報の整理・提供に引き続き取り組む。(短期・中期)(文部科学省)

#### 2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進

##### <<営業秘密保護の強化>>

(営業秘密侵害品に係る水際措置導入)

- ・営業秘密侵害品に係る水際措置の導入について、2016 年 3 月に関税定率法等の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、6 月の施行に向け必要な措置を講ずる。(短期)(財務省、経済産業省)

## 第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透

### 2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進

#### <<農林水産分野等における知財戦略の推進>>

(農林水産物・食品等の地理的表示(GI)の活用促進)

・農林水産物・食品等の地理的表示(GI)保護制度の活用促進のため、引き続きGIの登録申請に係る相談を受け付ける窓口を整備するとともに、制度の普及・啓発、理解促進、制度の活用による地域ブランド製品のビジネス化の支援を図るほか、海外におけるGI産品を含めた我が国農林水産物・食品等に対する知財侵害対策を推進する。(短期・中期)(農林水産省)

## 第3. コンテンツの新規展開の推進

### 1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化

#### <<模倣品・海賊版対策>>

(正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策)

・海外における正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等により、侵害発生国での模倣品・海賊版対策を強化する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、総務省、財務省、外務省、農林水産省)

・相手国政府との関係を強化し、海外での取締体制の支援を促進するため、取締機関職員を対象にした真贋判定セミナーや各種研修等を通じて人材育成を行うとともに、日本招へい等において関係機関との意見交換を行う。(短期・中期)(財務省、経済産業省、文部科学省、法務省)

・侵害発生国・地域における著作権保護の強化や違法コンテンツ流通の防止に向け、現地の集中管理団体制度の整備等、著作権法制面での権利執行の強化を支援するための調査、フォーラム及びセミナーを実施する。(短期・中期)(文部科学省)

・海賊版対策を含め著作権制度の環境整備を進めるため、世界知的所有権機関(WIPO)及び二国間協力の枠組みを活用し、著作権集中管理制度整備のための研修やセミナーの実施、著作権セミナーなどの普及・啓発活動を推進する。(短期・中期)(文部科学省)

・海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。(短期・中期)(経済産業省、文部科学省、外務省)

(国内における侵害対策と啓発活動の着実な実施)

・関係機関、権利者との連携強化により、模倣品・海賊版の違法な国内流通に対する国内取締りや、小口化・分散化が進む知財侵害物品の水際取締りを一層強化する。(短期・中期)(財務省、警察庁)

・模倣品・海賊版を容認しない、購入しないという国民の知識と意識の更なる向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期)(財務省、警察庁、経済産業省、文部科学省、農林水産省、消費者庁)

#### 第4. 知財システムの基盤整備

##### 2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化

###### <<国際連携の推進>>

(通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化)

・TPP協定の実施のために必要な知財制度の整備を行うとともに、今後の自由貿易協定(FTA)／経済連携協定(EPA)等の二国間・多国間協定交渉において、知的財産の保護強化、模倣品・海賊版対策を積極的に取り上げ、ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)やTPP協定等の高いレベルの国際協定の規定を規律強化の基礎として有効に活用しつつ、国際的に調和した知財制度の整備と実効的な法執行の確保に努める。(短期・中期)(外務省、財務省、経済産業省、文部科学省、農林水産省、総務省、法務省)

(附表) 「知的財産推進計画2016」工程表

項目番号	2016本文掲載施策	項目名	施策内容	担当府省	短期			
					2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
<b>第1. 第4次産業革命時代の知財イノベーションの推進</b>								
<b>1-1. デジタル・ネットワーク化に対応した次世代知財システムの構築</b>								
13	○	デジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策	リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に關して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、対応すべき行為の範囲等、法制面で対応を含め具体的な検討を進める。(短期・中期)	文部科学省	リーチサイトを通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応に關して、リーチサイトによる侵害の実態等も踏まえ、法制面で対応を含め検討。	左記の取りまとめを踏まえ、必要な取組を実施。		
			オンライン広告対策に關し実態調査を行うとともに、それを踏まえつつ、悪質な知財侵害サイトに対するオンライン広告への対応方策について具体的な検討を進める。(短期・中期)	経済産業省	オンライン広告に關する実態調査を実施するとともに、必要に応じて、悪質な知財侵害サイトに対するオンライン広告への対応方策について具体的に検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			インターネット上の知財侵害に対する諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況の把握等を通じ、その効果や影響を含めて引き続き検討を行う。(短期・中期)	内閣府 関係府省	インターネット上の知財侵害に対する諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況について調査研究等を通じて実態を把握し、我が国に導入した際の効果や影響を含めて検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。		
			ネットワーク関連発明について、海外に置かれたサーバーから我が国ユーザーを対象にサービスが提供される場合等の国境を跨いで構成される侵害行為に對する知財の適切な保護の在り方について、調査研究を行う。(短期)	経済産業省	ネットワーク関連発明における、国境を跨いで構成される侵害行為に對する適切な権利保護の在り方について、外部有識者による委員会を組織するなどして検討を行う調査研究を実施。	左記の調査研究の結果を踏まえ、必要な取組を実施。		
			インターネット上の知財侵害対策の実効性を高めるため、プラットフォームとの連携の促進に取り組む。(短期・中期)	総務省	インターネット上における不正コンテンツの流通抑制に向け、放送局、プラットフォーム等の関係者による今後の対応策を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			インターネット上の著作権侵害への対応に關する具体的な事例に關し実証的な権利者向けセミナーを新たに開始する。また、海賊版対策のための普及啓発活動や権利行使に資する情報の整理・提供に引き続き取り組む。(短期・中期)	文部科学省	インターネット上の海賊版対策に關する著作権者向けのセミナーを実施するとともに、侵害実態調査や、権利行使に資する情報の整理・提供に取り組む。また、海賊版対策のための普及・啓発活動を推進。	左記の実施状況を踏まえ、引き続き、インターネット上の著作権侵害への対応に關する必要な取組を実施。		左記の実施状況を踏まえ、必要な措置を実施。
14		インターネットを通じた知財侵害への対応	インターネットを利用する消費者への模倣品・海賊版被害の発生・拡大防止のため、消費者への注意喚起を行うほか、検索結果から違法サイトの表示抑制要請、模倣品・海賊版を扱うサイトにおいて広告出稿の抑止要請、銀行等と連携した決済処理対策、セキュリティソフト等を通じた注意喚起などの取組を行う。(短期・中期)	経済産業省	各国の取締機関やインターネット配信事業者などと連携し、海賊版の取扱いやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進するとともに、オンライン侵害対策の強化に資する権利者とセキュリティソフト開発会社や課金事業者等との連携に向け、必要に応じて支援。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			海外著名ファッションブランドの権利者等と連携し、模倣品販売が確認されたサイト等の悪質な海外ウェブサイトの公表を推進。また、模倣品販売に關する消費者トラブル等について、消費者に對して必要な情報を提供。	消費者庁		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。		
			CIPP等民間が実施するインターネット上の模倣品・海賊版対策について、関係府省と連携しつつ必要に応じた措置を実施。	内閣府		左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			電子商取引等に關する法令の解釈を示す「電子商取引及び情報取引等に關する準則」において、商標法や著作権法等の解釈に關する論点を含めた整備を行い、民間における適切なルール形成を支援。	経済産業省		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
			インターネットサービスプロバイダと権利者等によるコンテンツ侵害対策に關する自主的な取組を支援。	総務省		左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。		
			ウイルス対策ソフト事業者等と連携し、海外の偽ブランド品販売サイトによる消費者被害の拡大防止に向けた取組を実施。	警察庁		引き続き取組を実施。		
CIPP等民間が実施するインターネット上の模倣品・海賊版対策について、関係府省と連携しつつ必要に応じた措置を実施。	消費者庁		左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。					

1-2. オープン・イノベーションに向けた知財マネジメントの推進						
49	○	営業秘密侵害品に係る水際措置導入	営業秘密侵害品に係る水際措置の導入について、2016年3月に開税法の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、6月の施行に向け必要な措置を講ずる。(短期)	財務省	営業秘密侵害品に係る水際措置の導入について、2016年3月に開税法の一部を改正する法律が成立したことを踏まえ、6月の施行に向け必要な措置を実施。	
			経済産業省			
第2. 知財意識・知財活動の普及・浸透						
2-2. 地方、中小企業、農林水産分野等における知財戦略の推進						
77	○	農林水産物・食品等の地理的表示(GI)の活用促進	農林水産物・食品等の地理的表示(GI)保護制度の活用促進のため、引き続きGIの登録申請に係る相談を受け付ける窓口を整備するとともに、制度の普及・啓発、理解促進、制度の活用による地域ブランド製品のビジネス化の支援を図るほか、海外におけるGI産品を含めた我が国農林水産物・食品等に対する知財侵害対策を推進する。(短期・中期)	農林水産省	2016年度の補助事業「地理的表示等活用総合対策事業」を通じて、昨年度に引き続き登録支援窓口を通じた申請支援を実施するほか、GIの普及啓発、理解促進、GIの活用による地域ブランド製品のビジネス化の支援及び海外におけるGI産品を含めた我が国農林水産物・食品等に対する知財侵害対策を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
第3. コンテンツの新規展開の推進						
3-1. コンテンツ海外展開・産業基盤の強化						
106	○	正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策	海外における正規版コンテンツの流通拡大のための取組を促進するとともに、政府間協議や、官民一体となった相手国政府への働き掛け等により、侵害発生国での模倣品・海賊版対策を強化する。(短期・中期)	経済産業省	各産業界からの要望を踏まえ、日中間を始めとする政府間交渉の場や知的財産保護官民合同代表団の派遣を通じ、模倣品・海賊版や冒認商標出願といった知財侵害について、インターネット上を含め、その対策強化に向けた要請や協力を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				文部科学省	各国の取締機関やインターネット配信事業者などと連携し、海賊版の取締りやオンライン上の侵害コンテンツの削除を推進するとともに、オンライン侵害対策の強化に資する権利者とセキュリティソフト開発会社や検索サービス提供者事業者等との連携に向け、必要に応じて支援。	
				総務省	権利者・関係団体からの要望を踏まえ、日中著作権協議・日韓著作権協議を始めとする交渉・協議の場を通じて、著作権侵害対策の強化に向けた要請や協力を実施。平成24年度からは対象国を拡大し、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナムとも協議を実施。相手国の対策状況をフォローし、以後の働き掛けに活用。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				総務省	「一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)」の活動の支援、「国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)」による官民合同ミッションへ参加。	
				総務省	海賊版対策の実効性の強化に向け、関係団体、関係企業等と連携し、ASEANにおける政府機関とのネットワーク強化等を推進。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				財務省	税関当局間協議等により、侵害発生国での模倣品・海賊版の水際対策強化を要請。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				外務省	各産業界からの要望を踏まえ、侵害発生国との協議やワーキンググループなどの場を通じ、関係府省と連携しつつ、模倣品・海賊版等知財侵害対策の強化や正規版の流通拡大に向けた取組の支援を実施。	左記の取組状況を踏まえ、引き続き必要な取組を実施。
農林水産省	侵害発生国における模倣品・海賊版対策を強化するため、官民が一体となった相手国政府への働き掛けや各関係機関との定期的な情報交換を行うほか、海外現地調査により発見した模倣品等について、日本企業・関係団体等に対し情報提供を実施。	引き続き左記の取組状況を踏まえ適切な施策を実施。	引き続き、左記の取組を実施。	引き続き、左記の取組を実施。		

106	○	正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策	財務省	途上国・新興国税関に対し、知的財産侵害物品の水際取締能力の構築を目的とした人材育成を支援するため、技術協力を実施。実施に当たっては、国際機関（世界税関機構等）や産業界との積極的な協力も推進。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			経済産業省	各産業界からの要望や相手国政府からの要請等を踏まえ、侵害発生国の政府機関職員等を対象とした知財保護セミナーや真贋判定セミナーを開催。 侵害発生国の政府機関職員等を日本へ招へいし、日本の政府機関や産業界との意見交換の場を設け。 また、侵害発生国における模倣品流通の抑止に向けて、当該国政府と日本政府及び日本企業等が協力し、共同事業の実施に向けた意見交換を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			文部科学省	侵害発生国・地域の取締機関職員等を対象とした日本コンテンツの真贋判定セミナーを実施。 また、当該国・地域における法制面での権利執行の強化を支援するための著作権法制担当者や取締機関職員等を対象としたフォーラムやセミナー、訪日研修を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			法務省	模倣品・海賊版への対策には刑事罰等による担保が重要であるところ、JICA「ミャンマー法整備支援プロジェクト」を通して、ミャンマー連邦法務長官府及びミャンマー連邦最高裁判所の司法関係者等を対象とし、知財裁判制度の構築に向けた本邦研修を実施。 また、日弁連知財センター等と連携し、知財裁判制度設置に向けた現地セミナーを開催するとともに、大学教授、元裁判官等有識者で構成される支援委員会を通じ、知財裁判制度設立に向け継続的に支援を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
			文部科学省	侵害発生国・地域における著作権保護の強化や違法コンテンツ流通の防止に向け、現地の集中管理体制制度の整備等、著作権法制面での権利執行の強化を支援するための調査、フォーラム及びセミナーを実施する。（短期・中期）	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			文部科学省	世界的所有権機関（WIPO）と協働し、アジアの侵害発生国などの政府職員等を対象として、著作権や著作権隣接権に関するシンポジウムや研修プログラムを実施。また、侵害発生国政府と連携し、普及・啓発イベント等を実施するなど、侵害発生国における著作権の普及・啓発活動を支援するとともに、普及・啓発活動を促進するための関係者間のネットワーク・プラットフォームの形成を支援。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。

106	○	正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策	海外における我が国企業の模倣品・海賊版対策を支援し、効果的な知的財産権保護を促進するため、現地における知的財産権制度、被害実態等に関する調査を実施する。(短期・中期)	経済産業省	我が国企業の海外における知的財産権保護を支援するため、我が国企業の知的財産権の侵害が多く発生しているアジア諸国を中心に、当該国の知財制度及びその運用、法令改正の動向、知的財産を巡る情勢や被害実態などを調査し、最新の情報を模倣対策マニュアルの提供やセミナー開催などを通じて提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
				文部科学省	侵害発生国・地域の著作権に係る権利執行のための法的枠組み・執行状況・被害実態等の調査を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				外務省	在外公館を通じた知財制度の調査を強化するとともに、各種協議などの場を活用して普及・啓発などの取組を相手国側へ働きかけ。	左記の状況を踏まえ、引き続き必要な取組を検討。
			関係機関、権利者との連携強化により、模倣品・海賊版の違法な国内流通に対する国内取締りや、小口化・分散化が進む知財侵害物品の水際取締りを一層強化する。(短期・中期)	財務省	権利者との連携強化や、全国の税関における集中取締りの実施などにより知財侵害物品の水際取締りを一層強化。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				警察庁	サイバーコントロールや権利者との連携等によって連絡情報の収集に努め、商標法違反事件及び著作権法違反事件の取締りを推進。 ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の取締りを強化。	引き続き取組を実施。
				財務省	国民の意識啓発を促進するため、広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
			模倣品・海賊版を容認しない、購入しないという国民の知識と意識の更なる向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期・中期)	警察庁	警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表。 不正商品対策協議会が主催する「不正商品撲滅キャンペーン」に協力し、知的財産権の保護や不正商品の排除に向けた広報啓発を実施。 官民の普及・啓発活動と連携し、ファイル共有ソフトを使用するといった悪質なインターネット上の著作権侵害事犯の抑止のための広報を実施。	引き続き取組を実施。
				経済産業省	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内における消費者を対象とした模倣品・海賊版撲滅キャンペーンを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。
				文部科学省	一般の国民、都道府県の著作権事務担当者、図書館職員及び教職員を対象として開催する各種講習会・セミナーやホームページを通じて、著作権保護に関する普及・啓発を実施。	引き続き取組を実施。
				農林水産省	模倣品・海賊版に対する国民の知識と容易に購入しないという意識の向上のため、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進。	
				消費者庁	模倣品販売に関する消費者トラブル等について、消費者に対して必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
			<b>第4. 知財システムの基盤整備</b>			
<b>4-2. 世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化</b>						
143	○	通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化	外務省	TPP協定の実施のために必要な知財制度の整備を行うとともに、今後のFTA/EPAや投資協定等の二国間・多国間協定の交渉を通じて、我が国産業界の要望を踏まえつつ、交渉相手国の知財制度の整備や実効的な法執行の確保等を促し、ACTAやTPP等の規定を基盤とした高い水準の知財保護が達成されるよう、積極的に働き掛け。	引き続き、左記の取組の実施。	
			財務省			
			経済産業省			
			文部科学省			
			総務省	我が国が既に要請した内容について相手国の対応状況をフォローするとともに、新たに発生した課題について産業界の要望も踏まえつつ、引き続きこれらの枠組みを活用して解決を図る。	引き続き、左記の取組の実施。	
			法務省			
			農林水産省	ACTA(偽造品の取引の防止に関する協定)に関し、協定を巡る国際情勢を踏まえつつ、既署名国を中心とした他国に対して、引き続き批准・参加を働きかけ協定の早期発効を目指す。また、二国間の経済協議等において知的財産の保護強化を積極的に取り上げるなど各国のエンフォースメント強化に向けた取組を推進。	相手国の対応状況をフォローし、状況を踏まえつつ、継続的な働きかけを実施。	

## 第5回日中知的財産権 WG 議事録（日本側作成）

2016年6月28日、日本国経済産業省と中華人民共和国商務部との「知的財産権保護に関する交流と協力に関する覚書」に基づき、第5回日中知的財産権 WG が東京において開催された。

日本側より、経済産業省、特許庁、内閣府知的財産戦略推進事務局、警察庁、財務省、外務省、文化庁、農林水産省が出席し、中国側より商務部、農業部、国家版權局、国家知識産権局、税関総署、國務院法制弁公室が出席した。議長は、小林洋司経済産業省大臣官房審議官、陳福利商務部条約法律司副司長が務めた。

WG の議題と主な議論の内容は以下のとおりであった。

## 1. 知的財産戦略に関する情報交換

日本側より、「知的財産推進計画2016」について説明した。中国側より、2008年に策定された国家知的財産権戦略綱要の目標を達成したこと、2015年12月、新たに2020年までのイノベーション型知財強国を目指すための計画を発表したとの発言があった。

双方は、日中が知的財産戦略において共通する関心事項があるとして継続的に交流を行っていくことが有益であるとの認識を共有した。

## 2. 日中知的財産権法律制度の最新動向

日中双方は、2015年5月に開催された第4回日中知的財産権 WG 以降のそれぞれの知的財産立法の動向等について紹介した。日本側は特許法及び不正競争防止法等の改正について紹介をした。中国側は、専利法、著作権法、専利代理条例、職務発明条例の内容及び改正状況等について紹介をした。日中双方は、ともに関心を持つ課題があり、今後も交流を重ねていく必要があるとの認識を共有した。

## 3. インターネット上の知財権侵害対策

日中双方は、インターネット上での模倣品・海賊版による侵害状況及び取り締まりの状況について紹介し、これらの侵害行為への対応について情報共有と連携が積極的な役割があるとして、今後適切な状況の下で協力関係を強化していくことで認識を共有した。

これに関して日本側より、法執行担当者向けインターネット協力交流（招聘）事業及び国家工商行政管理総局と経済産業省との間で締結された大臣級の覚書に基づく事務レベル WG の再開及び侵害対策を行っている民間団体等との更なる協力体制の構築に関する提案があった。また、日本側から中国側に対して、違法サイトの削除要請に係る情報提供先機関と必要な追加情報について確認があった。中国側よりネット上の海賊版対策の一環として実施している「劍網行動」及びインターネットによる模倣粗悪品販売などの違法行為の取り締りとして実施された「紅盾網劍」に関する情報提供があった。

加えて、日本側より、インターネット上の動画配信規制の影響により、サイマル配信が難しくなることによる海賊版の増加、日本コンテンツの正規流通が困難となることについての懸念を述べ、日中韓文化コンテンツ産業フォーラムやアジア・コンテンツ・ビジネス・サミット（ACBS）等のマルチ会合、日中著作権協議、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）を通じた議論の継続を提案した。

中国側より、国家工商行政管理総局、公安部及び新聞出版広電総局に日本側の提案を伝達するとの発言があるとともに、インターネット上の海賊版の問題は日中で協力して対応する必要があるとの発言があった。

#### 4. 国際的な技術移転の促進

日本側より、日中双方が互いに技術移転を通じてイノベーションを促進していくため、両国の制度の比較を中心に、国際的な技術移転の促進・円滑化に寄与するベスト・プラクティスの検討の提案があった。また、中国の技術輸出入管理条例について、技術供与側に負担が発生し、技術移転を遅らせる可能性があるのではないかとの発言があった。

これに対し中国側より、技術輸出入管理条例について説明するとともに、中国には技術を譲受する側の立場にも配慮する考え方があるところ、いずれにしても内外からの技術移転において当事者双方に公平・公正な形を形成することが重要であり、その点については引き続き討議したいとの発言があった。

#### 5. 中国の植物新品種保護に向けた動向

中国側より、植物新品種保護に係る規定を追加した改正種子法の概要等について紹介した。

日本側は、植物新品種の保護について今後もあらゆる機会を捉えて協議していきたいとの発言を行い、中国側にUPOV 91年条約締結の検討について提案した。中国側からは同条約締結に向けた作業を進めるスタンスにある旨発言があった。

#### 6. 模倣品・海賊版の国際的な流通への対応

日本側より、侵害発生国における真贋判定セミナー、中越国境プロジェクト等、模倣品・海賊版の国際的な流通阻止のための取組について紹介するとともに、両国の協力として、権利者情報活用の提案、模倣品事犯に係る日本警察からの情報提供可能な項目についての説明があった。

中国側より、清風行動等の模倣品・海賊版の国際的な流通阻止のための取組について紹介があるとともに、日本側提案の権利者情報については、情報提供については歓迎するが、その内容や手法について検討する必要があるとの発言があった。

#### 7. 行政機関の連携強化

日本側より、中国側の知的財産権保護の取組について謝意を述べるとともに、全国的な模倣品撲滅の特別行動や異なる行政機関同士での同時摘発等により、更なる模倣品摘発の推進について提案があった。加えて、日本政府と国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）による官民合同訪中団の派遣、取締関係機関との対話と交流を引き続き推進することを提案した。

中国側より、部局間の協力集約化を目指し、行政機関相互の連携や行政機関と司法機関との連携を強力に進めていることの紹介に加え、今後とも日本からの官民合同訪中団との対話と交流を引き続き推進したいとの発言があった。

#### 8. 商標分野における協力関係

日本側より、TM5の枠組の中で多国間での商標分野における協力、2009年8月に日本国経済産業省と中国国家工商行政管理総局との間で締結した大臣級の覚書に基づき二国間での商標分野における協力を推進したい旨述べた。

中国側より、日中の交流を多様化することが重要であり、日本側が提案した協力の推進については、国家工商行政管理総局に伝達するとの発言があった。

#### 総括

日中双方は、本WGは前代を引き継ぎ新たな成果を積み上げるものとして、積極的な意味があるとの認識を示し、第6回日中知的財産権WGを、2017年に中国で開催することにつき合意した。

## 中小企業等海外侵害対策支援事業の概要（模倣品対策支援事業）

『海外で知的財産権の侵害状況を把握し、侵害対策に取り組みたい』

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対する模倣品の製造元や流通経路の特定等の調査、模倣品業者への警告文作成経費、行政摘発にかかる費用を補助します。

### 対象となる方

海外展開を図る我が国の中小企業で、海外において自社の保有する知的財産権の侵害を受けている企業

### 支援内容

海外で知的財産の侵害を受けている中小企業に対し、独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の海外ネットワークを通じ、現地での侵害調査を実施し、実態把握や必要な証拠を収集するための侵害調査の費用、模倣品業者への警告文作成費用、また行政摘発にかかる費用の2/3を支援しています。

補助対象経費：現地侵害調査費用、模倣品業者への警告文作成費用、行政摘発費用 等

助成内容等：2/3（上限額 400 万円）

募集期間等：2017年4月17日から10月31日まで  
※ただし、助成枠が一杯となり次第終了。  
 また、申請時期により一部受付出来ない場合があります。

事業の詳細：JETROのHPからご確認ください。  
 （URL: [https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html)）

### 利用方法

- （1）JETRO 知的財産課（下記受付窓口）へ申請書を提出
- （2）申請内容の審査後、補助金交付対象を決定
- （3）JETRO が委託した海外調査機関により、知的財産侵害調査及び警告文の作成、行政摘発を実施
- （4）結果を申請者へ報告

<お問い合わせ・受付窓口>

独立行政法人日本貿易振興機構 知的財産・イノベーション部 知的財産課  
 電話：03-3582-5198

## 新情勢下の知的財産権侵害と模倣・粗悪商品生産販売の取締強化に関する

### 国务院の意見

国発〔2017〕14号

各省・自治区・直轄市の人民政府、国务院の各部委・各直属機構へ

知的財産権侵害と模倣・粗悪商品生産販売（以下「権利侵害と模倣」という）取締業務を更に強化し、国家知的財産戦略の着実な実施を保障し、公平競争の市場秩序を維持し、法治化、国際化、利便化の経営環境を改善するため、以下の意見を提出する。

#### 一、全体的要求

（一）指導的思想。全面的に中国共産党第十八回全国代表大会と十八期三中、四中、五中、六中総会精神を徹底し、着実に習近平総書記の一連の重要な発言の精神、国政運営の新理念・新思想・新戦略を徹底し、着実に党中央・国务院の施策・手配を実行し、「五位一体」の全体的配置を統合・推進し、「四つの全面」の戦略的配置を協調・推進し、革新、協調、グリーン、開放、共有の発展理念をしっかりと樹立・徹底し、社会主義核心価値観を力強く発揚・実践し、市場監督管理体系と監督管理能力の近代化に力を入れ、関連法規と基準を改訂・改善し、監督管理の制度とメカニズムの改革・革新を行い、情報技術等の新技術・新手段の運用を強化し、事中事後監督管理を強化し、全面的に権利侵害と模倣取締業務レベルを向上させ、知的財産強国の建設を加速し、全面的な小康社会（ややゆとりを実感できる社会）の建設という奮闘目標を実現するために力強い支持を与える。

（二）基本的原則。

法により治理する。権利侵害と模倣取締の法規制度の制定を強化し、厳重に公正・高度な法執行を規範化し、公正司法と全民守法を推進し、権利侵害と模倣取締業務が始終して法治軌道に沿って進むように保障する。

取締と建設を結び付ける監督管理方式と手段の革新を行い、人民大衆の生命と財産安全に影響を与える目立つ問題を対象に集中的に取締り、断固として権利侵害と模倣の多発傾向を抑制する。メカニズム建設を強化し、総合的治理能力を向上させ、全力で権利侵害と模倣を生み出す土壌を取り除く。

統合協力を進める。権利侵害と模倣取締業務の統合協調を強化し、部門間と地域間の協力を密接にし、地域内と個別段階への監督管理から、複数地域、複数部門と産業チェーン全体への監督管理に転換する。

社会共治を進める。業界組織の業界自律と協調管理の役割を果たさせ、メディアと公衆が監督に参加するように推奨し、十分に各界の積極性を引き出し、政府、企業、社会組織と公衆の共同参加する局面を形成する。

（三）業務の目標。2020年までに、権利侵害と模倣の多発傾向が効果的に抑制され、市場監督管理体系と監督管理能力の近代化レベルが明らかに向上し、法規体系が更に健全化し、業務メカニズムが更に改善され、経営環境が更に規範化され、行政法執行、刑事法執行、司法審判、早期な権利保護、仲裁調停、業界自律、社会監督が協調して運行する権利侵害と模倣取締業務の体系は基本的に形成されている。

#### 二、部門間・地域間の総合的治理を推進する

（四）重点分野での集中的取締を強化する。特別取締と日常監督管理を結び付けるようにし、生命健康、財産安全と環境保護関連の商品及び知的財産権分野の目立つ問題を

重点とし、定期的に特別取締活動を行い、嚴重に権利侵害と模倣違法犯罪行為を取り締まる。抜取検査を重点とする日常監督検査の制度を改善し、インターネットや、農村市場及び都市と農村の隣接地域等での権利侵害と模倣多発分野と地域への監督管理を強化し、オンラインとオフライン治理を結び付けるようにし、違法犯罪活動の組織者、計画者、実施者を徹底して取締り、生産の根源を一掃し、販売ネットワークを取り除き、法により無資格生産経営の「ブラック工場」と「ブラック巣窟」を取締り、公平競争の市場秩序を維持する。

(五) 部門間の法執行協力を強化する。法執行監督管理部門と業界主管部門等は十分にそれぞれの強みを活かし、権利侵害と模倣取締の法執行協力を強化し、法執行監督管理と業界管理等の情報共有を促進し、法執行検査、検証検査、鑑定認定等において支持し合わなければならない。法執行監督管理部門は違法行為がその他部門職責に関わることを発見した場合、関連部門に措置を採るよう速やかに通知し、重大案件の情報源に対して、必要に応じて案件の内容を共同研究し、法執行の提携を行なわなければならない。基層の総合的法執行部門への指導を強化し、監督管理職責を整理し、権力リストを明確にし、監督管理の抜け穴を塞ぎ、総合的法執行機構の権威、高効率、運行と協調を確保し、法執行效能を向上させる。

(六) 地域間の法執行の協調連動を推進する。権利侵害と模倣行為の複数地域やチェーン化の特徴に対して、地域間法執行協力を強化し、複数地域合同会議、情報源通報、証拠引渡、案件協力調査、案件の共同調査処分及び検証鑑定結果互認等の制度の構築を模索し、情報源発見、根源追跡、所在地調査処分のメカニズムを改善し、法執行プロセスと基準の統一化を推進し、隣接地域の基層での法執行協力を強化し、監督管理の空白領域を埋め、権利侵害と模倣商品の生産、流通、販売の産業チェーン全体に打撃を与える。国家地域発展戦略を結合・実施し、北京・天津・河北、長江経済ベルト、汎珠江デルタ地帯等にて着実に権利侵害と模倣取締地域協力を推進し、経験をまとめ、適時に全国に普及する。

(七) 行政法執行と刑事司法の対応メカニズムを健全化する。行政法執行部門と司法機構の情報共有、案件内容通報、案件引渡制度を構築・健全化し、案件引渡の標準とプロセスを改善し、断固として案件の不引渡、案件の引渡難、行政罰により刑事罰に代替させる行為を克服する。行政法執行部門と司法機構間の関連案件の問い合わせ、検査と処分の監督等の業務メカニズムを改善し、行政法執行証拠の定着と引渡を規範化し、行政法執行と刑事司法のシームレスな対応を実現する。犯罪疑惑案件引渡中の案件関連物品の処置制度を改善し、案件関連物品保管の「公共物倉庫」と有毒有害物品の統一廃棄処理制度を模索・構築する。中央、省、市、県という四級連携の行政法執行と刑事司法の対応情報共有システムを構築し、対応業務の効率と規範化レベルを向上させる。

### 三、市場監督管理と早期警報防備能力を向上させる

(八) 法執行監督管理の情報化建設を強化する。法執行監督管理においてビッグデータ、クラウド・コンピューティング、モノのインターネット、モバイルインターネット等の新技術の研究開発と運用を強化し、違法犯罪情報源の発見、収集、識別、発掘、早期警報を強化し、事前防備と精確取締を徹底する。それぞれ部門間の法執行監督管理プラットフォームの開放性と共有を大いに推進し、「情報孤島」の局面を打破し、関連データ情報の統合、分析と検討評価を強化し、法執行監督管理の相乗効果を図る。電子商取引プラットフォーム企業が法執行監督管理部門に法執行と案件調査処分の関連データ情報を提供する制度を構築し、政府・企業間の協力を強化し、データ情報資源を活用し、法執行業務に支持を与える。

(九) 信用体系建設の推進を加速する。全面的に社会信用コード制度を実施・統一し、全国信用情報共有プラットフォームを改善し、全ての信用主体、全ての信用情報タイプ、全国の全ての地域の一体化信用情報体系を構築・普及し、複数部門間の信用情報交換共

有を推進する。信用情報の募集、保存と応用を強化し、信用厳守の連携激励と信用失墜の連携懲戒メカニズムを健全化し、信用失墜コストを高める。更に行政処罰案件情報公開と応用を推進し、情報公開の内部審査、書類管理、抜取検査と考査評定等の制度を健全化する。生産経営主体誠実信用書類と「ブラックリスト」制度を構築・改善し、関連情報を全国信用情報共有プラットフォームと企業信用情報公示システムに取り入れ、市場主体信用分類監督管理を実施する。積極的に企業信用情報公示システムの情報化プロジェクトを推進し、統一集計、法による公示、連携懲戒、社会監督を実現する。法により信用サービス市場を規範化し、社会信用サービス機構を育成・支援し、第三者が信用情報を利用して社会公衆に付加価値サービスを提供するように推奨する。

#### 四、法規標準と司法保護体系の改善を推進する

(十) 法規と標準の制定・改訂を加速する。著作権法、専利法、反不正競争法及び電子商取引、営業秘密保護等の法律法規の制定・改訂を推進し、知的財産税関保護条例、植物新品種保護条例を研究・改定し、法律法規の適用性と統一性を向上させる。刑法或いは関連司法が関連知的財産権犯罪を解釈する条項の改訂・改善を推進し、処罰に更なる力を入れ、罪状確定と刑の量定標準を改善し、刑法とその他法律間の効果的対応を強化する。知的財産権濫用を防止するための反独占法執行指南を制定する。電子商取引製品監督・抜取検査の管理方法を改善し、電子商取引分野での関連標準を制定する。法執行業務のプロセス規範を改善し、行政裁量標準を詳細化・数値化し、裁量範囲、種類と幅を規範化し、厳重に裁量権の行使を制限・規範化する。

(十一) 十分に司法保護の役割を果たす。法院と検察院が法により独立して公正に職権を行使するように支持し、権威・高効率の知的財産権司法保護体系を構築する。刑事司法保護を強化し、厳重に権利侵害と模倣取締犯罪を取締り、刑罰の抑止力を強化する。民事司法保護を強化し、技術専門家コンサルティングのメカニズムを改善し、法により権利者の挙証負担を低減させ、効果的に懲罰的賠償制度を実行し、知的財産権侵害の違法コストを高める。民事、刑事、行政案件審判「三位一体」改革を推進し、知的財産権審判体系を改善し、審判効率と専門化レベルを向上させる。知的財産権紛争に対する人民調停協議の司法確認制度を研究・構築する。

#### 五、複数関係者参与の共同治理仕組みを構築する

(十二) 社会組織の自治機能を強化する。社会組織が政府による権利侵害と模倣取締方針の研究、企業と公衆の合法的権益の維持、権利侵害と模倣違法犯罪の予防に参与する業務メカニズムを構築し、社会組織が知的財産権紛争を調停・処理する制度を模索・構築する。業界協会・商会類組織が業界自律と専門化サービス機能を強化するように支持し、そのメンバー向けの行為引率、規則約束、権益維持といった役割を果たし、業界データ統計を強化し、業界自律を促進し、自主的権利保護を推進し、業界の良性発展を導く。知的財産権サービス業を育成・支援し、知的財産権情報コンサルティング、研修、法律事務代行等の新業態の発展を支持する。

(十三) 企業の主体的責任を明確にする。生産経営企業が製品品質管理と知的財産権管理を強化し、自主的に法律を守り誠実信用厳守の経営を行うように指導し、権利者企業が案件関連物品鑑定に参与する制度を構築・改善する。電子商取引プラットフォーム企業がオンライン経営者向けの資格審査を強化するように督促し、インターネット取引、広告プロモーション等の業務とオンライン経営者の信用格付けの内部監督管理理度を構築・健全化する。防止と指導の結合、取締と扶助の両立を徹底し、供給側の構造的改革を結合・推進し、「インターネット+」を発展させ、企業が電子商取引を利用してマーケティングのルートを開拓し、自主的ブランドを育成するように引率・協力する。着実に上質製品生産企業の品質承諾活動を実行し、企業が国家標準と業界標準よりも厳格な企

業製品品質標準を採ることを承諾するように推奨する。企業の承諾履行状況に対して「ダブルランダム」法執行検査を行い、インターネットを通じて社会に承諾厳守企業、製品及び検査情報を公開し、「品質重視、承諾厳守」の企業を育成し、「中国製」製品の技術向上及び構造転換と高度化を促進する。

(十四) 世論監督と宣伝教育を強化する。マスコミの前向きな引率と世論監督の役割を果たし、積極的に従来型メディアと新型メディアを活かして方針措置を解説し、先進モデルを宣伝し、悪い手本事例を暴露する。宣伝教育活動を開催し、知的財産権と偽物識別知識を普及し、企業と公衆が権利侵害と模倣違法行為を通報するように推奨し、権利侵害と模倣を制止する良好な社会雰囲気醸成を醸成する。知的財産権人材育成メカニズムの革新を行い、知的財産権保護等の内容を小中高等学校の関連科目と大学の就職起業指導科目に取り入れ、創造と革新を尊重する意識を培う。

## 六、国際交流協力レベルを向上させる

(十五) 知的財産国際戦略を改善する。国際知的財産権制度の変遷傾向を把握し、我が国の国情を踏まえて知的財産権保護制度を改善し、知的財産権保護の国際化レベルを向上させる。経済貿易関連の多国間・二国間の知的財産権交渉と協議を深化させ、部門間の情報疎通と協調協力を強化する。伝統的知識、遺伝資源、民間芸術等の分野における知的財産権保護を強化する。関連法律法規により、我が国の対外貿易と関連する知的財産権保護制度を研究・構築し、輸出入段階における知的財産権侵害、対外貿易秩序妨害等の違法行為を予防・摘発し、積極的に知的財産権の海外権利保護を推進する。

(十六) 国際交流協力を深化・開拓する。中米、中欧、中日等の知的財産権ワーキンググループの対話メカニズムを強化し、適切に各関係者の喫緊な問題を処理する。自由貿易区戦略の実施を加速し、経済貿易分野の知的財産権協力を協調・推進し、企業の「海外進出」のために、より公平な知的財産権保護環境を作る。「一帯一路」の沿線国家や地域との知的財産権保護をめぐる交流協力を強化し、貿易と投資環境を最適化する。発展途上国との権利侵害と模倣取締協力分野を開拓・支援し、海外駐在商業機構と中国資本商会の役割を果たし、対外援助と研修等の方式を通じ、被援助側の権利侵害と模倣取締業務能力の向上を支持する。公安、税関、品質検査等の部門の法執行・案件調査処分における国際交流・協力を強化・拡大し、国境横断的な権利侵害と模倣商品の生産販売行為を共同で摘発する。

## 七、組織指導を強化する

(十七) 統合協調業務を強化する。全国知的財産権侵害と模倣・粗悪商品生産販売取締業務指導者グループは、組織指導を強化し、確実に政策制定、法執行協調、宣伝教育、渉外交渉等の業務を徹底し、各メンバー企業が更に効果的な治理モードを形成するように統合・協調しなければならない。積極的に国务院の知的財産権戦略実施業務部局間合同会議制度の役割を果たし、メカニズム間の疎通協調を強化し、各関係者の積極性を引出し、業務の相乗効果を図らなければならない。

(十八) 地方政府の責任を明確にする。地方の各級人民政府は権利侵害と模倣取締所在地責任を明確にし、権利侵害と模倣取締業務の統合協調メカニズムを健全化し、人員と業務経費を明確にし、権利侵害と模倣取締業務を効果的に推進しなければならない。権利侵害と模倣取締業務を地方政府の業績評定体系に取り入れ、科学的に評定指標を設定し、評定評価メカニズムを改善し、定期的に評価を行い、各任務の実行を確保しなければならない。

(十九) 法執行能力の向上を強化する。厳重に行政法執行人員の資格管理と資格認定就業制度を実行し、法によりそれぞれ職位の法執行人員の法執行責任を明確にし、全面的に法執行責任制を実行し、激励と拘束制度を改善する。基層の法執行の力を調整・拡充し、業務研修を強化し、案件調査処分の技能と法律厳守の行政レベルを向上させる。

権利侵害と模倣取締法執行の経費と案件関連物品環境の無害化処理経費の財政的保障を強化し、法執行装備と検証検査技術条件を改善し、法執行監督管理能力を向上させる。

国务院

2017年3月9日

(本文書を公開發布する)

出所：国务院关于新形势下加强打击侵犯知识产权和制售假冒伪劣商品工作的意见（国发〔2017〕14号）を基に、JETRO 北京事務所にて日本語仮訳を作成。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/22/content\\_5179592.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-03/22/content_5179592.htm)

## 中国専利法改正案の概要

### 専利法改正の経緯

現在施行されている「専利法」は、2008年の第三次改訂版である。2012年1月より第四次改訂作業が開始されており、2012年8月にパブリック・コメントを出し意見募集を行い、2013年1月に国務院の審査に送られた。

その後、2015年4月1日、中国知識産権知局は「中華人民共和国専利法改訂草案」を発表し、2015年4月28日まで意見募集を行った。

更に、2015年12月2日に国務院法制弁公室が「中華人民共和国専利法改訂草案（送審稿）」を公開し、再度の意見募集が行われた。

### 改正専利法の概要

#### 1. 改正の概要

- (1) 政府機能の法定の要請を確実にし、サービス型政府を構築する。
- (2) 専利審査制度をより完全なものとし、専利の品質を向上させる。
- (3) 専利代理の法律制度をより完全なものとし、知的財産サービス業の健全な発展を促進する。
- (4) 専利保護を強化し、専利権者の合法的權益を保護する。
- (5) 専利の実施と運用を促進し、専利の価値を実現する。

#### 2. 主な改正内容

##### (1) 部分意匠制度（2条）

現行法では全体意匠のみが保護対象であったが、製品の一部の形状、模様またはその組み合わせ、及び色彩と形状、模様の組み合わせが保護の対象となった。

##### (2) 意匠権存続期間の延長（42条）

意匠の存続期間が出願日から10年から15年に延長されている。

##### (3) 審判における職権探知主義の明確化（41条、46条）

##### (4) 専利権の故意侵害に関する規定の導入（60条2項、68条1項）

行政部門は、団体侵害、重複的な侵害などの市場の秩序を攪乱させるような故意的な専利侵害行為に対しては、もっぱら侵害品を製造するためまたは侵害方法を使用するための部品、道具、金型、設備などを没収し、かつ侵害者に罰金を課することができる。

##### (5) 損害賠償責任の強化（68条）

法定賠償額が1万元以上100万元以下から10万元以上500万元以下に引き上げられた。また、故意に侵害行為を行った者に対しては、1倍以上3倍以下の賠償金額を確定することができるとして、懲罰的損害賠償規定を導入した。

##### (6) 権利者による損害賠償額の立証負担の軽減（68条3項）

人民法院が、専利権侵害行為が成立したと認定した後、賠償金額の確定のために、権利者は証拠の提示に尽力し、権利侵害行為と関連のある帳簿、資料が主に権利侵害者が掌握している状況下において、権利侵害者に権利侵害行為と関連する帳簿、資料

の提出を命令することができる。権利侵害者が帳簿や資料を提示しない又は虚偽の帳簿、資料を提示した場合、人民法院は権利者の主張と提供された証拠を参考にし、賠償金額の判定を行うことができる。

(7) 間接侵害 (62 条)

専用品などであることを知りながら実施した場合、専利製品又は専利方法であることを知りながら他人が実施するように誘導した場合に、連帯責任を負う旨の間接侵害規定が新たに規定された。

(8) インターネット・サービス・プロバイダーの責任 (63 条)

ISP が専利権侵害事実を知りながら、侵害製品の情報などをインターネット上のショッピングモール等から即時に削除するなどの措置を取っていなかった場合等に、連帯責任を負うことが規定された。

(9) 実施許諾用意制度 (82 条～84 条)

権利者が自己の所有する専利について第三者から実施許諾を求められた場合に拒否しないことを宣言し、その実施料を明確にした場合、中国知的財産局はその旨を公告するなどの規定が新設された。

(10) 標準必須専利の黙示実施許諾制度 (85 条)

**全体として**

第 4 次専利法改正案では権利行使に関する規定が強化されたが、権利侵害行為に「輸出」行為が規定されていないこと、実用新案や意匠が初歩審査のみで登録されるにもかかわらずそれらに係る紛争が生じた場合であっても専利権評価報告の提出が義務付けられていないこと等の懸念もある。改正専利法の施行、及び、同法に基づく実務の運用の動向を注視していく必要がある。

国家工商行政管理総局令第 60 号 インターネット取引管理弁法

# 国家工商行政管理総局令

## 第 60 号

「インターネット取引管理弁法」は中華人民共和国国家工商行政管理総局局務会議の審議を経て採択されたので、ここに公布し、2014 年 3 月 15 日から施行する。

局長 張茅

2014 年 1 月 26 日

# インターネット取引管理弁法

(2014 年 1 月 26 日付け国家工商行政管理総局令第 60 号にて公布)

## 第一章 総 則

**第一条** インターネット商品取引及び関連サービスを規範化し、消費者及び経営者の合法的な權益を保護し、インターネット経済の持続的、健全的な発展を促進するために、「消費者權益保護法」、「産品質量法」(製品品質法)、「反不正競争法」、「契約法」、「商標法」、「広告法」、「權利侵害責任法」、「電子署名法」等の法律・法規に基づき、本弁法を制定する。

**第二条** 中華人民共和国国内でインターネット商品取引及び関連のサービスを行うには、中華人民共和国の法律・法規及び本弁法の規定を遵守しなければならない。

**第三条** 本弁法でいうインターネット商品取引とは、インターネット(モバイルインターネットを含む)を通じて商品を販売する又はサービスを提供する営業活動をいう。

本弁法でいう関連サービスとは、インターネット商品取引に提供される第三者取引プラットフォーム、宣伝・プロモーション、信用評価、支払の決済、物流、速達、インターネット接続、サーバーのハウジング、バーチャルスペースの賃貸利用、ウェブサイト・ホームページのデザイン・制作などの営利的サービスをいう。

**第四条** インターネット商品取引及び関連サービスに従事するには、自主・公正・誠実信用の原則に従い、商業道德及び公序良俗を遵守しなければならない。

**第五条** インターネット商品経営者、関連サービス経営者が経営方式を刷新し、サービスのレベルを高め、インターネット経済の発展を推進するよう奨励・支持する。

**第六条** インターネット商品経営者、関連サービス経営者により業界組織を設立し、業界内規約を確立し、業界の信用構築を推進し、業界の自主規制を強化し、業界の発展の規範化を促進するよう奨励・支持する。

## 第二章 インターネット商品経営者及び関連サービス経営者の義務

### 第一節 一般的規定

**第七条** インターネット商品取引及び関連サービスに従事する経営者は、法により工商登記を行わなければならない。

インターネット商品取引に従事する自然人は、第三者取引プラットフォームを通じて営業活動を行うものとし、第三者取引プラットフォームに、氏名、住所地、有効な身分証明、有効な連絡方式など真実の身分情報を提示しなければならない。登記登録条件を具備する場合、法により工商登記を行う。

インターネット商品取引及び関連サービスに従事する経営者が販売した商品又は提供したサービスは、法律、行政法規又は国务院決定で規定された行政許可の取得が必要なものに当たる場合、法により関連許可を取得しなければならない。

**第八条** 工商行政管理部門にて登記登録をしており、すでに営業許可証を受領した法人、その他の経済組織又は個人経営者であって、インターネット商品取引及び関連サービスに従事する者は、そのウェブサイトのホームページ又は営業活動を行うホームページの目立つ位置に営業許可証に記載された情報又はその営業許可証の電子リンク標識を公開しなければならない。

**第九条** インターネットで取引される商品又はサービスは、法律・法規・規則の規定に合致しなければならない。法律・法規によりその取引が禁止される商品又はサービスについて、経営者はインターネット上で取引をしてはならない。

**第十条** インターネット商品経営者は、消費者に商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、「消費者権益保護法」、「産品質量法」等の法律・法規・規則の規定を遵守しなければならない。消費者の合法的権益を害してはならない。

**第十一条** インターネット商品経営者は、消費者に商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、消費者に経営住所地、連絡方式、商品又はサービスの数量と品質、代価又は費用、履行期限と方式、支払方式、返品又は交換の方式、安全注意事項とリスク警告、アフターサービス、民事責任などの情報を提示し、安全保障措置を取って取引の安全性・確実性を確保するとともに、承諾どおりに商品又はサービスを提供しなければならない。

**第十二条** インターネット商品経営者は、商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、商品又はサービスの完全性を保証しなければならない。非合理的な商品又はサービスの分割販売、最低消費基

準の設定、別途の不合理な費用徴収をしてはならない。

**第十三条** インターネット商品経営者は、商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、国家の関連規定又は商慣行により消費者に領収書など商品購入の証憑又はサービス伝票を発行しなければならない。消費者の同意を得た場合、電子化したものを発行してもよい。電子化した商品購入の証憑又はサービス伝票は、消費者からの苦情を処理する根拠とすることができる。

消費者から領収書など商品購入の証憑又はサービス伝票の発行を要求された場合、インターネット商品経営者は、それを発行しなければならない。

**第十四条** インターネット商品経営者、関連サービス経営者が提供する商品又はサービスの情報は真実かつ正確なものでなければならず、虚偽の宣伝及び虚偽の表示をしてはならない。

**第十五条** インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、商品を販売する又はサービスを提供するに当たって、「商標法」、「企業名称登録管理規定」等の法律・法規・規則の規定を遵守しなければならない。他人の登録商標専用権や企業名称権などの権利を侵害してはならない。

**第十六条** インターネット商品経営者が商品を販売する場合、消費者は商品を受け取った日から7日以内に、理由を説明せずに返品する権利を有する。ただし、以下のような商品はこの限りではない。

- (一) 消費者が注文して作らせたもの
- (二) 生きているものや腐りやすいもの
- (三) オンラインでダウンロードした又は消費者が開封した録音録画製品、コンピューターソフトウェアなどデジタル化した商品
- (四) 交付した新聞紙、定期刊行物

前項に記載される商品以外、その他の商品の性質によりかつ消費者が購入した時に確認した返品すべきでない商品は、理由なき返品原則を適用しない。

消費者が返品した商品は、完全なものでなければならない。インターネット商品経営者は返品商品を受け取った日から7日以内に、消費者が支払った商品代金を返却しなければならない。返品商品の運賃は消費者が負担する。インターネット商品経営者と消費者の間に別途約定がある場合、約定にしたがう。

**第十七条** インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、経営活動において契約の定型条項を採用する場合、法律・法規・規則の規定に合致し、公平の原則に従って取引双方の権利と義務を定め、顕著な方式で消費者に、消費者と重大な利害関係のある条項への注意を促し、消費者の要求に応じて説明を行わなければならない。

インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、電子契約の定型条項などの方式により、消費者の権利の排除又は制限、経営者の責任の軽減又は免除、消費者の責任の加重など、消費者にとって不公平・不合理な規定を定めてはならず、契約の定型条項を利用し技術手段を借りて取引を強要してはならない。

**第十八条** インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、営業活動において消費者又は経営者の情報の収集、使用に当たっては、合法・正当・必要の原則に従い、情報収集・使用の目的、方法、範囲を明示し、かつ、被収集者からの同意を得なければならない。インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、消費者又は経営者の情報収集・使用に当たっては、その収集・使用の規則を公開しなければならない。法律・法規の規定及び双方間の取決めに違反して情報の収集・使用を行ってはならない。

インターネット商品経営者、関連サービス経営者及びその従業員は、収集した消費者の個人情報又は経営者の営業秘密に係るデータ情報について厳格に秘密を保持しなければならない。漏洩、売却又は不法に他人に提供してはならない。インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、技術的措置とその

他の必要な措置を講じて、情報の安全を確保し、情報の漏洩、紛失を防止しなければならない。情報の漏洩、紛失が起きている又は起きる恐れのある場合には、直ちに救済措置を講じなければならない。

インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、消費者からの同意を得ていない、若しくは要請を受けていない場合、又は消費者がはっきりと拒否をした場合には、消費者に商業的電子情報を送信してはならない。

**第十九条** インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、商品又はサービスを販売するに当たって、「反不正当竞争法」等法律の規定を遵守しなければならない。不正競争により、ほかの経営者の合法的権益に損害を与え、社会経済秩序をかく乱してはならない。また、ネット技術手段又は媒体等の方式を利用して、下記の不正競争行為を行ってはならない。

(一) 有名ウェブサイト特有のドメインネーム、名称、標章を無断使用し、又は有名ウェブサイトに近いドメインネーム、名称、標章を使用し、他人の有名ウェブサイトと混同を生じさせ、消費者の誤認を引き起こすこと

(二) 政府部門又は社会団体の電子標章を無断使用、偽造をし、誤解を引き起こすような虚偽の宣伝をすること

(三) バーチャル物品を景品とする抽選式景品付き販売を行い、インターネット市場でのバーチャル物品の取決め金額が法律・法規に認められる上限額を超えていること

(四) 架空の取引、不利な評価の削除などにより、自分又は他人の商業名声を引き上げること

(五) 取引成立後の事実と反する悪意のある評価により、競合相手の商業名声に損害を与えること

(六) 法律、法規に規定されるその他の不正競争行為。

**第二十条** インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、競合相手のウェブサイト又はウェブページに不法な技術的攻撃を行い、競合相手の正常な経営ができなくしてはならない。

**第二十一条** インターネット商品経営者、関連サービス経営者は、国家工商行政管理総局の規定に基づき、所在地の工商行政管理部門に経営の統計資料を報告送付しなければならない。

## 第二節 第三者取引プラットフォーム経営者に関する特別規定

**第二十二条** 第三者取引プラットフォーム経営者は、工商行政管理部門で登記登録をし、かつ営業許可証を受領した企業法人でなければならない。

前項でいう第三者取引プラットフォームとは、インターネット商品取引活動において、取引する両者又は多者が独自に取引活動を行うよう、取引する両者又は多者に対しウェブスペース、バーチャルな経営場所、取引規則、取引マッチング、情報発信等のサービスを提供する情報ネットワークシステムをいう。

**第二十三条** 第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォームに加入して商品を販売する又はサービスを提供することを申請する法人、その他の経済組織又は個人経営者の経営主体の資格について審査・登録をして、登録ファイルを作成し、定期的に確認・更新を行い、その営業活動を行うホームページの目立つ位置に営業許可証に記載された情報又はその営業許可証の電子リンク標識を公開しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、工商登記登録条件を具備しないもので、プラットフォームに加入して商品を販売する又はサービスを提供することを申請する自然人の真実の身分情報について審査、登記をして、登録ファイルを作成し、定期的に確認・更新を行い、個人の身分情報が真実で合法であることを証明する標識を発行し、その営業活動を行うホームページの目立つ位置に掲載しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、審査と登録をする時に、相手に登録協議を十分に知らせ、同意させて、また義務と責任条項への注意を促さなければならない。

**第二十四条** 第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォームに加入して商品を販売する又はサービスを提供することを申請する経営者と協議を締結して、双方のプラットフォームの加入と脱退、商品とサービスの品質安全の保障、消費者権益の保護などについての権利、義務と責任を明らかにしなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム上の経営者との協議、取引規則を修正するに当たって、「公開・連続・合理」という原則に従い、最低7日前に修正内容を公示し、かつ、関連の経営者に通知しなければならない。プラットフォーム上の経営者が、協議又は規則の修正内容を受け入れず、プラットフォームからの脱退を申請する場合に、第三者取引プラットフォーム経営者は、その脱退を認め、かつ、当初の協議又は取引規則に基づいて関連の責任を負わなければならない。

**第二十五条** 第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム上の取引規則、取引安全の保障、消費者権益の保護、不良情報処理などを含む管理制度を作成しなければならない。各管理制度をそのウェブサイトに公示し、かつユーザーが便利・完全に閲覧し保存することができるように技術面で保証しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、必要な技術手段と管理措置を講じ、正常なプラットフォーム運営を確保して、必要かつ信頼できる取引環境と取引サービスを提供し、インターネット取引秩序を維持しなければならない。

**第二十六条** 第三者取引プラットフォーム経営者は、プラットフォームを通じて商品を販売する又はサービスを提供する経営者、及びその発表した商品とサービス情報に対して検査監督制度を設け、工商行政管理法律・法規・規則に違反する行為を発見した場合、プラットフォーム経営者の所在地の工商行政管理部門に報告し、適時に措置を講じて制止しなければならない。必要な場合は第三者取引プラットフォームサービスの提供を中止することができる。

工商行政管理部門が、プラットフォーム上において工商行政管理法律・法規・規則に違反する行為を発見し、法により措置を講じて制止するよう第三者取引プラットフォーム経営者に要求した場合、第三者取引プラットフォーム経営者はこれに協力しなければならない。

**第二十七条** 第三者取引プラットフォーム経営者は必要な手段を講じて登録商標専用権、企業名称権等の権利を保護しなければならない。権利者において、プラットフォーム上の経営者がその登録商標専用権、企業名称権等の権利を侵害した行為、又はその合法的な権益に損害を与える不正競争行為を実施したことの証明証拠がある場合、「権利侵害責任法」に基づき、必要な措置を取らなければならない。

**第二十八条** 第三者取引プラットフォーム経営者は、消費紛争の和解・消費者権益保護の自己規制制度を構築しなければならない。消費者がプラットフォーム上の商品の購入又はサービスの受入れにおいて、消費紛争が発生し又はその合法的な権益に損害が与えられたとき、消費者がプラットフォームに調停を求めた場合に、プラットフォームは調停を行わなければならない。消費者がその他のルートを通じて権利擁護をする場合に、プラットフォームは消費者に、経営者の真実のウェブサイト登録情報を提供し、消費者が自身の合法的権益を守ることに積極的に協力しなければならない。

**第二十九条** 第三者取引プラットフォーム経営者が、プラットフォーム上で自ら商品又はサービス事業を行う場合は、消費者に誤解を生じさせないように、顕著な方法によって自営部分とプラットフォームにおけるその他の経営者の経営部分を区分・表記しなければならない。

**第三十条** 第三者取引プラットフォーム経営者は、そのプラットフォーム上で公開された商品及びサ

ービスの情報の内容とその発布時間を審査、記録、保存しなければならない。プラットフォーム上の経営者の営業許可証又は個人の真実の身分情報の記録は、経営者のプラットフォームでの登録抹消日から最低2年間、取引記録などその他の情報記録のバックアップは、取引完成日から最低2年間保存しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者は、電子署名、データのバックアップ、故障回復等の技術的手段を使い、インターネット取引データ・資料の完全性と安全性を確保し、オリジナルデータの真実性を保証しなければならない。

**第三十一条** 第三者取引プラットフォーム経営者は、第三者取引プラットフォームサービスの提供を終止しようとする場合に、最低3ヶ月前に、そのウェブサイトのホームページの目立つ位置にその旨を公示し、かつ、関連の経営者及び消費者に通知して、関連の経営者及び消費者の合法的権益を保障するために必要な措置を講じなければならない。

**第三十二条** 第三者取引プラットフォーム経営者が取引当事者に公平かつ公正な信用評価サービスを提供し、経営者の信用状況を客観的、公正に採取・記録して、取引リスクを警告するために、信用評価体系・信用開示制度を構築するよう奨励する。

**第三十三条** 第三者取引プラットフォーム経営者が消費者権益保証金を設置するよう奨励する。消費者権益保証金は、消費者の権益保障のために用いられるものであり、ほかの用途に流用してはならず、使用の状況を定期的に公開しなければならない。

第三者取引プラットフォーム経営者が、プラットフォーム上の経営者と合意の上、消費者権益保証金を設置する場合に、双方で消費者権益保証金の積立額、管理、使用及び返却のルールについて明確な取決めをしなければならない。

**第三十四条** 第三者取引プラットフォーム経営者は、工商行政管理部門によるインターネット上の不法経営行為の摘発に積極的に協力し、そのプラットフォーム上で不法経営を行った疑いがある経営者の登録情報、取引データなどの資料を提供しなければならない、真実を隠してはならない。

### 第三節 その他関連サービス経営者に関する特別規定

**第三十五条** インターネット商品取引に、インターネット接続、サーバーのハウジング、バーチャルスペースの賃貸利用、ウェブサイト・ホームページのデザイン・制作などのサービスを提供する関連サービス経営者は、申請者に経営資格の証明及び個人の真実の身分情報を提供することを要求し、サービス契約を締結し、法によりそのオンライン情報を記録しなければならない。申請者の営業許可証又は個人の真実の身分情報などの情報記録のバックアップの保存時間は、サービス契約の終止又は履行終了の日から2年を下回ってはならない。

**第三十六条** インターネット商品取引に信用評価サービスを提供する関連サービス経営者は、合法的な経路を通じて信用の情報を収集し、「中立・公正・客観」という原則を堅持して、ユーザーの信用格付け又は関連の情報を勝手に調整してはならず、収集した信用情報をいかなる不法な用途にも利用してはならない。

**第三十七条** インターネット商品取引に宣伝・プロモーションサービスを提供するに当たっては、関連の法律・法規・規則の規定に合致しなければならない。

ブログ、マイクロブログ等のソーシャルメディアを通じて宣伝・プロモーションサービスを提供し、商品又はサービスについてコメントし、それによって報酬を得ている場合、消費者に誤解を生じさせな

いように、事実の通りその性質を開示しなければならない。

**第三十八条** インターネット商品取引に、インターネット接続、支払の決済、物流、速達等のサービスを提供する関連サービス経営者は、工商行政管理部門によるインターネット商品取引関連違法行為の摘発に積極的に協力し、不法経営の疑いがあるインターネット商品経営者の登録情報、連絡先、住所などの関連データ、資料を提供しなければならない、真実を隠してはならない。

### 第三章 インターネット商品取引及び関連サービスへの監督管理

**第三十九条** インターネット商品取引及び関連サービスへの監督管理は、県級以上の工商行政管理部門が担当する。

**第四十条** 県級以上の工商行政管理部門はインターネット商品取引及び関連サービスの信用ファイルを作成し、日常の監督検査の結果、法に違反する行為への摘発などの状況を記録しなければならない。信用ファイルの記録に基づき、インターネット商品経営者、関連サービス経営者に対し信用分類監督管理を実施する。

**第四十一条** インターネット商品取引及び関連サービスをめぐる不法行為は、不法行為が生じた経営者の住所所在地の県級以上の工商行政管理部門が管轄する。そのうち、第三者取引プラットフォームを通じて経営活動を行う経営者の違法行為は、第三者取引プラットフォーム経営者の住所所在地の県級以上の工商行政管理部門が管轄する。第三者取引プラットフォーム経営者の住所所在地の県級以上の工商行政管理部門は、他所にある不法行為者を管轄することが困難な場合、不法行為者の法違反の事情を不法行為者の所在地の県級以上の工商行政管理部門に移送して処理させることができる。

二つ以上の工商行政管理部門はインターネット商品取引及び関連サービスをめぐる不法行為の管轄権について争議がある場合、共通の1級上の工商行政管理部門に報告し、管轄権を指定してもらわなければならない。

全国範囲で重大な影響があり、消費者の権益を深刻に侵害し、集団苦情を誘発し、又は事情が複雑なインターネット商品取引及び関連サービスをめぐる不法行為は、国家工商行政管理総局が摘発するか、又は省級工商行政管理局を指定して摘発させる。

**第四十二条** インターネット商品取引及び関連サービス活動における消費者が工商行政管理部門に苦情を申し立てた場合、「工商行政管理部門が消費者苦情を処理する弁法」にしたがって処理する。

**第四十三条** 県級以上の工商行政管理部門は、違法の疑いがあるインターネット商品取引及び関連サービス行為を摘発するときに、以下に掲げる職権を行使することができる。

(一) 関係する当事者を尋問し、それが法に違反するインターネット商品取引及び関連サービス行為に従事したと疑われる関連事情を調査すること

(二) 当事者の取引データ、契約書、伝票、帳簿及びその他の関係データ、資料を検閲、複製すること

(三) 法律・法規の規定に準拠し、法に違反するインターネット商品取引及び関連サービス行為に使用される商品、工具、設備等の物品を封印し、差し押さえ、法に違反するインターネット商品取引及び関連サービス行為に使用される経営場所を封印すること

(四) 講じることができるものとして法律・法規に定めたその他の措置

工商行政管理部門が法により前項に定める職権を行使するときに、当事者はこれに協力、服従しなければならない、拒否、妨害してはならない。

**第四十四条** 工商行政管理部門のインターネット商品取引及び関連サービス活動に対する技術的監視

測定記録資料は、法に違反するインターネット商品経営者、関連サービス経営者に対し行政処罰を実施し又は行政上の措置を講じるための電子データ証拠とすることができる。

**第四十五条** インターネット商品取引及び関連サービス活動において、工商行政管理に関する法律・法規の規定に違反し、情状が重大で、措置を講じて不法ウェブサイトが引き続き不法活動を行うことを差し止める必要がある場合、工商行政管理部門は関係規定に基づき、ウェブサイトの許可地又は届出地の通信管理部門に対し、法により当該不法ウェブサイトへの接続サービスの一時遮断又は停止を命じるよう要請することができる。

**第四十六条** 工商行政管理部門はウェブサイトの不法行為に対して行政処罰を科した後に、当該不法ウェブサイトを開鎖する必要がある場合、関係規定に基づき、ウェブサイト許可地又は届出地の通信管理部門に対し、法により当該不法ウェブサイトを開鎖するよう要請することができる。

**第四十七条** 工商行政管理部門は、インターネット商品取引及び関連サービス活動に対する監督管理において、他の部門で摘発すべき違法行為を発見した場合、法により関連の部門に移送しなければならない。

**第四十八条** 県級以上の工商行政管理部門は、インターネット商品取引及び関連サービスに関する監督管理作業責任制度を構築し、法により職責を果たさなければならない。

#### 第四章 法的責任

**第四十九条** 本弁法に違反する行為について、法律・法規に別途の処罰規定がある場合、その規定に準拠する。

**第五十条** 本弁法第七条第二項、第二十三条、第二十五条、第二十六条第二項、第二十九条、第三十条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第三十八条の規定に違反した場合、警告を与え、是正を命じる。是正を拒否した場合、一万元以上三万元以下の罰金を科する。

**第五十一条** 本弁法第八条、第二十一条の規定に違反した場合、警告を与え、是正を命じる。是正を拒否した場合、一万元以下の罰金を科する。

**第五十二条** 本弁法第十七条の規定に違反した場合、「契約違法行為監督処理弁法」の関連規定にしたがって処罰する。

**第五十三条** 本弁法第十九条第（一）号の規定に違反した場合、「反不正当竞争法」第二十一条の規定にしたがって処罰する。本弁法第十九条第（二）号、第（四）号の規定に違反した場合、「反不正当竞争法」第二十四条の規定にしたがって処罰する。本弁法第十九条第（三）号の規定に違反した場合、「反不正当竞争法」第二十六条の規定にしたがって処罰する。本弁法第十九条第（五）号の規定に違反した場合、警告を与え、是正を命じ、一万元以上三万元以下の罰金を併科する。

**第五十四条** 本弁法第二十条の規定に違反した場合、警告を与え、是正を命じ、一万元以上三万元以下の罰金を併科する。

## 第五章 附 則

**第五十五条** 第三者取引プラットフォームを通じて商品又は営利的サービスの情報を発布しているが、取引過程が直接プラットフォームを通じずに行われた経営活動について、本弁法におけるインターネット商品取引に関する管理規定を参照の上適用する。

**第五十六条** 本弁法は国家工商行政管理総局により解釈を行う。

**第五十七条** 省級の工商行政管理部門は、本弁法の規定に基づき、インターネット商品取引及び関連サービスの監督管理の実施に関する指導的意見を制定することができる。

**第五十八条** 本弁法は、2014年3月15日より施行する。国家工商行政管理総局から2010年5月31日付けで発布された「インターネット商品取引及び関連サービス行為に関する管理暫定弁法」は同時に廃止する。

政府模倣品・海賊版対策総合窓口

経済産業省製造産業局模倣品対策室

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

Tel：03-3501-1701（9:30～12:00、13:00～17:00）

Fax：03-3501-0190

URL：<http://www.meti.go.jp/policy/ipr/>